

点検・評価報告書

龍谷大学短期大学部

目 次

序章	1
I. 理念・目的	3
II. 教育研究組織	10
III. 教員・教員組織	14
IV. 教育内容・方法・成果	
1. 「教育目標・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」	22
2. 「教育課程・教育内容」	31
3. 「教育方法」	39
4. 「成果」	45
V. 学生の受け入れ	52
VI. 学生支援	62
VII. 教育研究等環境	73
VIII. 社会連携・社会貢献	92
IX. 管理運営・財務	
1. 「管理運営」	97
2. 「財務」	109
X. 内部質保証	118
オプション項目【特色ある取り組み】	125
終章	132

本報告書は、公益財団法人大学基準協会に提出後、誤植等が判明したため、一部修正を加えています。

学校法人龍谷大学は、現在、1 短期大学と 8 学部（文学部、経済学部、経営学部、法学部、理工学部、社会学部、国際文化学部、政策学部）からなる 4 年制大学と 9 つの大学院研究科、1 専門職大学院を設置している。学舎は、深草学舎（京都市伏見区）、大宮学舎（京都市下京区）、瀬田学舎（滋賀県大津市）からなるが、短期大学部は深草学舎にあり、龍谷大学と併設されている。本報告書では、龍谷大学短期大学部を示す場合は「本学」と称し、4 年制大学を示す場合は、「龍谷大学」と称する。加えて 4 年制大学と短期大学部を併せて表記する際には、「全学」と称する。

序章

1. 自己点検・評価の実施経過

近年、短期大学を取り巻く環境は、18 歳人口の減少により志願者数が減少し、約 7 割が入学定員割れを起こしているという大変厳しい状況にある。このような中、本学は大学に併設する短期大学という利点を活かし、変化し続ける多様なニーズに応えるべく自己点検・評価活動に毎年取り組み、教育・研究・社会活動を積極的に展開してきた。

自己点検・評価に基づく教育・研究・社会活動は、短期大学として情報公開するとともに、社会に対して説明責任を果たす義務がある。学校教育法に基づく第三者による認証評価を受け、本学の教育・研究状況を公表するとともに、社会に対する責任を果たすため、2010 年度に大学基準協会の短期大学認証評価を受審し、「適合」の評価を受けた。

龍谷大学は全学的に、中・長期計画に基づき諸事業に取り組んでおり、2010 年度からの 10 年間を「第 5 次長期計画」期間と位置付けている。本学はこれに則り、学生や保護者、社会等のステークホルダーの要請に応えるため諸事業に真摯に取り組んでいる。

本学はこれまで 3 度、文部科学省の現代的教育ニーズ取組支援プログラム（通称：現代 GP）、特色ある大学教育支援プログラム（通称：特色 GP）に採択された。また、これまで本学が蓄積してきた教学資産の有効活用を図るため、2011 年 4 月に社会福祉科を「社会福祉学科」に名称変更するとともに、新たに「こども教育学科」を設置した。

個々の教育職員が教育・研究活動を真摯に振り返り、社会活動への積極的な参画を果たしてきたことが、現在の本学の維持・発展に繋がっている。各自の意識改革を通して、今後も引き続き自己点検・評価のマネジメントサイクルを機能させることにより、より一層社会的使命を果たしていきたい。

2. 自己点検・評価の体制

本学における自己点検・認証評価の体制は、次に示すとおりである。併設の龍谷大学において設置・機能している組織や制度を併用しているため、本学では 4 年制学部の基準に沿った運用がなされている。まず、全学の自己点検・評価を所管する組織である全学大学

評価会議があり、その下に具体的な業務を審議する大学評価委員会が設置されている。本学においては、短期大学部自己点検・評価委員会（以下、「短大自己点検・評価委員会」）が、その任にあたることになっている。

このたびの自己点検・認証評価に際して、「短大自己点検・評価委員会」は、本学各教職員が学内委員として所管する業務について点検するとともに、全体を俯瞰して作業を進め、適宜、全学の大学評価委員会と調整を行いながら、以下のとおり報告書を作成した。

3. 前回の認証評価結果を受けての改善活動

2010年度の短期大学認証評価結果において、「研究活動と研究環境」について助言を受けた。具体的には、①「研究業績が少ない教員が見受けられ、また、科学研究費補助金などの申請数も少ないので、研究活動を活発化させるよう改善が望まれる」、②「研究倫理に関する規程や委員会が整備されていないので、改善が望まれる」の2点であった。この助言を受けた改善活動は、①科学研究費補助金については、申請数の増減はあるが、採択総額は増加傾向にあり、一定の改善とみることができる。また、②研究倫理に関する各種規程の整備、委員会の設置による環境整備の結果、研究遂行上の倫理的配慮がなされた研究が実行されうる体制が整った。詳細については、以下報告書記載のとおりである。

基準 1. 理念・目的

1. 現状説明

(1) 短期大学・学科・専攻科の理念・目的を適切に設定しているか。

1) 短期大学部全体

本学は、1950年、日本における短期大学制度の創設と同時に、龍谷大学短期大学部仏教科として誕生した。1962年に社会福祉科を開設し、保育士養成を中心に取り組み、以来、有為の人材を輩出してきた。1985年には専攻科仏教専攻を開設したが、時代の要請により仏教科ならびに専攻科仏教専攻は、併設する龍谷大学文学部に移管され、専攻科は1992年に開設された福祉専攻のみとなったが、2010年にその社会的使命・役割を一定程度果たしたとして閉鎖した。本学の個性化への対応として、2011年4月には社会福祉科を社会福祉学科に名称変更するとともに、新たにこども教育学科を設置した。

併設する龍谷大学は、1639年に西本願寺に設けられた教育機関「学寮」を起源とし、これまで370余年の間、教育・研究の灯火を絶やすことなく、有為な人材の育成に努めてきた。この長い歴史の中で僧侶養成機関としての使命を果たすとともに、宗学のみならず広範の学識が必要であるとの認識に立ち、明治初期には英語学・物理学・倫理学・経済学などの学問を取り入れた教育を始めた。1922年には旧制大学令により龍谷大学として認可され、文学部、大学予科、専門部を設置した。その後も1960年に深草学舎を開設し、社会科学系の学部を設置して総合大学としての歩みを始め、1989年には瀬田学舎を開設するとともに仏教系大学としては初となる理工学部を設置し、現在では8学部、9研究科、1専門職大学院、4付置研究所を擁する総合大学へと発展している。本学と併設する大学の学生総数は、約2万人（本学483人、大学：18,859人）である。

以上のとおり、本学は、大学を併設するメリットを最大限に生かしながら、長い歴史と共に時代を歩んできた。

このような歴史的経緯の中で、大学運営および教学展開の拠り所となっているのが建学の精神である「浄土真宗の精神」であり、そのことを龍谷大学短期大学部学則第3条に定めている（資料 1-1）。

本学は、教育基本法並びに学校教育法による短期大学として、浄土真宗の精神に基づき実際に即した専門の教育を施し、併せて有為の人材を養成することを目的とする。

（出典：龍谷大学短期大学部学則 第3条）

<建学の精神>

本学の建学の精神である「浄土真宗の精神」は、普遍的かつ不変のものである。このことを大学構成員に周知し、社会に示すべく、1969年に星野元豊第9代学長が、親鸞聖人の

生き方を踏まえて、「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」と要約した。また、1996年には、建学の精神を共に学び、共に実践するための平易な表現として「平等」「自立」「内省」「感謝」「平和」の5項目にまとめた。

上記の「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」や5項目は、建学の精神がより深く理解されることを目的とした表現であり、「浄土真宗の精神」に置き換えることを意図としたものではない。しかしながら、近年、これらの表現が建学の精神そのものと理解され、建学の精神が「浄土真宗の精神」であるという認識が低下していると危惧されていた。

この点について、2012年度に大学執行部である部局長会が、建学の精神そのものである「浄土真宗の精神」のもとに、「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」を本学の育成すべき人間像として、また、それを実現するための心として「平等」「自立」「内省」「感謝」「平和」の5項目を位置づけ、整理した。

現在では、これらの内容を包括して、以下のように「龍谷大学の『建学の精神』」として明文化している（資料1-2）。

龍谷大学の「建学の精神」

龍谷大学の「建学の精神」は「浄土真宗の精神」です。

浄土真宗の精神とは、生きとし生けるもの全てを、迷いから悟りへ転換させたいという阿弥陀仏の誓願に他なりません。

迷いとは、自己中心的な見方によって、真実を知らずに自ら苦しみをつくり出しているあり方です。悟りとは自己中心性を離れ、ありのままのすがたをありのままに見ることのできる真実の安らぎのあり方です。

阿弥陀仏の願いに照らされ、自らの自己中心性が顕わにされることにおいて、初めて自己の思想・観点・価値観等を絶対視する硬直した視点から解放され、広く柔らかな視野を獲得することができるのです。

本学は、阿弥陀仏の願いに生かされ、真実の道を歩まれた親鸞聖人の生き方に学び、「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」ことのできる人間を育成します。このことを実現する心として以下5項目にまとめています。これらはみな、建学の精神あってこそその心であり、生き方です。

- ・すべてのいのちを大切にする「平等」の心
- ・真実を求め真実に生きる「自立」の心
- ・常にわが身をかえりみる「内省」の心
- ・生かされていることへの「感謝」の心
- ・人類の対話と共存を願う「平和」の心

（出典：2012年度第21回部局長会<2012年9月27日開催>資料）

2) 社会福祉学科

社会福祉学科の教育理念・目的は、以下のとおり定めている。

福祉全般にわたる基礎的教養を修得するとともに、専門及び隣接領域の知識や実践的能力を身につけた人材を養成することを目的とする。

(出典：龍谷大学短期大学部学則 第4条第2項)

3) こども教育学科

こども教育学科の教育理念・目的は、以下のとおり定めている。

保育・幼児教育に関する専門的・実践的能力を身につけた人材を養成することを目的とする。

(出典：龍谷大学短期大学部学則 第4条第2項)

第1に、この教育理念・目的は、2009年度以降のこども教育学科設置検討委員会、短期大学部教授会において、従前の保育士課程に加え、幼稚園教諭二種免許状に対応する教職課程の新設をふまえて策定されたものである。

第2に、この教育理念・目的の適切性について、2010年5月末に行った文部科学省に対する本学科の設置認可申請において、設置認可時に留意事項が付加されなかったという結果からも、適切性が担保されていると考えられる。

(2) 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的を短期大学構成員（教職員及び学生等）に周知し、社会に公表しているか。

1) 短期大学部全体

上記のような教育の理念・目的は、教職員・学生・受験生や保護者等の社会に対して、印刷物・ホームページにより公表し、学内の諸行事等の機会を活用して周知を図っている。

まず、教職員に対しては、毎年度発行される『教員用ハンドブック』に本学の理念・目的を掲載すること、年度当初の学科会議において理念・目的を確認すること等により、周知を図っている。また、非常勤講師については、年度当初に配付する『授業科目履修要項』、『出講手帳』に掲載し、原則的に隔年で実施している懇談会においてさらに周知している(資料1-3～1-5)。

学生に対しては、履修要項や大学ホームページ(資料1-6)等に掲載することや、履修説明会、授業等での説明を通して、理念・目的の周知を図っている。加えて、宗教部が年間を通じて開催している行事等の機会を通して、その周知を行っている。

また、入学志願者・保護者等をはじめとした社会に対して、印刷物やホームページを通して、理念・目的の周知を行っている。具体的には、受験生や保護者に対してはオープンキャンパス等を通して配付する大学案内誌(入試広報)、広報『龍谷』、『龍谷大学短期大学

部「りゅうたん」』等のリーフレット、パンフレット等が、また学生には『授業科目履修要項』、『学生手帳』、学修の指針等がある（資料 1-7～1-10）。

特に、教育連携校等の高校に対しては、2006 年度文部科学省現代的教育ニーズ取組支援プログラム（以下、「現代 GP」という。）「イメージ創成を中心としたキャリア教育」で制作した理念・目的の紹介を含むメディア DVD を配付するとともに、オープンキャンパスでその視聴の機会を設けるなど、理念・目的を公表・周知している。また、この DVD を入学直後の学生にも視聴させ、理念・目的の周知を図っている（資料 1-11）。

（３）短期大学・学科・専攻科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

１）短期大学部全体

2011 年度より、全学において自己点検・評価を毎年度実施しており、その中で理念・目的の適切性についての評価項目を設定しており、定期的に検証を行っている。

２）社会福祉学科

短大自己点検・評価委員会の体制を基本としながらも、自己点検・評価の評価項目についての評価案は各評価項目の主たる担当者に取りまとめ、委員会に報告している。本学科専任教員は、短大自己点検・評価委員会が提案する検証結果を確認し意見を述べるなど、全員が検証過程に参加している。

３）こども教育学科

短大自己点検・評価委員会の体制を基本としながらも、自己点検・評価の評価項目についての評価案は各評価項目の主たる担当者に取りまとめ、委員会に報告している。ただし、本学科は、2012 年度が学科の完成年度にあたるため、2013 年度以降の改革に向けて、こども教育学科会議での検証、提案、審議等を進めているところである。

２．点検・評価

○基準の充足状況

時代の要請等を踏まえ改組を行いながら、短期大学・学科の理念・目的を適切に設定している。そして、この理念・目的は、印刷物、ホームページ、DVD の作成に加え、学内の諸行事等の機会を活用して、教職員・学生・受験生や保護者等の社会への公表・周知を適切に行っている。

また、2011 年度より毎年度実施している自己点検・評価の中で理念・目的の適切性についての評価項目が設定されており、適切かつ定期的に検証を行っている。

ただし、理念・目的の公表・周知方法の効果を検証する方法の改善を検討しながら、より効果的な公表・周知方法を模索していくことが望まれる。

（１）効果が上がっている事項

１）短期大学部全体

建学の精神の具現化のために重要なものとして、授業期間中の毎朝の勤行と、「お逮夜法要」がある。お逮夜法要とは、親鸞聖人の毎月のご命日の前夜（前日）の法要であり、毎月 15 日に深草学舎顕真館で勤行と法話が行われている。このように本学の理念や建学の精神は、印刷物等の配付にとどまらず、行事として顕在化させている。

なお、設置科目のなかで、共通科目として、現代の学生に人間の真実の生き方を深く考えさせる「仏教の思想」（通年 4 単位）を必修科目として開講している。

２）社会福祉学科

昨今、社会福祉分野の人材確保が大きな社会的課題となっており、本学科の理念・目的は、そのニーズに応える適切な内容となっている。また、長年の社会福祉人材の養成教育の伝統や、その教育に必要となる教員・施設・設備等の教育環境、さらには龍谷大学とキャンパスを共有しているというメリットを活かし、福祉だけではなく幅広い教養教育を実施している点は、特徴的な点と言える。

前述の通り大学構成員（教職員および学生）への周知、社会への公表を行っており、特に DVD を活用することにより、効果的な周知・公表方法を模索する努力をしている。

理念・目的の適切性についての検証は、2011 年度より毎年度、自己点検・評価の中で実施しており、定期的な検証システムを構築している。

３）こども教育学科

今日の社会において、保育・幼児教育に関する専門的・実践的能力を身につけた人材を確保することは喫緊の課題となっている。本学科の理念・目的は、そのニーズに応える適切な内容となっている。また、保育士や幼稚園教諭といった保育者養成に必要となる教員・施設・設備等の教育環境、さらには龍谷大学とキャンパスを共有しているというメリットを活かしている点で、本学科は特色があると言える。

理念や目的については、大学構成員（教職員および学生）に周知し、社会に対しても公表を行っている。特に DVD を活用することにより、効果的な周知・公表方法を模索している。なお、理念・目的の適切性についての検証は、2011 年度より毎年度、自己点検・評価の中で実施しており、定期的な検証システムを構築している。

（２）改善すべき事項

１）短期大学部全体

教職員および学生への周知は、いずれも年度当初の会議および履修説明会等において、履修要項に基づく説明と確認を行っているが、それらだけで十分であるかは今後検討する必要がある。

また、周知方法としての印刷物やホームページについては、基本的な周知のツールとしては整備されているが、質的な検討、例えば利活用状況をふまえた検討等が必要である。

授業を通して理念・目的の学生に対する周知が行われており、適切な科目で、適切な時機に周知を行うことが望ましいが、主に授業担当者各々の判断で行われているのが現状であり、十分に組織的な計画・実施がなされているわけではない。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 短期大学部全体

建学の精神の具現化に向け、1年次生を対象として「仏教の思想」（通年4単位）を開講し、本学の建学の精神を解説した冊子『龍谷大学「建学の精神」』（資料 1-12）を受講生全員に配布し、サブテキストとして授業で使用し、統一した内容で本学の建学の精神の普及を展開している。また、2012年度より、2年次生を対象とした「共生（ともいき）論」（後期2単位）を新たに開講することとし、本学の理念・目的を学生に浸透させる体制の整備が進展しつつある。

こうした科目において、今後は、学生の実人生に関わるような、より理解しやすい教学内容にするための検討を十分行い、さらに充実させていかなければならない。

2) 社会福祉学科

理念・目的の適切性を検証する過程に、学生や卒業生の参加方策についても工夫することで、より効果を伸長させることができるように思われる。2013年度中に教授会、学科会議、コース会議等において検討を行い、2014年度からの実施をめざす。

3) こども教育学科

社会福祉学科と同様に、理念・目的の適切性を検証する過程に、学生や卒業生の参加方策についても工夫することで、より効果を伸長させることができるように思われる。ただし、2012年度は本学科設置2年目であることから、人数や規模の点で、社会福祉学科と同じような学生や卒業生の参加の度合いを期待することは難しいと考えられる。そのため、学生や卒業生が理念・目的の適切性の検証に参加する方策については、2013年度中に教授会や学科会議において十分な検討を行い、早ければ2014年度からの実施をめざす。

(2) 改善すべき事項

1) 短期大学部全体

理念・目的の周知方法の検討を進めていくうえで、どの程度教職員、学生に周知されているかを確認する仕組みを考案していく必要がある。

2) 社会福祉学科

授業を通した理念・目的の学生に対する周知に関しては、どの科目、どのタイミングで周知を行うことが望ましいのかを2012年度中に学科会議、コース会議において検討を行い、2013年度からより組織的・計画的に実施する。

3) こども教育学科

一期生の卒業時点での資格・免許の取得状況、卒業後の進路状況等の情報を収集・総合し、これらの分析を2013年度中に学科会議で詳細に行うことによって、理念・目的を学生に周知するのに適した科目やタイミングについて検証する。

4. 根拠資料

- 1-1 平成 24 年度 学則・諸規程
- 1-2 「建学の精神」について（提案）
(2012 年度第 21 回部局長会<2012 年 9 月 27 日開催>資料)
- 1-3 龍谷大学短期大学部 2012 年度教員用ハンドブック
- 1-4 2012 年度 短期大学部授業科目履修要項
- 1-5 2012 年度 龍谷大学出講手帳
- 1-6 ホームページ <http://www.human.ryukoku.ac.jp>
- 1-7 龍谷大学・龍谷大学短期大学部 2012 GUIDE BOOK (大学案内誌)
- 1-8 広報「龍谷」74 号
- 1-9 龍谷大学短期大学部「りゅうたん」
- 1-10 学生手帳 2012
- 1-11 ダイジェスト版 導入教育用教材
- 1-12 龍谷大学「建学の精神」-共に学び共に実践するために-

基準 2. 教育研究組織

1. 現状説明

(1) 短期大学部の学科・専攻科等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

1) 教育組織の編制

本学は、社会福祉学科とこども教育学科の2学科で構成している（「短期大学基礎データ」(表 1)のとおり）。

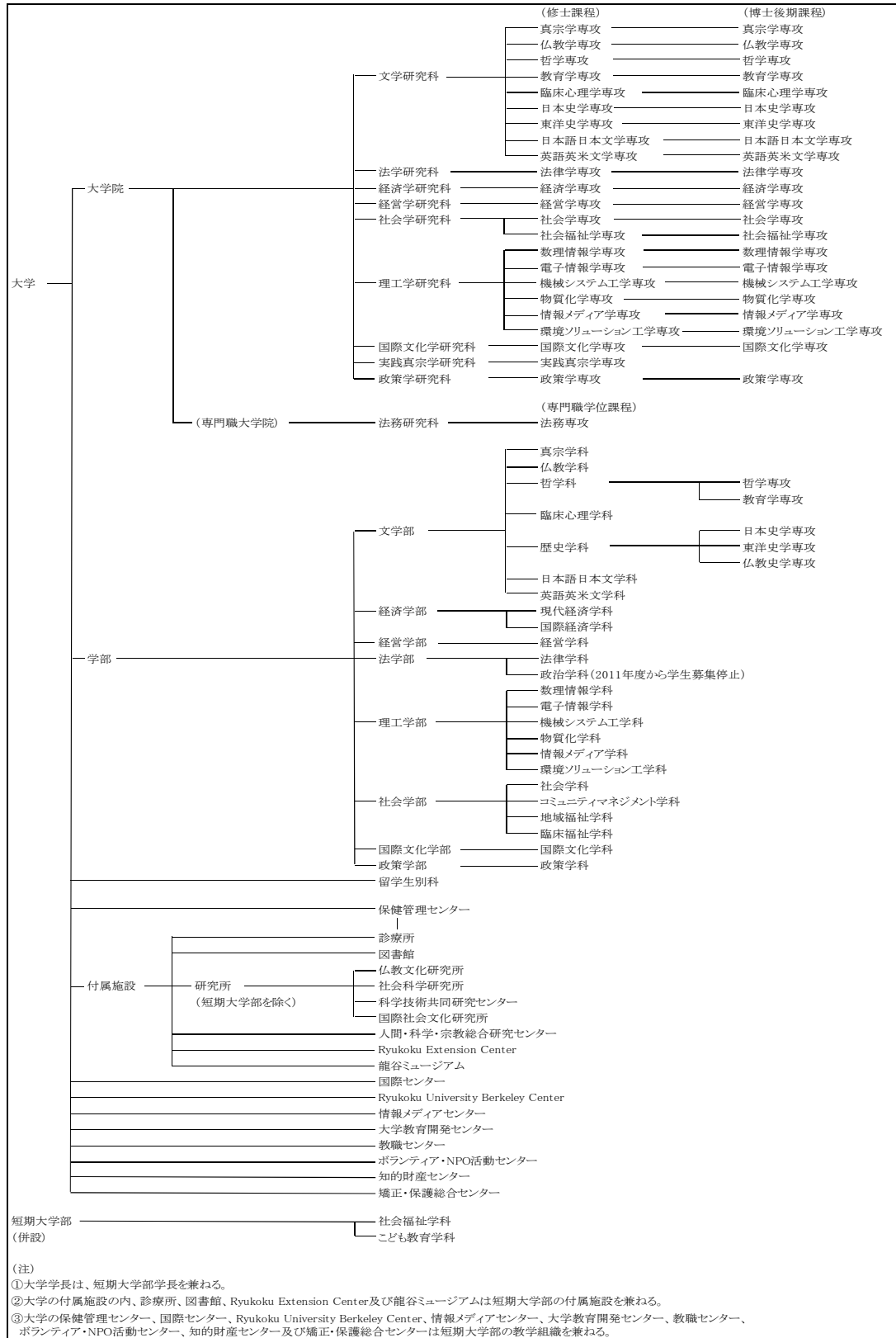
本学は、教育基本法ならびに学校教育法による短期大学部として、浄土真宗の精神に基づき実際に即した専門の教育を施し、併せて有為の人材を養成することを目的としている。本学の理念・目的は、龍谷大学短期大学部学則に定めている（資料 2-1）。

本学では、実習指導室や社会活動センター、こども教育多目的室、教職センター等を整備し、そこに教職員を配置し、社会福祉施設、保育所、幼稚園等への実習支援を行っている。特に社会活動センターでは、地域との交流や学生のボランティア活動支援、知的障がい者のオープンカレッジが円滑に実施できるように調整していく機能を担っている。

4年制大学を併設しているという利点も活かし、地域貢献の拡充をはかるための組織である Ryukoku Extension Center（略称：REC<レック>）と連携し、学生の正課外の学びの場の機会としている。FD 活動を積極的に促進させていくための大学教育開発センターにおいては、各種報告会等を開催している。その他、図書館、情報メディアセンター、「Ryukoku University Berkeley Center（略称：RUBeC）、国際センター、知的財産センター、ボランティア・NPO 活動センター、診療所、保健管理センターは、全学的な教育研究組織として本学の理念・目的に則り運営している。

学校法人龍谷大学寄附行為で定める学部・研究科、および学則で定める教育組織、付置研究所関係規程で定める研究組織は、図 2-1「教育研究組織図」のとおりである。

図 2-1 教育研究組織図（2012 年 5 月 1 日現在）



2) 理念・目的との適合性

本学は 1975 年以降、建学の精神に基づいた教育理念および学術の進展や社会の要請に応えるために策定した長期計画の推進により、計画的・段階的に教育研究組織を拡充してきた。第 1 次～4 次長期計画は、各時代の大学教育に対する社会的要請を踏まえて、本学の教育理念を教育研究組織として具体化してきた過程でもある。新たな教学創造を促進する上でこのような目標と計画を立て、それを確実に実行していくことは、改革目標が全学的に明らかになることから、教育目標を達成する上で有効な手段であり、現在第 5 次長期計画を推進中である。[※ 第 5 次長期計画：2010 年度～2019 年度]

このようなことから、本学は、理念・目的に適合した趣旨により、設置・再編を行い組織している。

3) 学術の進展や社会の要請との適合性

本学は、学術の進展や社会の要請を踏まえた長期計画に基づき、教育研究組織の設置・再編を行ってきた。創設以来、人間性豊かで深い学識と教養をそなえる人材の養成に努め、第 5 次長期計画のもとでは、建学の精神に基づき、「平等」、「自立」、「内省」、「感謝」、「平和」の意味を深く理解し、豊かな人間性と共生（ともいき）の精神を涵養するとともに、人間教育、教養教育、専門教育を通じて、「広い学識」と「進取の精神」を持って人類社会に貢献する人間育成を「教育にかかる基本方針」として掲げている。社会福祉学や保育学、幼児教育学を基本とした本学の教育理念や目的は、建学の精神に則り実践されている。また、社会的に、社会福祉施設や保育所等の人材不足が課題とされる中、本学は開学以来、一貫して社会福祉現場等で必要とされる人材養成に努めてきている。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

教育研究組織の適切性について検証し、幼保一元化等の社会のニーズに応えるべく、2011 年度にこども教育学科を設立し、保育士に加え幼稚園教諭の二種免許状の取得が可能となるよう再編した。また、全学において自己点検・評価制度を構築し 2011 年度から実施し、短大自己点検・評価委員会においても教育研究組織の適切性について毎年度検証を行っている。

2. 点検・評価

○基準の充足状況

本学の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切に設置・再編している。また、2011 年度より毎年度実施している自己点検・評価の中で教育研究組織の適切性についての評価項目を設定し、定期的かつ適切に検証を行っている。今後も定期的かつ適切に教育研究組織の適切性について検証し、新たな教学展開についての将来構想にかかる検討を進めていく。

（１）効果が上がっている事項

全学の第４次長期計画および第５次長期計画において、学科再編計画が検討され、本学においては2011年度に社会福祉科の単一学科体制を社会福祉学科とこども教育学科の２学科体制に再編した。これにより、こども教育学科に入学した学生は、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状が取得できるようになった。[※ 第４次長期計画：2000年度～2009年度]

また、本学の教育研究組織の適切性について定期的に検証を行うため、自己点検・評価制度を構築し、2011年度から教育研究組織の適切性について毎年度検証を行っている。

（２）改善すべき事項

教育組織の改革としては、全学の長期計画に基づき学科の改組、教学機関の新設等を行った結果、教育の多様化という点では一定達成できたと評価できる。

学部の専門教育、教養教育、語学教育の各々の位置づけと役割を明確にし、それらを有機的に連携させ、教育課程の再編と水準向上を踏ることが第５次長期計画では重要であると認識している。教育研究組織の適切性について定期的に検証を行うため、自己点検・評価制度を適切に活用していく必要がある。特にこども教育学科は2012年度で完成年度を迎えるため、2013年度中には教育内容を検証し、改善点を明確化していく予定である。

３．将来に向けた発展方策

（１）効果が上がっている事項

第４次長期計画の中で、新たな教学展開として、こども教育学科を開設した。幼保一元化等の流れを踏まえ、幼稚園免許の取得が出来るようになった事は、社会のニーズとも合致した政策であった。

（２）改善すべき事項

今後も、学術の進展と社会の要請に応えるため、第５次長期計画に基づいた「教育組織の見直しと既存学部の教学改革・新学部創設」、「学士課程教育の充実と学位の質保証」、「教育の国際化の推進」等の課題について検討を行い、さらなる教学展開を図っていく必要がある。

また、教育理念・目的の適切性について、短大自己点検・評価委員会にて毎年度検証を行っていく。

４．根拠資料

2-1 平成24年度 学則・諸規程（既出 資料1-1）

基準 3. 教員・教員組織

1. 現状説明

(1) 短期大学部として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

1) 短期大学部全体

本学では、介護や保育等の実践的な技量を短期間で修得させる必要があり、きめ細かで対面的な教育指導が求められる。このため、実践経験豊かな教員が配置されなければならない。また、対人援助のセンスを磨くには、幅広い見識と洞察力を持った人間味豊かな教員が求められ、学生への日常的感化が期待される。一方、人文、社会諸科学の知見を踏まえたうえで、福祉的理念、福祉の人間観・社会観を教授できる教員が求められる。このことから、社会福祉分野および保育・幼児教育分野における実践経験が豊かな教員を他学部と比べて多く採用している。なお、2006年度現代GPに採択された「イメージ創生を中心としたキャリア教育 - 視聴覚教材・学外教育資源・体験型学習を活用した体系的教育プログラム -」は学外教育資源の活用を特色の一つとしていたことから、補助事業終了後も外部講師による特別授業を数多く実施している。

本学における教授は7名、准教授は10名、講師は5名、助教は1名であり、専任教員は23名である(資料3-1)。助手1名を含めると合計24名となる。専任教員と非常勤講師の実人数の割合は、専任教員が20%、非常勤講師が80%であり、本学が開講している全授業科目中、専任教員(兼担を含む)が担当する授業科目の割合は、「短期大学データ集(参考)」表5のとおりとなっている。ただし、実習、演習科目をはじめとした主要な授業科目には、原則として専任教員が担当している。

教員組織における年齢構成については、2012年5月1日現在、31～35歳が1名、36～40歳が3名、41～45歳が5名、46～50歳が3名、51～55歳が4名、56～60歳が3名、61～65歳が3名、66～70歳が1名、性別構成については男性13名、女性10名となっている。外国人教員の受け入れに制限はなく、非常勤講師に外国人教員が5名、就任している(「短期大学データ集(参考)」表2)。

教育課程編成の目的を具体的に実現する連絡調整のため、教務主任・教務副主任を中心にして、社会福祉学科・こども教育学科合同学科会議、各学科会議を月に2回程度の頻度で開催している。会議の結果は、教務主任・教務副主任によって直ちにまとめられ、全専任教員および教務課長に電子メールで配信される。

また、実習指導室からは、授業期間中、毎週「実習指導室だより」を電子メールで配信し、全専任教員に対して実習教育に関する多様な情報を伝達している。その他、実習や演習に関する基本・重要事項を掲載した「教員用ハンドブック」を毎年度、全専任教員に配付していること、実習に関する記録ファイルを設置していること、実習情報をデータベースで管理し、必要に応じ随時アクセスできるようにしていること等、情報管理システムの

充実に力を入れている（資料3-2）。

各学科・コースや主要な科目あるいは教育プログラム等については、主に専任教員の中から毎年度主担当者やコーディネート教員、担当者を決め、業務分担を明確にし、各主担当者を中心に各々の学科・コース会議等により協議、情報共有等を行っている。なお、一部の会議等には非常勤講師や事務職員、学生も参加している。おおむね隔年で専任教員と非常勤講師との懇談会を開催しており、2010年度では2011年1月、2012年度は2013年1月に開催した。

本学が求める教員像と教員組織の編制方針については、以下の（2）で具体的に示しており、社会福祉学科、こども教育学科各々に、各教育課程における適切性や適格性の観点に立って、明確に定めている。

（2）学科・専攻科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

1）社会福祉学科

社会福祉学科は、社会福祉コースと教養福祉コースで組織されており、以下の考え方に基づき整備している。

社会福祉コースは、社会福祉士受験基礎資格取得希望者が多いことから、社会福祉を専門分野とする教員を配置している。また、社会福祉コースは、社会福祉士養成課程を開設しており、「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」（平成20年3月28日付け社援発第0328003号文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局長通知）において、「指定科目」として位置づけられた実習演習科目については、各クラス20人以下の学生数とし、合同授業または合併授業を行わないこととしなければならないこととなっていることから、同通知で定められた資格要件を満たす教員を必要な数以上に配置している。

なお、「指定科目」として位置づけられた実習演習科目は、具体的には「ソーシャルワーク現場実習Ⅰ」（選択必修）、「ソーシャルワーク現場実習Ⅱ」（選択）、「ソーシャルワーク現場実習指導Ⅰ」（選択必修）、「ソーシャルワーク現場実習指導Ⅱ」（選択）、「ソーシャルワーク演習Ⅰ」（選択必修）、「ソーシャルワーク演習Ⅱ」（選択必修）、「ソーシャルワーク演習Ⅲ」（選択）である。

教養福祉コースでは、教養としての社会福祉を身につけながら、幅広い分野の学修が可能となるように、社会学、社会福祉学、英語、スポーツ学等の幅広い分野の教員を配置している。これらの教員は、業績において、専門分野に関して精通した人物とし、充実した学修指導が可能な人材を配置している。

2）こども教育学科

こども教育学科の教育課程に相応しい教員組織については、以下の考え方に基づき整備している。

すなわち、本学科の教員組織は、保育や幼児教育の専門的な知識や技術の教授と実践力の高い専門職養成をめざすため、これらの分野で活躍している専任教員で編成している。なお、専任教員数は設置基準上の教員数に加え、本学の教育内容を教授するのに必要な人数が確保され、教員配置については、研究対象学問分野、および教育課程における中核的な科目や必修の理論科目の担当者として配置されている。また、これらの教員は、業績・保有学位において、専門分野に関して精通した人物とし、充実した学修指導が可能な人材を配置している。こども教育学科という学科の性格上、保育や幼児教育、児童福祉の各学問分野に対応した教員を配置し、教育・研究の組織的対応を可能としている。

具体的には、保育学および幼児教育学とその関連分野、ならびに、その教育課程において中核的な科目として位置づけられる科目の配置は以下のとおりである。各科目には、学位や十分な研究業績を有する専任教員を配置している。

「保育原理Ⅰ」(必修)、「教育原理」(必修)、「保育内容Ⅰ(人間関係)」(必修)

「保育内容Ⅰ(表現)」(必修)、「児童福祉論」(必修)、「教育課程総論」(選択)

「教育方法論」(選択)、「基礎技能Ⅰ(図画工作)」(選択)、「基礎技能Ⅰ(体育)」(選択)

「教職論」(選択)、「教育心理学」(選択)、「小児栄養」(選択)、「国語」(選択)

「教育実習」(選択)、「児童文化」(選択)、「保育実習Ⅰ(施設)」(選択)

「保育実習Ⅰ(保育所)」(選択)

(3) 教員の募集・任免・昇格等を適切に行っているか。

1) 短期大学部全体

本学の教員の募集・任免・昇格等に対する基準・手続に関しては、「学校法人龍谷大学就業規則」、「教育職員選考基準」、「龍谷大学短期大学部教授会規程」、「龍谷大学短期大学部教員人事規程」、「龍谷大学短期大学部執行部会議運用内規」、「職員懲戒手続規程」等によって明確に規定されており、これら規程に基づいて人事調整委員会を中心に調整を行いながら、厳正に実施している(資料3-3~3-8)。

なお、新たな専任教員の採用については、先ず部局長会の下に置かれた学部長会で、全学的なカリキュラム改革の方向性および各学部の教学目標・教育課程との整合性を審議し、その合意を得た後、部局長会で審議決定している。その後の具体的な採用手続は教授会で行っている。

専任教員の採用・昇任の手続については、教授会で選任された3名の審査担当者で構成する人事調整委員会が、提出された「履歴書」「教育業務・職務実績書」「研究業績書」および「論文」等の教育・研究業績をもとに各々審査を行う。その審査結果は教授会において報告され、その内容等を踏まえて審議がなされる。専任教員の募集については、募集を行う学問領域の事情、担当授業科目の特性等を総合的に判断して、学内推薦で行うか、一般公募で行うかを決めている。かつては本学の専任教員による推薦が中心であったが、一般公募も行うようになっている。

非常勤講師の採用については、提出された「履歴書」「教育業務・職務実績書」「研究業績書」および「論文」等の教育・研究業績をもとに、教授会において審議決定している。

他の項目において述べているとおり、教育研究活動を全うするため、教員にはその職責にふさわしい地位・身分が保障されると同時に、適切な待遇が与えられている。

一部の専任教員については任期を設定している。また、教員の公募情報は教授会において回覧している。

2) 社会福祉学科

社会福祉コースの教員については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則に則って、必要条件を満たした教員の採用を進めている。

3) こども教育学科

こども教育学科教員の募集・任免・昇格等の適切性については、2010年5月に文部科学省への学科設置申請を行い、大学設置審等から全教員が各担当科目について「可」との判断を得ている。したがって、教員の募集および任免については適切である。

なお、昇格等については2012年度末に学科としての完成年度を迎えるため、設置申請時の職位変更は一切行っていない。2013年度以降については、研究業績や教育歴等を総合的に判断しつつ、昇格人事を行う予定である。

(4) 教員の資質の向上を諮るための方策を講じているか。

1) 短期大学部全体

本学教員の資質向上を諮るための方策として、自己点検・評価と授業改善のためのFDという2つの取り組みを講じている。

第1に、自己点検・評価については、大学評価に関する重要事項を審議・決定するために、大学執行部（部局長会）のもとに「全学大学評価会議」が置かれ、大学評価に関する具体的な業務を審議するため、「全学大学評価会議」のもとに「大学評価委員会」が設置されている。本学の評価機関としては、短大自己点検・評価委員会を設置している（資料3-9）。

本学では、学則第3条の2において、「本学は教育研究の向上をはかり、前条第1項の目的を達成するため、自らの点検・評価を行う。」としている。2008年12月以降、自己点検・評価にかかる組織体としては、教授会、学科会議、およびコースごとに設置のコース担当者会議等において、その役割や機能を果たしてきたが、2010年4月に大学基準協会への申請をすべく、機能を集約した会議体である短大自己点検・評価委員会を設置した。

その実施体制としては、短大自己点検・評価委員会のもとに、「評価報告書執筆者全体会議」を設け、重要な項目の表記や、将来の改善策について共通認識を得るための議論や活動の経緯を討議し、学部構成員が共通の認識を持って、質の高い教育内容をめざしている。大学基準協会による認証評価結果は、龍谷大学と同様、刊行物やホームページ上で公表す

る。評価項目については、同協会が設定した短期大学基準に基づくもので、最も重要かつ基本的な項目（10項目）とオプション項目である「特色ある取り組み」を対象としている。本学が、大学基準協会の認証評価を受けることにより、教育内容の質を高め、学内外からの期待にこたえていくことをめざしている。

第2に、授業改善のためのFDについては、以下のものがあげられる。まず、全学で行われている「学生による学期半ばの授業アンケート」「学生による学期末の授業アンケート」である。さらに本学が独自に行っている、卒業年次生を対象にカリキュラムを評価する「カリキュラムアンケート」である。「学生による学期末の授業アンケート」については学内者を対象として集計結果をホームページ上で公開している。また、学生の意見に対する教員のフィードバックを行うため、本学独自の取り組みとして、授業アンケートに対する教員からのフィードバックをファイルに綴った「2007年度～『学生による授業評価調査(授業アンケート)』の結果に対する教員からのコメント」を短期大学部教務課に設置し、学生の閲覧を常時可能としている。そして、実習科目と実習内容を評価する手だてとして、実習生対象の「実習総括レポート」を課している。外部評価にも相当する実習施設からの評価を受ける機会としては、「実習報告会」「実習反省会」を開催している。その際、当日の分科会報告と意見交換や成果を記録し、教職員や実習関係機関に配付して点検・評価をしている。その結果は、毎年度のカリキュラムに反映している。これらは既存の短期大学部内で行ってきたものであり、こども教育学科においても以上の体制で取り組んでいく。

授業内容方法の改善を諮るための組織的な取組については、「短期大学部FD委員会規程」に基づく短期大学部FD委員会（学部長、教務主任、教務副主任、教務課長、学部長が指名する若干名）を中心に、学部FD報告会等の企画・立案、実施をしている（資料3-10）。2011（平成23）年度は「正課授業外の教育的プログラムの意義と課題」をテーマとして開催した〔2011年12月14日15：30～17：00開催〕。2012年度は「続・正課授業外の教育的プログラムの意義と課題」をテーマとして、大場智美本学講師、和田幸子本学助手両名の報告会を実施した〔2012年12月12日15:30～17:30開催〕。

2）社会福祉学科

社会福祉学科所属のFD委員を中心に、FD研修会の企画・立案、実施している。2011年度は「社会福祉実習教育におけるおもちゃの可能性」と題し、松島洋一氏（Mtoysアトリエ主宰、ワークショップ研究グループエトセトラ会員）を招き、講演ならびに質疑応答を行った〔2012（平成24）年3月8日16：00～18：00開催〕。2012年度は「龍谷大学の『建学の精神』の理解を深める」というテーマで、建学の精神をより理解するために玉木興慈本学准教授の講義を教職員・学生対象に行った〔2013年2月8日13:00～14:30開催〕。

3）こども教育学科

こども教育学科所属のFD委員を中心に学科のFD研修会を企画・立案、実施している。

2011年度は「仏教における子ども理解」と題し、大阪大谷大学短期大学部の貫名譲教授を招き、講演ならびに質疑応答を行った〔2011年12月14日13：15～15：00開催〕。2012年度は「こども教育学科における教育の課題と展望～研究・教育者人生をふりかえって」と題し、児玉衣子本学教授の講義を教職員対象に実施した〔2013年3月8日15：30～17：00開催〕。

（５）短期大学と併設大学との関係は適切であるか。

１）短期大学部全体

全学における新たな教員の採用については、まず学部長会（短期大学部長も構成員である）において、全学的なカリキュラム改革の方向性および各学部・教育課程との整合性を審議し、その合意を得た後、大学執行部である部局長会（短期大学部長も構成員である）にて審議決定している。その後の具体的な採用手続は各学部教授会で行っている。

学校法人龍谷大学は、学校教育法にもとづく教育目的の相違から、本学と大学とを分離して教育課程を編成してはいるものの、全学的な立場からの研究教育交流を促進するために、一体とした人事交流を行っている。

具体的には、「専任教員の移籍・交流等に関する規程」を設けて、大学の8学部と本学を人事交流の範囲として、教員の人事配置を行っている。

また、本学開設科目を大学の教員が担当することや、大学や大学院の専門科目を本学の教員が担当することもある。

さらに、建学の精神を具現化する科目として開講している「仏教の思想」（必修）の担当（可能）専任教員については、龍谷大学の各学部および本学との間での移籍・交流を積極的に推進することが部局長会で承認されており、実際にこの移籍・交流が行われている。

全学の多くの委員会や評議会等には本学からも委員等が選出されており、大学の教員との交流があるほか、研究活動や行事等でも頻繁に交流が行われている。

２．点検・評価

○基準の充足状況

短期大学部として求める教員像と教員組織の編制方針については、社会福祉学科、こども教育学科ごとに各教育課程における適切性や適格性の観点に立って明確に定め、それに基づく教員組織を整備している。

ただし、教員の移籍・交流による教員の資質の向上を諮るための方策について検討することが望まれるとともに、採用・昇任の手続きをより明確なものにしていく必要がある。

（１）効果が上がっている事項

１）短期大学部全体

前述のとおり、本学と大学を一体とした人事交流が行われており、全学的な立場からの教育交流が促進されている。

特に、大学の各学部および本学に所属している「仏教の思想」担当（可能）専任教員が移籍・交流することは、全学における建学の精神を具現化するための教育・研究環境整備の最良の方策の一つであると考えられる。

（２）改善すべき事項

１）短期大学部全体

より厳正に教員の募集・採用・昇格を適切に行うために、2011 年度に「龍谷大学短期大学部教員人事規程」を改定するとともに、短期大学部人事手続フローおよび短期大学部審査基準を制定した。これらに基づき採用・昇任の手続きを進めているところであるが、審査基準による評価方法等をより明確にする必要がある。

３．将来に向けた発展方策

（１）効果が上がっている事項

１）短期大学部全体

大学の各学部および本学に所属している「仏教の思想」担当（可能）専任教員が移籍・交流することの意義をより大きなものとするため、2013 年度もさらに FD 委員会等において、「仏教の思想」担当（可能）専任教員の移籍・交流を強化し、教員の資質の向上をめざしていく。

（２）改善すべき事項

１）短期大学部全体

2011 年度に改定された「龍谷大学短期大学部教員人事規程」や、新たに制定された「短期大学部人事手続フロー」および短期大学部審査基準に基づく採用・昇任の手続きを 2012 年度は進めてきた。2013 年度は、短期大学部執行部を中心にこれらの規程等の改定の必要性について検討を行う。

４．根拠資料

3-1 2012(平成 24)年度 短期大学部教育職員一覧

3-2 龍谷大学短期大学部 2012 年度教員用ハンドブック （既出 資料 1-3）

3-3 学校法人龍谷大学就業規則

3-4 教育職員選考基準

3-5 龍谷大学短期大学部教授会規程

- 3-6 龍谷大学短期大学部教員人事規程
- 3-7 龍谷大学短期大学部執行部会議運用内規
- 3-8 職員懲戒手続規程
- 3-9 短期大学部自己点検・評価体制に関する内規
- 3-10 短期大学部 FD 委員会規程
- 3-11 教員活動自己点検シート（2011 年度・2012 年度）
- 3-12 専任教員の教育・研究業績（教育活動・学会等および社会における主な活動）
- 3-13 専任教員の研究活動

基準 4. 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

1) 短期大学部全体

本学では、講義や演習だけでなく、社会福祉施設や保育所・幼稚園等における実習教育等、実社会での実践的・体験的な学びを重視している。そのような学びの中で、豊かな人間性、共生（ともいき）の精神、広い学識、進取の精神、福祉あるいは保育・幼児教育全般にわたる基礎的教養、専門的知識、実践的能力を身につけた人の養成をめざしている。

2) 社会福祉学科

社会福祉学科および各コースの【教育目標】は、以下のとおりである。

社会福祉学科

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①個人の尊厳性、権利の普遍平等性、社会の互惠的連帯性について、科学的に理解し、説明できる。②貧困と差別を生む社会構造について、科学的に理解し説明できる。③基本的人権と社会権に基づく社会保障の意義を理解し説明できる。④身の生活問題を社会問題の脈絡で考察でき、自分の意見（OWN・ビュー）を発表することができる。⑤身近からすべての人の権利回復と連帯をつくっていく姿勢をもてる。⑥障害の意味、老いの意味、死の意味、生命の繋がりについて洞察する姿勢をもてる。⑦知的生産の技術（a.学術論文のルールを踏まえて論述することができる、b.公式の場で論理的かつ明瞭簡潔に意見発表することができる、c.小グループで弁証法的に討論することができる）を身につける。 |
|---|

社会福祉コース

社会福祉施設等に就業が可能なケア・生活支援・福祉相談に関する基本知識と実践的技量、および専門職業的価値観と態度を身につける。
--

教養福祉コース

『共生』の精神を理解し、かつ社会に顕在する諸問題に関心を持ち、福祉的諸問題を多面的に捉え考察できる力を身につけるとともに、社会人として求められる基本的な素養と学力を身につける。
--

以上の教育目標に基づき、【学位授与の方針】を以下のとおり策定している。

社会福祉学科

「学生に保証する基本的な資質」

(建学の精神)

- 仏教、ことに浄土真宗に基づいた建学の精神、すなわち「平等」「自立」「内省」「感謝」「平和」の意味を深く理解している。
- 豊かな人間性と高い倫理観をそなえ、社会的責務に対する自覚を持っている。

(知識・理解)

- 個人の尊厳性、権利の普遍性、社会的互惠的連帯性、貧困と差別を生む社会構造をはじめとした社会福祉についての基礎的な知識を持っている。

(思考・判断)

- 身の生活問題を社会問題の脈絡で考察でき、自分の意見を発表することができる。

(興味・関心)

- 個人と社会の福祉の向上について、探究心を持ちそれを具体的な課題にできる。

(態度)

- 市民としての社会的責任を自覚し、協調性を持ちつつ、リーダーシップを発揮しながら、身边から他者の権利回復と連帯をつくっていく姿勢を持つことができる。
- 障がいの意味、老いの意味、死の意味、生命の繋がりについて洞察する姿勢を持つことができる。

(技能・表現)

- 基本的な社会福祉の援助技術を身につけている。

「学位授与に必要とされる単位数及び卒業認定の方法」

- 1) 本学において、2年以上在学し所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者に対し、学長は、教授会の議を経て卒業を認定する。
- 2) 学長は、卒業の認定を受けた者に対し、卒業証書及び本学学位規程に定める短期大学士の学位を授与する。
- 3) 卒業認定を受けるためには、「卒業論文」を提出しなければならない。卒業論文提出後に口述試問を実施し、担当教員によってその厳格な評価を行う。
- 4) 社会福祉コース
卒業時に必要な単位数は68単位とし、その履修方法は授業科目の区分により、学部共通科目の必修科目を8単位、選択科目を6単位以上、学科専攻科目の必修科目を12単位、選択科目を22単位以上、コース専攻科目の必修科目を16単位、選択科目を4単位以上とする。

5) 教養福祉コース

卒業時に必要な単位数は 68 単位とし、その履修方法は授業科目の区分により、学部共通科目の必修科目を 8 単位、選択科目を 6 単位以上、学科専攻科目の必修科目を 12 単位、選択科目を 22 単位以上、コース専攻科目の必修科目を 20 単位以上とする。

3) こども教育学科

こども教育学科の【教育目標】は、以下のとおりである。

保育・幼児教育の専門職として、こども同士の「共生」を促し、励まし、見守り、支えることができる素養や基礎的な知識を身につける。

以上の教育目標に基づき、【学位授与の方針】を以下のとおり策定している。

「学生に保証する基本的な資質」

(建学の精神)

- 仏教、ことに浄土真宗に基づいた建学の精神、すなわち「平等」「自立」「内省」「感謝」「平和」の意味を深く理解している。
- 豊かな人間性と高い倫理観をそなえ、社会的責務に対する自覚を持っている。

(知識・理解)

- 幅広い学問領域について基礎的な知識を持っている。
- 保育・幼児教育について基礎的な知識を持っている。

(思考・判断)

- 幅広い分野の知識・理解をもとにして、問題に対して多角的な思考、判断を行うことができる。
- 保育・幼児教育の問題や課題について多面的・多角的に考察でき、自分の意見を発表することができる。

(興味・関心)

- 少子社会における保育や幼児教育について、探究心を持ちそれを具体的な課題にできる。

(態度)

- 市民としての社会的責任を自覚し、協調性を持ちつつ、リーダーシップを発揮しながら、子どもの最善の利益を追求していく姿勢を持つことができる。
- 発達の意味、子ども期固有の意義について洞察する姿勢を持つことができる。

(技能・表現)

- 自ら発見した課題を理論的に分析し、自らの考えを文章で表現し、それをプレゼンテーション・ディスカッションできる。
- 外国語による基本的なコミュニケーションができる。
- コンピュータを操作し、情報分析・発信するために基本的なスキルを身につけている。
- 基本的な保育・幼児教育の技術を身につけている。

「学位授与に必要とされる単位数及び卒業認定の方法」

- 1) 本学において、2年以上在学し所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者に対し、学長は、教授会の議を経て卒業を認定する。
- 2) 学長は、卒業の認定を受けた者に対し、卒業証書及び本学学位規程に定める短期大学士の学位を授与する。
- 3) 卒業時に必要な単位数は68単位とし、その履修方法は授業科目の区分により、学部共通科目の必修科目を8単位、選択科目を4単位以上、学科専攻科目の必修科目を25単位、選択科目を31単位以上とする。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

1) 短期大学部全体

教育目標に基づく【教育課程編成・実施の方針】を以下のように明示している。

- 建学の精神の意味を深く理解し、高い倫理性を養うために、必須科目である「仏教の思想」(4単位)を開講する。
- 幅広い学問領域について基礎的な知識を身につけるために、人文・社会学系・学際領域系科目からなる教養教育科目を「学部共通科目」として開講し、6単位以上の修得を卒業要件とする。
- 幅広い分野の知識・理解をもとにして、問題に対して多角的な思考、判断を行うことができるようにするために、人文・社会学系・学際領域系科目からなる教養教育科目を「学部共通科目」として開講し、6単位以上の修得を卒業要件とする。
- 外国語による基本的なコミュニケーションができるようにするために、「英語Ⅰ」(2単位)を必修科目として開講する。また、「英語Ⅱ」(2単位)等の科目を選択科目として開講する。
- コンピュータを操作し、情報分析・発信のための基本的なスキルを身につけるために、「情報処理基礎」(2単位)を選択科目として複数クラス開講するとともに、いくつかの必修科目において、パソコンを使ったレポート提出を課す等、コンピュータに触れる機会を設ける。

2) 社会福祉学科

上記の教育目標に基づき、本学としての教育課程編成・実施の方針に加え、社会福祉学科独自の教育課程編成・実施の方針を以下のとおり策定している。

(知識・理解)

- 社会福祉についての基礎的な知識を身につけるために、「社会福祉原論」(4単位)、「社会福祉援助技術総論」(4単位)、「卒業論文」(4単位)を「学科専攻科目」の必修科目として開講するとともに、社会福祉に関する演習および実習科目を「コース専攻科目」の必修科目として開講する。

(思考・判断)

- 身の生活問題を社会問題の脈絡で考察でき、自分の意見を発表することができるようにするために、「社会福祉原論」(4単位)、「社会福祉援助技術総論」(4単位)、「卒業論文」(4単位)を「学科専攻科目」の必修科目として開講するとともに、社会福祉に関する演習および実習科目を「コース専攻科目」の必修科目として開講する。

(興味・関心)

- 個人と社会の福祉の向上について、探究心を持ちそれを具体的な課題にできるようにするために、「社会福祉原論」(4単位)、「社会福祉援助技術総論」(4単位)、「卒業論文」(4単位)を「学科専攻科目」の必修科目として開講するとともに、社会福祉に関する演習および実習科目を「コース専攻科目」の必修科目として開講する。

(態度)

- 市民としての社会的責任を自覚し、協調性を持ちつつ、リーダーシップを発揮しながら、身近から他者の権利回復と連帯をつくっていく姿勢を持つとともに、障がいの意味、老いの意味、死の意味、生命の繋がりについて洞察する姿勢を持つことができるようにするために、「社会福祉原論」(4単位)、「社会福祉援助技術総論」(4単位)、「卒業論文」(4単位)を「学科専攻科目」の必修科目として開講するとともに、社会福祉に関する演習および実習科目を「コース専攻科目」の必修科目として開講する。

(技能・表現)

- 自ら発見した課題を論理的に分析し、自らの考えを文章で表現し、それをプレゼンテーション・ディスカッションできるようにするとともに、基本的な社会福祉の援助技術を身につけるために、「社会福祉援助技術総論」(4単位)を「学科専攻科目」の必修科目、演習や実習科目を「学科専攻科目」の必修科目として開講するとともに、社会福祉の援助技術に関連する科目を「学科専攻科目」等の選択科目として開講する。

3) こども教育学科

- 建学の精神の意味を深く理解し、高い倫理性を身につけるために、必修科目である「仏教の思想」(4単位)を「学部共通科目」として開講する。
- 幅広い学問領域について基礎的な知識を身につけるために、人文・社会学系・学際領域系科目からなる教養教育科目を「学部共通科目」として開講し、12単位以上の修得を卒業要件とする。
- 保育・幼児教育についての基礎的な知識を身につけるために、「保育原理Ⅰ」(4単位)、「教育原理」(2単位)、「発達心理学Ⅰ」(2単位)、「社会福祉概論」(2単位)、「児童福祉論」(4単位)、「養護原理」(4単位)、「保育内容総論」(1単位)、「保育内容Ⅰ(健康)」(1単位)、「保育内容Ⅰ(人間関係)」(1単位)、「保育内容Ⅰ(環境)」(1単位)、「保育内容Ⅰ(言葉)」(1単位)、「保育内容Ⅰ(表現)」(1単位)、「保育内容Ⅱ(表現)」(1単位)を「学科専攻科目」の必修科目として開講する。

- 幅広い分野の知識・理解をもとにして、問題に対して多角的な思考、判断を行うことができるようにするために、人文・社会学系・学際領域系科目からなる教養教育科目を「学部共通科目」として開講し、12単位以上の修得を卒業要件とする。
- 保育・幼児教育の問題や課題について多面的・多角的に考察でき、自分の意見を発表することができるようにするために、「保育原理Ⅰ」（4単位）、「教育原理」（2単位）、「発達心理学Ⅰ」（2単位）、「社会福祉概論」（2単位）、「児童福祉論」（4単位）、「養護原理」（4単位）を「学科専攻科目」の必修科目として開講する。
- 少子社会における保育や幼児教育について、探究心を持ちそれを具体的な課題にできるようにするために、「保育原理Ⅰ」（4単位）、「教育原理」（2単位）、「発達心理学Ⅰ」（2単位）、「社会福祉概論」（2単位）、「児童福祉論」（4単位）、「養護原理」（4単位）を「学科専攻科目」の必修科目として開講する。
- 市民としての社会的責任を自覚し、協調性を持ちつつ、リーダーシップを発揮しながら、子どもの最善の利益を追究していく姿勢を持つとともに、発達の意味、子ども期固有の意義について洞察する姿勢を持つことができるようにするために、「保育原理Ⅰ」（4単位）、「教育原理」（2単位）、「発達心理学Ⅰ」（2単位）、「社会福祉概論」（2単位）、「児童福祉論」（4単位）、「養護原理」（4単位）、「保育内容総論」（1単位）、「保育内容Ⅰ（健康）」（1単位）、「保育内容Ⅰ（人間関係）」（1単位）、「保育内容Ⅰ（環境）」（1単位）、「保育内容Ⅰ（言葉）」（1単位）、「保育内容Ⅰ（表現）」（1単位）、「保育内容Ⅱ（表現）」（1単位）を「学科専攻科目」の必修科目として開講する。
- 外国語による基本的なコミュニケーションができるようにするために、「英語Ⅰ」（2単位）を必修科目として開講する。また、「英語Ⅱ」（2単位）等の科目を選択科目として開講する。
- コンピュータを操作し、情報分析・発信のために基本的なスキルを身につけるために、「情報処理基礎」（2単位）を選択科目として複数クラス開講するとともに、いくつかの必修科目において、パソコンを使ったレポート提出を課す等、コンピュータに触れる機会を設ける。
- 自ら発見した課題を論理的に分析し、自らの考えを文章で表現し、それをプレゼンテーション及びディスカッションできるようにするとともに、基本的な保育・幼児教育の技術を身につけるために、「保育内容総論」（1単位）、「保育内容Ⅰ（健康）」（1単位）、「保育内容Ⅰ（人間関係）」（1単位）、「保育内容Ⅰ（環境）」（1単位）、「保育内容Ⅰ（言葉）」（1単位）、「保育内容Ⅰ（表現）」（1単位）、「保育内容Ⅱ（表現）」（1単位）を「学科専攻科目」の必修科目として開講するとともに、保育・幼児教育の技術に関連する演習や実習科目を「学科専攻科目」等の選択科目として開講する。

(3) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を短期大学部構成員（教職員及び学生等）に周知し、社会に公表しているか。

1) 短期大学部全体

年度当初に毎年度発行される『教員用ハンドブック』に本学の教育目標を掲載すること、年度当初の社会福祉学科・こども教育学科合同学科会議等において教育目標を確認することにより、教職員に対する教育目標の周知を図っている（資料 4(1)-1）。

学生に対しては、授業科目履修要項や大学ホームページ等に公表することや、履修説明会、授業等での説明を通して、学生への理念・目的の周知を図っている（資料 4(1)-2,4(1)-3）。

また、教育目標、学位授与方針および教育課程編成・実施の方針を大学ホームページ等に掲載することを通して、受験生や保護者等、社会に公表している。また、教育連携校等の高校に、2006 年度文部科学省現代的教育ニーズ取組支援プログラム（以下、「現代 GP」という。）「イメージ創成を中心としたキャリア教育」で制作した教育目標の紹介を含むメディア（DVD）を配付するとともに、オープンキャンパスでその視聴の機会を設ける等、入学志願者をはじめとした社会に対して教育目標を公表・周知している。本 DVD は入学直後の学生にも視聴させ、教育目標の周知を図っている。

(4) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

1) 短期大学部全体

以下の 2) および 3) で述べるとおり、学科ごとに教育目標等の適切性に関する定期的検証を実施している。

2) 社会福祉学科

2011 年度より、自己点検・評価を毎年度実施することになり、その中で教育目標、学位授与方針および教育課程編成・実施の方針の適切性についての評価項目が設定されており、短大自己点検・評価委員会を中心に定期的に検証を行っている。

3) こども教育学科

本学科は 2011 年 4 月に新設され、2013 年 3 月末の完成年度の完了までは、文部科学省への設置申請を行った際の「設置の趣旨等を記載した書類」に準拠している。そのため、教育目標等の適切性の検証は、2012 年度中のこども教育学科会議において自己点検・評価委員会を中心に行われ、最終的には教授会への提案、審議、決定という手続きによって進められている。したがって、検証結果を踏まえた教育目標等の変更等は 2013 年度以降に実施する。

2. 点検・評価

○基準の充足状況

本学の理念・目的を実現するために、教育目標を定め、それに基づき学位授与方針および教育課程編成・実施の方針が明示され、種々の手段により大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されている。

ただし、教育目標、学位授与方針および教育課程編成・実施の方針を、より組織的・計画的に公表・周知していくことが望まれる。

（１）効果が上がっている事項

1) 社会福祉学科

教育目標、学位授与方針および教育課程編成・実施の方針は、種々の手段により大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されている。特に、視聴覚メディアの活用等、効果的な周知・公表方法に対する工夫の努力を行っている。また、授業を通して教育目標を学生に周知する取り組みは、教育目標と日常の学修とのつながりを理解させることを意図しており、効果的な方法となりうるものであると考えられる。

教育目標、学位授与方針および教育課程編成・実施の方針の適切性についての検証は、2011 年度より毎年度自己点検・評価の中で実施されることになり、定期的な検証が行われるシステムを構築している。

2) こども教育学科

教育目標、学位授与方針については、ホームページ等を通して学生や社会に公表するとともに、教職員に対しては、教授会等で周知している。

教育目標および教育課程編成・実施の方針の適切性についての検証は、完成年度が過ぎる次年度に実施する予定である。

（２）改善すべき事項

1) 社会福祉学科

学生に対する教育目標の周知については、履修説明会や授業を通して行っている。この周知は、適切な科目、適切なタイミングで行うことが望ましいが、主に担当者各々の判断で行われており、十分に組織的に計画、実施されているわけではない。

2) こども教育学科

本学科における教育目標、学位授与等の諸方針は当面、「設置の趣旨等を記載した書類」への記載に準拠して実施しており、おおむね適切であると判断している。なお、2012 年度が学科の完成年度にあたっているため、2013 年度以降の改革に向けて、2012 年度中に短大自己点検・評価委員会の体制を基本としながらも、本学科選出委員を中心にこども教育

学科会議での検証、提案、審議等を行っているところである。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 社会福祉学科

教育目標の適切性を検証する過程に、学生や卒業生の参加方策についても工夫することで、より効果を伸長させることができるように思われる。2013 年度中に教授会、学科会議、コース会議等において検討を行い、2014 年度からの実施をめざす。

2) こども教育学科

学科会議の定期的な開催、教員ハンドブック、実習ハンドブック等の活用が、教育目標を適切に実践するために役立っていると思われる。

(2) 改善すべき事項

1) 社会福祉学科

授業を通した学生に対する教育目標の周知に関しては、どの科目、どのタイミングで周知を行うことが望ましいのかを 2012 年度中に学科会議、コース会議において検討を行い、2013 年度からより組織的・計画的に実施する。

2) こども教育学科

2013 年 4 月、つまり本学科の完成年度完了後に向けて、教育目標等の適切性を検証し、迅速な見直しを行う組織的な体制の整備が必要である。具体的には、教務委員を中心にこども教育学科会議を会議体として充実させ、提案・審議・決定について、一層の機能向上を図っていく。

4. 根拠資料

4(1)-1 龍谷大学短期大学部 2012 年度教員用ハンドブック (既出 資料 1-3)

4(1)-2 2012 年度 短期大学部授業科目履修要項 (既出 資料 1-4)

4(1)-3 ホームページ <http://www.human.ryukoku.ac.jp/> (既出 資料 1-6)

基準 4. 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

1. 現状説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

1) 短期大学部全体

後述のとおり、学科ごとに教育課程編成・実施の方針に基づき、授業科目を適切に配置し、教育課程を体系的に編成している。

2) 社会福祉学科

教育課程編成・実施の方針および授業科目一覧表のとおり、教育課程編成・実施の方針を実現するために必要な授業科目を全て開設し、教育課程を体系的に編成している。

具体的には、教育課程編成・実施の方針の第1領域「建学の精神」については、建学の精神の意味を深く理解し、高い倫理性を養うために、必修科目である「仏教の思想」を「学部共通科目」として開講している。

第2領域「知識・理解」については、幅広い学問領域について基礎的な知識を身につけるために、人文・社会学系・学際領域系科目からなる教養教育科目を「学部共通科目」として開講し、6単位以上の修得を卒業要件とするとともに、「学科専攻科目」として、社会福祉についての基礎的な知識を身につけるために、「社会福祉原論」、「社会福祉援助技術総論」、「卒業論文」を必修科目として開講し、さらに社会福祉に関する演習および実習科目を「コース専攻科目」の必修科目として開講している。

第3領域「思考・判断（論理的思考力、創造性）」については、幅広い分野の知識・理解をもとにして、問題に対して多角的な思考、判断を行うことができるようにするために、人文・社会学系・学際領域系科目からなる教養教育科目を「学部共通科目」として開講し、6単位以上の修得を卒業要件とするとともに、身の生活問題を社会問題の脈絡で考察でき、自分の意見を発表することができるようにするために、「社会福祉原論」、「社会福祉援助技術総論」、「卒業論文」を「学科専攻科目」の必修科目として開講し、さらに社会福祉に関する演習および実習科目を「コース専攻科目」の必修科目として開講している。

第4領域「興味・関心」については、個人と社会の福祉の向上について、探究心を持ちそれを具体的な課題にできるようにするために、「社会福祉原論」、「社会福祉援助技術総論」、「卒業論文」を「学科専攻科目」の必修科目として開講するとともに、社会福祉に関する演習および実習科目を「コース専攻科目」の必修科目として開講している。

第5領域「態度（態度、価値観等）」については、市民としての社会的責任を自覚し、協調性を持ちつつ、リーダーシップを発揮しながら、身边から他者の権利回復と連帯をつくっていく姿勢を持つとともに、障がいの意味、老いの意味、死の意味、生命の繋がりにつ

いて洞察する姿勢を持つことができるようにするために、「社会福祉原論」、「社会福祉援助技術総論」、「卒業論文」を「学科専攻科目」の必修科目として開講するとともに、社会福祉に関する演習および実習科目を「コース専攻科目」の必修科目として開講している。

第6領域「技能・表現」については、外国語による基本的なコミュニケーションができるようにするために、「学部共通科目」として「英語Ⅰ」を必修科目として開講するとともに、「英語Ⅱ」等の科目を選択科目として開講している。また、コンピュータを操作し、情報分析・発信のための基本的なスキルを身につけるために、「情報処理基礎」を選択科目として複数クラス開講するとともに、いくつかの必修科目において、パソコンを使ったレポート提出を課す等、コンピュータに触れる機会を設けている。さらに、自ら発見した課題を論理的に分析し、自らの考えを文章で表現し、それをプレゼンテーション・ディスカッションできるようにするとともに、基本的な社会福祉の援助技術を身につけるために、「社会福祉援助技術総論」を「学科専攻科目」の必修科目、演習や実習科目を「学科専攻科目」の必修科目として開講するとともに、社会福祉の援助技術に関連する科目を「学科専攻科目」等の選択科目として開講している。

3) こども教育学科

本学科の教育課程編成は、保育・幼児教育の専門職養成を主たる目的として、「学部共通科目」と「学科専攻科目」の2つから編成される。

「学部共通科目」においては、保育や幼児教育に携わる人間としてのあり方や生き方についての深い洞察力を培うために、親鸞聖人の教えにもとづく建学の精神を含めて仏教思想を幅広く教授する「仏教の思想」を1年次通年に、さらに仏教思想に基づく「共生（ともいき）」の理念と実際を体系的に学ぶ「共生（ともいき）論」を2年次後期に各々配置している。ここでは、学生たちが保育所や入所施設等での実習を複数回経験し、様々な共生（ともいき）の実態はもとより、共生（ともいき）の具現化が難しい場面・状況を見聞した段階で再度、理念や原則に立ち返り、各々の経験と照合させつつ、知識と経験とを総合させることが企図されている。以上の建学の理念に関わる科目を中心に据えつつ、人間や社会、歴史、文化についての深い教養を養うことが、保育や幼児教育に携わる者にとって必要不可欠な知識基盤であると考えことから、基礎的教養の涵養を図る「学部共通科目」を配置している。

また、「学科専攻科目」を保育士および幼稚園教諭の資格・免許状に関わる科目として配置している。具体的には、原論・原理系の科目群として「社会福祉概論」「児童福祉論」「保育原理Ⅰ」「養護原理」等の保育士資格対応科目と、「教育原理」「教育課程総論」「教職論」等の幼稚園教諭免許状対応科目とを中心に、保育内容および教科に関する科目、その他の科目、演習科目、実習科目を配置している。

以上のように、「学部共通科目」においては専門職としての基礎的教養の涵養を図り、「学科専攻科目」においては専門性を高める編成を基本としている。これらを受講するこ

とにより、仏教思想を含めた教養および保育や幼児教育の専門的知識の修得が可能になる。その意味では、本学の教育課程は、卒業後も保育・幼児教育の専門職として成長し続けるための基礎・基盤を形成するものになる。

（２）教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

１）短期大学部全体

前述した科目区分（学部共通科目、学科専攻科目）の特徴を踏まえ、提供している教育内容を説明する。

①学部共通科目

まず、本学における教養教育の特色を述べる。中央教育審議会答申「新しい時代における教養教育の在り方について」（2002年2月21日）の重要性や意義は以下のように整理できる。基本となるのは答申に示された新・教養観、すなわち「自らが今どのような地点に立っているのかを見極め、今後どのような目標に向かって進むべきかを考え、目標の実現のために主体的に行動していく力」であり、具体的には以下の5つの要素である。

- (1)社会とのかかわりの中で自己を位置付け律していく力、自ら社会秩序を作り出していく力、より良い新しい時代の創造に向かって行動することができる力、他者の立場に立つて考えることができる想像力
- (2)他者や異文化、さらにはその背景にある宗教を理解する等、異なる国や地域の伝統や文化を理解し、互いに尊重し合うことのできる資質・態度、世界の人々と外国語で適確に意思疎通を図る能力
- (3)自然や物の成り立ちを理解し、論理的に対処する能力、科学技術をめぐる倫理的な課題や環境問題等も含めた科学技術の功罪両面についての正確な理解力や判断力
- (4)日常生活を営むための言語技術であるだけでなく、論理的思考力や表現力の根源である読み、書き、考えること、つまり国語の力
- (5)わが国の生活文化や伝統文化の価値を改めて見直すために、礼儀・作法をはじめとして型から入ることによって、身体感覚として身に付けられる「修養的教養」

以上のような教養を構成する力の諸要素を「青年期」の2年間で培う役割を担うのが本学科の教養教育である。その目標は、社会の中での自己の役割や在り方を認識し、より高いものをめざしていくことを意識した知的訓練を行うことにある。

したがって、社会福祉や保育、幼児教育にとって必要不可欠な知識基盤としての教養教育科目を中心に編成している。その特徴は以下のとおりである。

第1の特徴は、建学の理念を修得するために1年次は「仏教の思想」（必修）を通年で開講している点である。「仏教の思想」では親鸞聖人の思想のみならず、広く仏教思想について取り上げ、その生命観や人間観、共生（ともいき）観の基礎的な理解が促される。他方、「共生（ともいき）論」（選択）は学生達が社会福祉や幼児教育の現場等での実習

を複数回経験した段階に位置する2年次後期に開講する。このような科目配置となっているのは、一連の実習を通じて、様々な共生（ともいき）の実態はもとより、共生（ともいき）の具現化が難しい場面・状況を見聞した段階で再度、理念や原則に立ち返り、各々の経験と照合させつつ、知識と経験の総合化を企図するからである。なお、仏教を含め広く宗教と社会福祉、保育・幼児教育との関連を直接扱う科目として「宗教教育」（選択）を1年次前期に開講している。この科目では、宗教に対する理解を深め、真の宗教に根ざした教育の意義と実践の理論を学び、そこから各宗教の教義や理念が社会福祉や幼児教育の現場でどのように具体化されているのかということについて理解するとともに、宗教行事の意味や子どもにとっての意義を概説するため、実習の事前学習機会として配置している。

第2に、英語や国語等言語能力の向上に関わる科目を配置している点である。「英語Ⅰ」（必修）は1年次通年、「英語Ⅱ」（選択）は2年次通年で各々開講する。さらに、龍谷大学の全学的なプログラムである「パークレー語学」と「パークレー講義」が開講され、より実践的な英語力の修得も可能になっている。他方、国語力に関しては学科専攻科目と効果的に連携させつつ、「言語表現論」（選択）を1年次後期、「国語表現法」（選択）を2年次後期に開講する。「言語表現論」は言語表現に対する認識と自覚を促すのに対し、「国語表現法」は卒業を控えた時期において就職試験や編入学試験はもとより、社会人として要請される国語表現力を高める。

第3に短期大学士としての基礎的教養を修得するために、「哲学」「心理学」「日本史」「外国史」「文学」「地理学」「地誌」「法学Ⅰ（日本国憲法を含む）」「法学Ⅱ（日本国憲法を含む）」「社会学」「教育学」（以上すべて選択）といった人文・社会科学系の科目を開講している点である。これらの科目群を通じて、人間や社会、歴史、文化についての教養を修得する。

第4にその他の科目として、現代コミュニケーション・ツールとしての情報機器操作の修得をめざす「情報処理基礎」（選択）や体育関連科目である「スポーツ文化ⅠA」「スポーツ文化ⅠB」（いずれか2単位選択必修）、学生各々の進路選択や将来設計に対する意識化を促す科目として「キャリアデザイン論」（選択）を配置している点である。また、現代人の基礎的素養となる人権啓発科目として「人権思想」（選択）と「ジェンダー論」（選択）を開講している。

②学科専攻科目

1) 社会福祉学科

教育課程編成・実施の方針および短期大学部講義概要（シラバス）のとおり、教育課程編成・実施の方針を実現するために必要な教育内容を全て提供し、教育目標や学位授与方針を実現できるようにしている（資料4(2)-1,4(2)-2）。

2006年度文部科学省現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）として採択された「イメージ創生を中心としたキャリア教育－視聴覚教材・学外教育資源・体験型学習を

活用した体系的教育プログラム」をベースに、視聴覚教材の活用、学外教育資源の活用、体験型学習を中心に、主にイメージ創生を図りながら、入学前から卒業後までのキャリア支援の体系化をめざし、入学前教育や導入教育も含めたキャリア教育を展開している。具体的には、「学科専攻科目」の「基礎演習」「教養福祉基礎演習」「社会福祉援助技術演習Ⅰ」「ソーシャルワーク演習Ⅰ」「教養福祉演習Ⅰ」「社会福祉援助技術演習Ⅱ」「ソーシャルワーク演習Ⅱ」「教養福祉演習Ⅱ」「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ」「ソーシャルワーク現場実習指導Ⅰ」「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ」「教養福祉実習」を「キャリア啓発科目」として、「ソーシャルワーク現場実習指導Ⅱ」「社会福祉援助技術現場実習Ⅱ」「ソーシャルワーク現場実習Ⅱ」をキャリア形成科目として開講している。

演習や実習に関する複数クラス開講については、教育内容等を統一させることが有効な場合もあるとの認識のもと、『教員用ハンドブック』を作成し、毎年度教務委員を中心に改訂している（資料4(2)-3）。また、当面の演習や実習に関する連絡事項等をまとめた『実習指導室だより』を実習指導室が編集・発行している（資料4(2)-4）。これらに加え、学科会議やコース会議等を頻繁に開催し、教育内容の吟味を行っている。

2) こども教育学科

前述したように、本学科の教育目標は、保育や幼児教育の現場において子ども同士の「共生（ともいき）」を促し、励まし、見守り、支える専門職を養成することにある。こうした目標を達成するため教育課程の中核には以下の科目を配置している。

(1) 必修科目

① 保育・幼児教育の本質理解および対象理解に関わる科目

「保育原理Ⅰ」「教育原理」「発達心理学Ⅰ」（以上すべて必修）は、保育および幼児教育の根幹となる科目である。「保育原理Ⅰ」は、保育の本質をはじめ保育の場の歴史と類型、保育の歴史と現状、保育所保育の原理・内容・計画、発達過程区分の保育内容と指導計画、保育所の健康・安全上の留意事項、多様な保育ニーズへの対応上の留意事項、子育てに関する相談援助活動、保育サービスの評価と苦情解決、家庭・地域との連携、保育士の資質と任務について概説する。また、「教育原理」は、教育の意義と目的および児童福祉との関連性、教育の基礎的概念と諸理論、教育の歴史・制度・実践、生涯学習社会における教育、現代の教育問題について概説する。さらに、「発達心理学Ⅰ」はこどもの発達および発達段階の理解、初期経験の重要性、各発達期の特徴、乳幼児期における発達援助を概説する理論的な科目として、保育や幼児教育の対象理解において不可欠の位置づけにある。

② 現代社会福祉、なかでも児童福祉の法制度とサービス内容の理解に関わる科目

「社会福祉概論」「児童福祉論」「養護原理」（以上すべて必修）は、いずれも保育士資格必修の科目である。「社会福祉概論」は、現代社会における社会福祉の意義と理念、社会福祉の法体系や制度および行財政、サービス体系における公私の役割活動、社会福祉援

助技術および福祉専門職の役割、社会福祉関連領域（医療福祉・地域福祉・ボランティア活動の概要）、利用者保護制度（第三者評価、苦情解決、権利擁護、情報提供等）の概要について概説する。また、「児童福祉論」は、児童福祉の意義および歴史的展開過程、法律や制度、福祉機関・施設、児童福祉サービスの現状と課題、児童福祉専門職としての保育士の役割、児童・家族に対する相談援助活動について概説する。さらに、「養護原理」は、児童養護の概念、施設における児童養護、施設養護の実際、児童福祉施設の運営・管理と援助者、今後の課題について概説する。

③保育・幼児教育の方法理解に関わる科目

「保育内容総論」「保育内容Ⅰ（健康）」「保育内容Ⅰ（人間関係）」「保育内容Ⅰ（環境）」「保育内容Ⅰ（言葉）」「保育内容Ⅰ（表現）」「保育内容Ⅱ（表現）」（以上すべて必修）は、いずれも保育や幼児教育の内容に関する個別・具体的な理解と、その実践方法の修得をめざして配置されている。これらの科目の受講によって、保育および幼児教育の専門職としての具体的な方法論を獲得できるという意味で必修科目として配置している。

以上、①保育・幼児教育の本質理解および対象理解に関わる科目、②現代社会福祉、なかでも児童福祉の法制度とサービス内容の理解に関わる科目、③保育・幼児教育の方法理解に関わる科目は、いずれも子ども同士の「共生（ともいき）」を促し、励まし、見守り、支える専門職の養成を教育目標とする本学科において必修に値する科目である。

(2)選択科目

第1に、「教育心理学」「小児保健」「小児保健実習」「小児栄養」「精神保健」「家族援助論」「発達心理学Ⅱ」「臨床心理学」「家庭管理」等（以上すべて選択）は、いずれも保育・幼児教育の専門職が対象となる子どもとその家族を心理学や医学、栄養学、家政学、社会福祉学の知見を踏まえて多面・多角的に理解を深めるために配置する。

第2に、「乳児保育」「障害児保育」「養護内容」「教育課程総論」「教育方法論」「教育相談」等（以上すべて選択）は、属性別の保育内容や教育方法に関する科目である。

第3に、「基礎技能Ⅰ（図画工作）」「基礎技能Ⅰ（体育）」「基礎技能Ⅰ（音楽）」「基礎技能Ⅱ（音楽）」「児童文化」「文章作法」等（以上すべて選択）は、保育や幼児教育の実践における基礎技能としての図画工作、体育、音楽について理論的な知識と実践的な技術の修得をめざす科目、また絵本やおもちゃ等を含め広く児童文化の現状や課題の理解を深める科目、専門職として要請される基本的な文章作法の修得をめざす科目である。

第4に、「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅰ（施設）」「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」「教育実習」（以上すべて選択）は、いずれも保育士または幼稚園教諭二種免許状取得に必要な学外実習科目である。

第5に、「保育実践演習」「保育・教職実践演習（幼稚園）」等（以上すべて選択）は保育・幼児教育の専門職志望者向けに開講される演習科目である。

2. 点検・評価

○基準の充足状況

学位授与方針および教育課程編成・実施の方針に即して、十分な教育成果を上げるための教育内容を整備・充実させているが、教育内容の改善に向けた取り組みの効果を検証する方法に改善の余地がある。

(1) 効果が上がっている事項

1) 社会福祉学科

必修科目を受講するだけで教育課程編成・実施の方針で定めた「学生に保証する基本的な資質」をおおむね網羅できるようにしており、教育課程編成・実施の方針に基づいた教育がより確実に行われ、卒業生の質保証の実質化を図っている。

2) こども教育学科

本学科は 2011 年 4 月に新設されたため、2013 年 3 月末の完成年度の完了までは、文部科学省への設置申請を行った際の「設置の趣旨等を記載した書類」に準拠しているところである。つまり、現行の教育課程・教育内容は大学設置審議会による適切性の判断を踏まえたものであると考えられる。

(2) 改善すべき事項

1) 社会福祉学科

教員用ハンドブックや実習指導室だよりの編集・発行は、教育内容の統一化という効果を上げていると思われるが、その効果を検証する作業は十分には行われていない。また、学科会議やコース会議等の開催についても、適切な教育内容を導き出すことに効果を上げていると思われるが、その効果を検証する作業は十分には行われていない。

2) こども教育学科

本学科の教育課程・教育内容は、大学設置審議会による適切性の判断を踏まえたものであるが、2012 年度で完成年度を迎えるにあたって、改めてその適切性を検討することが必要だと考えられる。また、本学科の教育課程・教育内容は、保育士資格および幼稚園教諭二種免許状の取得に対応しており、各資格・免許状に関する現行教育課程の見直しや変更等が今後も想定される。そのため、それらの動向に即応していく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 社会福祉学科

必修科目を受講するだけで教育課程編成・実施の方針で定めた「学生に保証する基本的

な資質」をおおむね網羅できるようにしているが、「学生に保証する基本的な資質」をより高度に身につけられるよう、2012 年度中に学科会議や教授会等においてカリキュラム改革について検討し、2013 年度より新たなカリキュラムを導入することとなった。2013 年度は、その効果の検証を行う。

2) こども教育学科

2012 年度は本学科設置 2 年目であり、完成年度をむかえることになる。2013 年度は、その 2 年間の効果の検証を行い、改善点を検討する。

(2) 改善すべき事項

1) 社会福祉学科

教員用ハンドブックや実習指導室だよりの編集・発行、学科会議やコース会議等の開催が、教員間の情報の共有化につながり、適切な教育内容を導き出すことに一定の効果を上げている。具体的な効果を検証する目的で、教員を対象としたアンケート調査等を、2013 年度に組織的・計画的に検討し、実施する。

2) こども教育学科

学科会議を中心に、2012 年度で完成年度を迎えた教育課程・教育内容の効果の検証作業を行う。そして、その結果を教育課程・教育内容の変更に活かし、より適切性を担保した教育課程・教育内容の構築を目指す。それと同時に、こうした作業をより組織的・計画的に実施するための方策についても検討する。

4. 根拠資料

4(2)-1 2012 年度 短期大学部講義概要 (シラバス)

4(2)-2 2012 年度 授業科目時間割表

4(2)-3 龍谷大学短期大学部 2012 年度教員用ハンドブック (既出 資料 1-3)

4(2)-4 実習指導室だより

基準 4. 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

1. 現状説明

(1) 教育方法及び学習指導を適切に行っているか。

1) 短期大学部全体

①小規模の演習・クラス編成

より効果的な授業展開が可能となるように、各種演習等は10 から20人前後の少規模の演習・クラスを編成し、出席管理、各種実習の個人票作成に伴う添削・指導を実施している。

適宜、合同演習形式の授業を実施し、各演習・クラス担当者の教育的な個性を最大限尊重しつつも、個別の専門性の相違による指導上の偏りや不均衡を克服し、共通性や均一性を一定程度担保し、各々の演習・クラスが蛸壺化することを予防する機能を果たしている。

②半期開講科目の積極的な導入（セメスター制に準ずる科目開講）

学生がより効果的な履修計画を立てられるようにするため、半期開講科目を積極的に導入している。ただし、科目によっては、短期大学部における教育効果を考えて半期開講を採用していない。例えば、建学の精神を理解するうえでの基幹科目となる「仏教の思想」は、通年開講としている。こうした対応により、「共生（ともいき）」の理念の具体的な理解を可能にしている。

③各種オリエンテーションの実施

大学生活への理解を深め、履修計画をスムーズに立てることができること等を目的に入学直後の時期（入学式を含めて1週間）をオリエンテーション期間としている。オリエンテーション期間内に、導入教育の一部として1泊2日の「フレッシュャーズ・キャンプ」を実施し、全教員、教務課職員が教職協働した体制で、きめ細やかな形で実施している。この「フレッシュャーズ・キャンプ」は1973年以来、39年間継続して実施している。

また、新2年生に対する履修説明会を前年度末（3月末）に実施し、学生が速やかに新学期の授業準備が出来るように、きめ細やかな履修指導を実施している。これらのオリエンテーション期間における役割分担は、履修関係を教務主任、学生生活全般（奨学金等を含む）を学生生活主任が担うほか、学部独自の取り組み等の説明や案内は各担当者が担っている。

④個別指導に対応したチュートリアル・システム

近年、学修や学生生活上の様々な困難を抱える学生が増大している。そのため、本学では専任教員が担当する各種演習を通じ、在学中の学生生活全般について、演習・クラス担当者が学生にとって最も身近な相談窓口となりうる体制を構築している。つまり、初期対応は演習・クラス担当者が担い、相談内容によっては教務主任や教務課職員との連携、学生生活主任や学生部（なんでも相談室等）との連携、キャリア主任やキャリアセンターとの連携等、各担当主任や専門部署と連動している。また、演習・クラス担当者が初期対応

を担うための授業以外のシステムとしては、各教員が年間を通して毎週60から90分のオフィス・アワーを設定して学生に公開し（履修要項に各教員のオフィス・アワーを明記）、個別指導を受けやすいシステムを構築している。

⑤学生による授業評価

授業内容を常に見直すための方法として、学生による授業評価を実施している。具体的には学期毎に「授業評価調査」（本学独自で行っている調査）を行い、担当者が学生からの授業に関する要望を聞き取っている。こうした取り組みにより、「授業運営」「授業内容」「教授方法」についての振り返りを行い、授業の改善に反映させている。

⑥実習指導教育

事前・事後指導を含め、実習園・施設等の実務者の計画的な関与によって、学生・実務者・教員間の対話を促進しながら、学生の現場感覚を具体的かつ实际的に研磨していく実習指導プログラムを提供している。具体的には、各種実習や実務者との交流機会を通じて、社会福祉や幼児教育の現場における様々な実践に触れることができるように配慮している。このような実践の中で学生の興味や関心を継続的に喚起し、具体的かつ实际的な思考から、学生自身が理論的な思考の必要性や意義を理解し、統合的に展開することができるようにしている。

⑦FD委員会の設置と非常勤講師懇談会

本学では、日常的に教授法を改善し、より効果的な教育のあり方を検討する組織として、教授会の下にFD委員会を設置している。本委員会ではカリキュラム内容や教育方法の改善について、分析・考察等を行い、授業効果を高めるための教学方法の改善に努めており、適宜FD報告会を全学に向けて開催している。また、非常勤講師との懇談会を隔年で実施し、授業運営や内容、教授法に関する情報交換の機会を設けている。

2) 社会福祉学科

教育課程編成・実施の方針に基づいた教育が行えるよう配慮するとともに、厚生労働省所管資格科目については厚生労働省の規程に基づき、適切な授業形態（講義・演習・実習等）を採用している。

これらの授業形態はできる限り少人数教育を実践し、授業科目担当者からの申請に基づきTAや教育補助員を配置する等、きめ細やかな学修指導ができるように努めている。なお、前年度中に授業担当予定者に対して、受講者数の上限についての希望を確認し、必要に応じて受講者数の上限設定を行っている。

演習や実習に関する複数クラス開講については、教育方法等を統一することが有効な場合もあるとの認識のもと、教員用ハンドブックを作成し、毎年度改訂している。また、当面の演習や実習に関する連絡事項等をまとめた『実習指導室だより』を実習指導室が編集・発行している。これらに加え、学科会議やコース会議等を頻繁に開催し、教育方法の吟味を行っている。

3) こども教育学科

教育効果を高め、学生自らが学修に取り組みやすい環境を確立するために、以下の方法を取り入れることによって、学生個々のニーズに応じた教育を提供している。

①習熟度別クラス編成

基礎技能Ⅰ（音楽）においては、入学時にアンケート調査を実施することにより習熟度別のクラスを編成し、効果的な学修を可能にしている。

②導入教育の実施

入学直後の「保育実習事前事後指導」（1年次前期）は、基本的には学内実習科目であるが、導入教育の一環として実施し、大学近隣の保育所における保育観察実習の事前事後指導を中核として、早い段階で保育・幼児教育の専門職をめざすための学修意欲の涵養に努めている。

（2）シラバスに基づいて授業を展開しているか。

1) 短期大学部全体

本学では、文部科学省への設置申請時に統一様式による短期大学部講義概要（シラバス）の作成を行い、そのシラバスに準拠して現在、各科目の授業を展開している。シラバスは学生が履修計画を立てる際に、あらかじめ具体的な授業内容の把握ができるように、全科目について「目的・ねらい」「講義概要」「講義方法」「修了時の達成課題」「各回のテーマ・内容」「成績評価の方法」「テキスト」「参考文献」等、詳細な授業計画を統一様式で作成して、学生に対し、ホームページ上および冊子体の両媒体によって提供している。

シラバスの活用方法は各々の教員に委ねられているのが現状であるが、初回授業時に授業の概要や計画、評価方法、教科書等を説明する際に活用されるのが通例であり、その他、定期試験やレポート課題等評価に関わる情報の確認のためにも活用されている。

（3）成績評価及び単位認定を適切に行っているか。

1) 社会福祉学科

各授業科目のシラバスの「成績評価の方法」において明示された方法で成績評価が行われ、60点以上の評価の場合に単位を認定している。

なお、成績評価の方法および基準の公平性と適切性については、基本的に各担当者に委ねられている。ただし、「基礎演習」「教養福祉基礎演習」「社会福祉援助技術演習Ⅰ」「ソーシャルワーク演習Ⅰ」「教養福祉演習Ⅰ」「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ」「ソーシャルワーク現場実習指導Ⅰ」「教養福祉実習」については、複数クラスにより開講される主要科目であるため、あらかじめ統一的な基準を定め、公平かつ適切な成績評価が行われるよう組織的に対応している。

2) こども教育学科

成績評価方法および成績評価基準の明示、公平性とその適切性について、前述したシラバス（ホームページおよび冊子体）の「成績評価の方法」において、全ての授業科目が明示されている。

なお、その方法および基準の公平性と適切性については、基本的に各担当者に委ねられている。ただし、「保育実習事前事後指導」「保育実践演習」「保育・教職実践演習」等演習系の科目、「保育実習Ⅰ（保育所）」「教育実習（観察実習）」等の実習科目については10名の担当者がいるため、担当者レベルの会議体において事前に周知、確認を行い、公平かつ適切な成績評価が行われるよう組織的に対応している。

2. 点検・評価

○基準の充足状況

学位授与方針および教育課程編成・実施の方針に即して、十分な教育成果を上げるための教育方法を整備・充実させているが、教育方法の改善に向けた取り組みの効果を検証する方法に改善の余地がある。

（1）効果が上がっている事項

1) 社会福祉学科

教育課程編成・実施の方針に基づいた教育が行えるよう、演習や実習の授業形態を採用している科目が多く配置されていることが特長である。特に、「社会福祉学特殊講義Ⅲ」「社会福祉学特殊講義Ⅳ」「社会福祉学特殊講義Ⅴ」は、地域に暮らす知的障がい者を招いて共に学ぶ体験型教育を実践する「オープンカレッジふれあい大学課程」（2006年度文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」採択事業の一つ）を構成する科目であり、体験をととした学びが可能となる特色ある教育方法が採用されている。

「障がい者と関わることで自分の世界観が変わった」「障がい者に対する壁がなくなった」等、カリキュラムアンケートの調査結果でも以上3科目は学生からの評価が高く、社会福祉という実践的な学問分野を学ぶ上で有効な教育方法が採用されていると考えられる（資料4(3)-1）。

2) こども教育学科

本学科は2011年4月に新設されたため、2013年3月末の完成年度の完了までは、文部科学省への設置申請を行った際のシラバスに準拠して、授業を実施しているところである。つまり、現行の教育方法についても大学設置審議会等による適切性の判断を踏まえたものであると考えられる。

（２）改善すべき事項

１）社会福祉学科

『教員用ハンドブック』や『実習指導室だより』の編集・発行は、教育方法の統一化という効果を上げていると思われるが、その効果を検証する作業は十分には行われていない。また、学科会議やコース会議等の開催についても、適切な教育方法を導き出すことに効果を上げていると思われるが、その効果を検証する作業は十分には行われていない。

２）こども教育学科

本学科においてクラス担当者制を初めて導入した経緯があるが、少人数教育やチュートリアル・システムとしての適切性の検証を行い、必要に応じて見直しや変更の余地がある。

３．将来に向けた発展方策

（１）効果が上がっている事項

１）社会福祉学科

「オープンカレッジふれあい大学課程」を構成する「社会福祉学特殊講義Ⅲ」「社会福祉学特殊講義Ⅳ」「社会福祉学特殊講義Ⅴ」では、地域に暮らす知的障がい者を招いて共に学ぶ体験型教育が展開され効果を上げている。

２）こども教育学科

2012年度が、本学科設置２年目の完成年度であることから、現時点での効果測定は難しいと考える。しかし、保育士資格と幼稚園教諭の免許取得が可能となったことにより、学生の就職の幅が広がった。

（２）改善すべき事項

１）社会福祉学科

「オープンカレッジふれあい大学課程」を構成する「社会福祉学特殊講義Ⅲ」「社会福祉学特殊講義Ⅳ」「社会福祉学特殊講義Ⅴ」は、知的障がい者と学生がマンツーマンで授業を受けるため、知的障がい者の受け入れ人数が、学生の登録人数にも影響される。そのため、安定的・継続的に運営するための体制を整備することをめざし、2012年度に学科会議等において中長期的なヴィジョンを明確化した。具体的には、登録人数に左右されることなく運営できるように、必修科目の中で運営する方向で検討を進めている。

『教員用ハンドブック』や『実習指導室だより』の編集・発行、学科会議やコース会議等の開催は、教員の情報共有につながり、適切な教育方法を導き出すことに効果的であるが、具体的にどのような効果を上げているのかを明らかにするため、教員を対象としたアンケート調査等の実施について、2013年度中に学科会議、コース会議等において検討を行い、2013年度中により組織的・計画的に実施していく。

2) こども教育学科

2012 年度下半期には、こども教育学科会議や水曜日担当学会議（水曜日に開講されている演習系科目の担当学会議）を中心に少人数教育やチュートリアル・システムとしての適切性の検証作業を行っている。それらの結果やカリキュラムアンケート（資料 4-(3)-1）の結果を踏まえて、教育方法の見直しや検討を 2013 年度実施に向けて推進する。

4. 根拠資料

4(3)-1 カリキュラムアンケート（2010 年度・2011 年度）

基準 4. 教育内容・方法・成果

(4) 成果

1. 現状説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

1) 学習成果及び目標達成度を測定する方法とその適切性

○社会福祉学科

教育目標に沿った成果を測定するため、卒業要件科目平均点の人数分布や卒業要件科目修得単位数の人数分布の資料を作成している他、卒業を目前にした学生に対するカリキュラムアンケートや実習アンケート等を行っている(4(4)-1～4(4)-3)。また、実習施設からの実習生に対する評価を報告してもらうとともに、実習施設に対するアンケート調査を毎年度実施している(資料 4(4)-4,4(4)-5)。

○こども教育学科

本学科の教育目標は前述したように、「建学の精神」をはじめ「知識・理解」、「思考・判断」、「興味・関心」、「態度」、「技能・表現」の6点から設定されている。

したがって、その学修成果および目標達成度を測定する基本的な方法は、各点に関わる諸科目について、学生の単位修得ならびに得点の状況を確認することである。しかしそうした方法の適切性については意義と限界がある。

意義としては、本学科生全体の単位修得ならびに得点の状況を確認することによって、形式的ではあるが、学修成果を量的に把握することが可能になる点がある。

他方、限界としては、学生本人が備える理解や自覚の程度、能力を評価することが困難な点が挙げられる。例えば、意味の深い理解をはじめ豊かな人間性や高い倫理観、社会的責務に対する自覚の保持、保育・幼児教育の問題や課題に関する多面的・多角的な考察と意見発表の能力の獲得等については、量的な把握のみならず、質的に測定する必要があると考えている。

2) 学習成果と教育目標の達成状況

○社会福祉学科

「1) 学習成果及び目標達成度を測定する方法とその適切性」において記載した方法による学修成果および目標達成度の測定結果から、教育目標に沿った成果をおおむね上げていると言える。ただし、十分な成果が得られていない教育目標については、学科会議等においてその対応策を協議し、講じている。たとえば、学科会議(2012年1月18日開催)において、2011年度中に実施した実習での課題を点検し、以下のとおり確認され、改善が図られた。

①健康診断書を実習開始時に実習施設に全員提出することとし(ただし、コーオペ実習

は除く)、『実習ハンドブック』の関連箇所の原稿を修正することとする。

- ②実習生個人票については、実習の目標・課題以外にも演習担当者がしっかりと点検することとする。実習生個人票の清書も演習担当者が点検するように変更する方向で検討することとする。実習生個人票の記載ミスに伴う修正液や訂正印の使用、新しい個人票の用紙をもらいに行くことを安易にしないように演習で指導することとする。実習生の出勤簿については、記載ミスが非常に多いので実習指導室でサンプルを作成することとする。
- ③最終日の実習記録と総括レポートの提出期日は実習終了後3日以内とすることとし、学生に配布する説明資料にそのことを記載することとする（ただし、コーオブ実習は除く）。提出が遅れて施設による評価に間に合わない場合は、評価の時期を遅らせていただくのではなく、未提出の状態で評価していただくこととする。
- ④病気による実習欠席時と実習復帰時の両方に診断書を提出させることを原則とするが、感染症ではないケース等においては実習復帰時の診断書は不要であると実習指導室が判断できることとする。

○こども教育学科

上記6点に関する達成状況の量的把握は、以下の諸科目の単位修得ならびに得点の状況確認によって行える。

○建学の精神の意味理解、高い倫理性の涵養

→「仏教の思想」

○人文・社会学系・学際領域系科目からなる教養教育科目（「学部共通科目」として開講）

→12単位以上の修得（卒業要件）

○保育・幼児教育についての基礎的な知識の修得

→「保育原理Ⅰ」「教育原理」「発達心理学Ⅰ」「社会福祉概論」「児童福祉論」「養護原理」「保育内容総論」「保育内容Ⅰ（健康）」「保育内容Ⅰ（人間関係）」「保育内容Ⅰ（環境）」「保育内容Ⅰ（言葉）」「保育内容Ⅰ（表現）」「保育内容Ⅱ（表現）」（以上いずれも「学科専攻科目」の必修科目）

○問題に対する多角的な思考、判断を行うこと

→人文・社会学系・学際領域系科目からなる教養教育科目（「学部共通科目」）12単位以上の修得（卒業要件）

○保育・幼児教育の問題や課題に関する多面的・多角的な考察、意見発表の能力

→「保育原理Ⅰ」「教育原理」「発達心理学Ⅰ」「社会福祉概論」「児童福祉論」「養護原理」（以上いずれも「学科専攻科目」の必修科目）

○少子社会における保育や幼児教育に関する探究心の保持と具体的な課題化の能力

→「保育原理Ⅰ」「教育原理」「発達心理学Ⅰ」「社会福祉概論」「児童福祉論」「養護原理」（以上いずれも「学科専攻科目」の必修科目）

- 市民としての社会的責任の自覚、協調性あるリーダーシップ、子どもの最善の利益を追究していく姿勢の保持、発達の意味、子ども期固有の意義を洞察する姿勢の保持
 - 「保育原理Ⅰ」「教育原理」「発達心理学Ⅰ」「社会福祉概論」「児童福祉論」「養護原理」「保育内容総論」「保育内容Ⅰ（健康）」「保育内容Ⅰ（人間関係）」「保育内容Ⅰ（環境）」「保育内容Ⅰ（言葉）」「保育内容Ⅰ（表現）」（１単位）「保育内容Ⅱ（表現）」（１単位）（以上いずれも「学科専攻科目」の必修科目）
- 外国語による基本的なコミュニケーション能力の修得
 - 「英語Ⅰ」（必修科目）、「英語Ⅱ」等（選択科目）
- コンピュータの操作、情報分析・発信のために基本的なスキルの修得
 - 「情報処理基礎」（選択科目、複数クラス開講）
- 課題の自己発見、論理的分析、文章表現、プレゼンテーション、ディスカッションする能力、基本的な保育・幼児教育の技術の修得
 - 「保育内容総論」「保育内容Ⅰ（健康）」「保育内容Ⅰ（人間関係）」「保育内容Ⅰ（環境）」「保育内容Ⅰ（言葉）」「保育内容Ⅰ（表現）」「保育内容Ⅱ（表現）」（以上いずれも「学科専攻科目」の必修科目）、保育・幼児教育の技術に関連する演習や実習科目（「学科専攻科目」等の選択科目）

なお、どのような方法が適切かつ可能であるかについては、状況を質的に把握することによって、継続的に検討していく。質的に把握する内容とは、例えば、意味の深い理解をはじめ豊かな人間性や高い倫理観、社会的責務に対する自覚の保持、保育・幼児教育の問題や課題に関する多面的・多角的な考察と意見発表の能力の獲得等、学生本人が備える理解や自覚の程度、能力についてである。時間的・物理的な諸条件の検討が必要であるが、１つの可能性としては、卒業間近の時期に学生本人による自己評価とクラス担当者による評価を各々行い、両評価結果に関する個人面談を実施して、学生各々の質的把握を試みる事が考えられる。

（２）教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

１）社会福祉学科

上記のとおり、教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教員間で共有し、各教員による検討や、学科会議等での検討をとおして、教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけている。

２）こども教育学科

2011 年度は本学科開設の初年度であるため、教育成果に関する定期的検証はもとより教育課程・内容・方法改善に対する結果の反映はまだ行っていない。完成年度が完了するまでは文部科学省への設置申請時に提出した「設置の趣旨等を記載した書類」に準拠する必

要があるためである。

とはいえ、完成年度にあたる 2012 年度中には 2013 年度以降の教学展開に備え、教育成果に関する定期的検証を試み、教育課程・内容・方法改善に対する結果の反映を迅速かつ的確に行える組織的な体制作りを構築する。

（３）学位授与（卒業認定）を適切に行っているか。

１）社会福祉学科

本学において、2 年以上在学し所定の授業科目を受講し、その単位を修得した者に対し、学長は、教授会の議を経て卒業を認定している。また、学長は、卒業の認定を受けた者に対し、卒業証書および本学学位規程に定める短期大学士の学位を授与している（「短期大学データ集(参考)」(表 8)）。

卒業認定を受けるためには、「卒業論文」を提出しなければならない。卒業論文提出後に口述試問を実施し、担当者によってその厳格な評価を行っている。

社会福祉コースについては、卒業時に必要な単位数は 68 単位とし、その受講方法は授業科目の区分により、学部共通科目の必修科目を 8 単位、選択科目を 6 単位以上、学科専攻科目の必修科目を 12 単位、選択科目を 22 単位以上、コース専攻科目の必修科目を 16 単位、選択科目を 4 単位以上とすることが、学位授与方針として定められており、この方針どおりに卒業認定を行っている。

教養福祉コースについては、卒業時に必要な単位数は 68 単位とし、その受講方法は授業科目の区分により、学部共通科目の必修科目を 8 単位、選択科目を 6 単位以上、学科専攻科目の必修科目を 12 単位、選択科目を 22 単位以上、コース専攻科目の必修科目を 20 単位以上とすることが、学位授与方針として定められており、この方針どおりに卒業認定を行っている。

２）こども教育学科

本学において、2 年以上在学し所定の授業科目を受講し、その単位を修得した者に対し、学長は、教授会の議を経て卒業を認定している。また、学長は、卒業の認定を受けた者に対し、卒業証書および本学学位規程に定める短期大学士の学位を授与している（「短期大学データ集(参考)」(表 8)）。

本学科については、卒業時に必要な単位数は 68 単位とし、その受講方法は授業科目の区分により、学部共通科目の必修科目を 8 単位、選択科目を 4 単位以上、学科専攻科目の必修科目を 25 単位、選択科目を 31 単位以上とすることを学位授与方針として定めており、この方針どおりに卒業認定を行っている。2013 年 3 月に第 1 期生となる卒業者を輩出した。

2. 点検・評価

○基準の充足状況

教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけ、教育目標に沿った成果を上げているが、教育成果についての検証方法に改善の余地がある。この点を改善することで、学位授与（卒業認定）をより適切に行っていくように努める必要がある。

（１）効果が上がっている事項

1) 社会福祉学科

卒業要件科目平均点の人数分布や卒業要件科目修得単位数の人数分布の資料、カリキュラムアンケート、実習アンケート等の調査結果、実習施設からの実習生に対する評価、実習施設に対するアンケート調査の結果といった多様なデータをもとに、教育目標に沿った成果の測定が行われており、その結果から、教育目標に沿った成果をおおむね上げているものと認識している（資料 4(4)-1~5）。

2) こども教育学科

実習施設からの実習生に対する評価は好評であり、本学の教育目標に沿った成果を一定程度上げていると認識している（4(4)-4）。

（２）改善すべき事項

1) 社会福祉学科

多様なデータをもとに教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているが、必ずしも教育目標に沿った検証とはなっていない面もある。

たとえば、カリキュラムアンケートの質問項目は以下のとおりであり、学科およびコースごとに設定している教育目標の達成度を直接問う質問項目はほとんどない。

- 「あなたは本学のカリキュラムにどれ位満足していますか」
- 「あなたは本学を卒業するにあたり『これだけは大学で学んできました』と自信を持って言えるものがありますか」
- 「受講登録に際して困ったことは何ですか」
- 「大学生活で打ち込んだことは何ですか」
- 「卒業するにあたり、本学をどう思いますか」
- 「在学中に学んだことはあなたにとって意義があったと思いますか」
- 「授業へのあなたの取り組み方を客観的に評価するならば、どのような評価が適切だと思いますか」

- 「授業は理解できましたか」
- 「あなたが受けた教育プログラム（講義、演習、実習等）の中で、意義があったと思うものをあげて、その理由を教えてください」
- 「龍谷大学短期大学部での教育の中でよかったと思うこと、優れていると思う点は何ですか」
- 「龍谷大学短期大学部での教育の中で不満だったこと、問題があると思う点は何ですか」
- 「龍谷大学短期大学部での教育をより魅力あるものにするために改善・充実してはどうかと思う点は何ですか」

以上の状況から、本学科としては、卒業判定手続きの適切性および学位授与方針に基づいた学位授与の実施状況とその適切性の点検・評価をより適切に行えるよう改善する必要がある。

2) こども教育学科

第1期生向けのカリキュラムアンケートの内容を2012年度下半期に検討、実施する。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 社会福祉学科

カリキュラムアンケートの調査結果等から、実習教育や「オープンカレッジ ふれあい大学課程」に対する学生からの評価が高いことが明らかとなっており、教育課程の編成・実施方針に定めている「知識・理解」、「思考・判断」、「興味・関心」、「態度」、「技能・表現」のいずれの項目においても成果を上げている（資料4(4)-3）。

2) こども教育学科

保育士資格と幼稚園教諭の免許が取得できることにより、学生の就職の幅は広がった。今後は、学生の就職先との連携を深め、より質の高い保育士、幼稚園教諭をめざし、学生のカリキュラムアンケート結果等も踏まえて、2013年度は、教育方法についてさらに検討していく。

(2) 改善すべき事項

1) 社会福祉学科

上記のとおり、教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているが、必ずしも教育目標に沿った検証とはなっていない面もあるため、学科およびコースごとの教育目標の達成度を直接問う質問項目をカリキュラムアンケートの質問項目に含める等、教育目標に沿った検証となるよう、検証作業のあり方の

見直しについて、2012 年度中に学科会議、コース会議等において検討を行い、2013 年度からより組織的・計画的に実施する。

2) こども教育学科

2012 年度中に実施される、初めての卒業判定手続きおよび学位授与方針に基づいた学位授与の実施に向け、その適切性に留意して、教員（間）および短期大学部教務課との緊密な連携を図りながら、慎重かつ的確な実施を推進できるよう組織的な体制を整える。

4. 根拠資料

- 4(4)-1 短期大学部生の学業成績（平均点）
- 4(4)-2 1 年次終了時の卒業要件科目修得単位数の人数分布（休学・退学者・復学者を除く）
- 4(4)-3 カリキュラムアンケート（2010 年度・2011 年度）（既出 資料 4-(3)-1）
- 4(4)-4 実習施設からの実習生に対する評価票（様式）
- 4(4)-5 実習施設に対するアンケート調査の結果

基準 5. 学生の受け入れ

1. 現状説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか

1) 短期大学部

本学および併設の龍谷大学は、建学の精神(浄土真宗の精神)に基づいて、「平等」、「自立」、「内省」、「感謝」、「平和」の意味を深く理解し、豊かな人間性と共生(ともいき)の精神を涵養するとともに、人間教育、教養教育、専門教育を通じて「広い学識」と「進取の精神」を持って人類社会に貢献する人間を育成することを「教育にかかる基本方針」として定め、ホームページに掲げている。

この基本方針に基づき、2009 年度第 2 回全学教学会議(2009 年 10 月 22 日開催)において、「学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」とともに、「入学者受入れの方針」の策定に係る「基本方針」を以下のとおり定めた。

「入学者受入れの方針」の定義と考え方

「入学者受入れの方針」とは、「学位授与の方針」を実現するため、本学が入学生として求める人間像及び基礎学力や資質等を示すとともに、入学者選抜・入学者確保の方法に関する方針を明示するものである。

本学が入学生に求める人間像については、「学位授与の方針」との関係において、整合性・適切性に配慮した内容とする。また、入試方法や入試科目との関係については、「教育課程・編成実施の方針」との整合性・適切性が図れるよう明示する。なお、高等学校において履修すべき科目等、「何をどの程度学んできてほしいか」をできる限り具体的に明示することが望ましい。

(出典：2009 年度第 2 回全学教学会議<2009 年 10 月 22 日開催>資料)

この基本方針をもとに、全学では「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とともに「入学者受入れの方針」を以下のとおり定め、2009 年度第 11 回入学試験委員会(2010 年 2 月 4 日開催)において定め、『龍谷大学・龍谷大学短期大学部 入試ガイド』、『入学試験要項』やホームページにおいて明示している(資料 5-1,5-2)。

価値観が多様化する社会において、本学の建学の精神を体現するための意欲と各学部での教育に必要な適性を有した学生を、幅広く受け入れることを基本とします。

(出典：龍谷大学・龍谷大学短期大学部 入試ガイド)

以上の全学の方針に基づく本学の教育理念を深く理解し、明確な目的意識と勉学意欲をもった人材を受け入れるために、全学共通の選抜方法の中で試験科目を工夫している。ま

た、学力検査による一般入試以外にも、受験者の能力や適性等を、多面的に評価する推薦入試の制度を採用している。その上で、講義や演習だけでなく、社会福祉や児童福祉施設、幼稚園等における実習教育など、実社会での実践的・体験的な学びを重視している。また、そのような学びの中で、豊かな人間性、共生（ともいき）の理念、広い学識、進取の精神、福祉あるいは保育・幼児教育全般にわたる基礎的教養、専門的知識、実践的能力を身につけた人の育成をめざしている。

このような受け入れ方針に則った上で、社会福祉学科とこども教育学科は以下のような受け入れ方針を策定している。なお、これらの方針で示す適性は、社会福祉や保育・幼児教育の専門職となるためには必要不可欠な要素であると同時に、一般的に社会人としても要請される適性であると考えている。このため、卒業後の進路に拘らず、柔軟に対応できる汎用性を備えていることを前提としている。

2) 社会福祉学科

- ①読み書きなどの基礎的な学力を確実に身につけた者であること。
- ②行動力や主体的に学ぶ姿勢、社会性、多様な立場の人たちとコミュニケーションをとる力、体験をとおして多くのことを感じ取るための鋭い感性、そして、体験をとおして感じたことを整理する力、つまり思考力や文章力など、実践的・体験的な学習に必要な力を有する者であること。
- ③ディスカッションを行う能力や、ディスカッションをとおして多様な考え方があることを知り、多様な考え方から多様なことを柔軟に学び取る能力を有する者であること。

(出典：龍谷大学・龍谷大学短期大学部 入試ガイド)

3) こども教育学科

- ①教育の前提であり、保育・幼児教育の専門職となるための適性として、一定程度の国語力(読む・書く・話す等、言語的なコミュニケーションの力)を有する者であること。
- ②専門職となるための適性として、相応の生活経験(掃除、調理や洗濯等の家事遂行の経験等)を有する者であること。
- ③保育・幼児教育現場の特性に考慮し、一定程度の臨機応変な対応能力(即興で課題に取り組む意欲や機転、発想力等)を有する者であること。

(出典：龍谷大学・龍谷大学短期大学部 入試ガイド)

また、全学では障がい学生支援委員会を設け、障がいのある学生の受け入れに関して、「障がいのある学生への支援について」を定めている。その基本的な考え方は、次のとおりである(資料5-3)。

障がいのある学生への支援について

障がい学生支援委員会

基本的な考え方

1. すべての学生が社会参加に向けて主体的に取り組むことを支援するという視点に立ち、

障がいを持つ学生一人ひとりのニーズを把握し、その持てる力を高め、学生生活や学修上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援をおこなう。

2. 障がいのある学生の人数や状況を把握し、適切かつ効果的な支援をおこなえるよう努める。

3. 支援は、障がいのある学生と大学の相互協力によってなされるべきものであり、原則として支援を申し出た学生を対象とする。

(出典：『共に学ぶ、友と過ごす。』龍谷大学が行う障がいのある学生への支援)

この基本的な考え方にに基づき、障がいのある学生が入学を希望する場合、入学試験において、それぞれの種類や程度に応じた受験特別措置を行っている。その内容は入学試験要項において明示しており、出願前に申し出た対象学生に対し、入試部が受験時や入学後の学修に関する個々の相談に応じている。受験特別措置を希望する対象者には、受験に関する詳細な事項を記載した『入学試験要項(別冊)』を渡し、必要に応じた対応を講じている(資料 5-4)。

また、外国人留学生の受け入れについては、「入学者受入れの方針」に基づき、多様な学生を幅広く受け入れるため、外国人留学生入学試験(4月入学)を実施し、留学生を受け入れている。全学では、国際交流を推進するため、世界 22 カ国・地域の計 48 大学(2012 年 12 月 11 日現在)と学生交換協定を締結し、毎年 70～80 名の学生を交換している。本学は、大学を併設するスケールメリットを生かし、国際交流にかかる取り組みを行っている。なお、過去 5 カ年の全学における留学生の受け入れ状況は、表 5-1 のとおりである。

表 5-1 全学における留学生の受け入れ状況(過去 5 カ年)

(単位：人)

年度	正規留学生			特別留学生		留学生 別 科	外国人 特別生	特 別 専攻生	研究生	合 計
	学部	大学院	短大	学部	大学院					
2007	337	58	2	56	11	24	0	0	10	498
2008	324	63	1	60	5	32	0	3	6	494
2009	309	88	3	60	7	28	0	10	6	511
2010	308	104	2	60	6	41	0	11	3	535
2011	309	125	2	59	6	41	0	7	2	551

* 交換留学生数は、特別留学生に含む。各年とも 5 月 1 日現在

(出典：国際部資料により作成)

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。

1) 短期大学部

学生募集については、学生受け入れ方針に基づき、受験生やその保護者、高等学校、予

備校等をはじめ、広く社会に本学の教育理念と短期大学部教育目標・教育課程・入試選抜方法等の広報ならびに公開をし、その教育理念・目標を実現するために、多様な形態で学生募集を行っている。

その主な方法は、次のとおりである。

- ① 大学案内誌・入学試験要項の頒布
- ② 受験生、保護者、高等学校教員等を主な対象とするオープンキャンパスなどの入試関連イベントの開催
- ③ 高等学校・予備校等への訪問・説明会の実施
- ④ ホームページ(パソコンおよび携帯電話)による情報発信
- ⑤ メールマガジンによる情報発信
- ⑥ 新聞・雑誌等のマスメディアを活用した情報発信
- ⑦ ダイレクトメール等による個人向け情報発信

また、学生募集方法やその検証については、全学的な入学試験実施にあたり、統括的な機関である全学の入学試験委員会が担当しており、これは本学の入学試験についても同様である。

入学者選抜試験に関しては、「入学試験規程」を整備し、長期的展望に立って入試政策を立案・決定している（資料5-5）。また、全学の入学試験を統一的に計画、準備および実施するため、入学試験委員会、出題会議、教科出題委員会、評価委員、表記・表現点検委員、入試運営委員会等の組織・体制を整備している。

まず、入学試験委員会のもとに、諮問機関として入試政策・制度検討委員会を設置している。この委員会は、学内外からの情報収集にもとづき、前年度入試の結果および次年度以降の計画、立案等諮問を受けた審議事項につき入学試験委員会に答申している。また、個別の出題に関しては、出題会議で決定する出題方針に基づき、教科出題委員会にて出題内容の連絡・調整を行い、出題内容等の点検・照会については、評価委員、表記・表現点検委員を配置して行っている。これらの出題業務は機密性確保を最優先事項としながら、出題ミスを出さないよう真摯に遂行している。

次に、入学者選抜試験の実施にあたっては、特別組織を編成して入試本部と入試実行グループを設置し、必要な体制を構築している。試験監督には、統一した監督業務の遂行基準を定めた「入学試験監督要領」を作成し、公平・厳格な監督業務を行っている。また、記述式答案の採点にあたっては、すべての答案を採点班(教員)が複数人で複数回採点・点検し、採点の集計は集計班が複数人で複数回チェックすることによって、厳正な入学試験運営体制を構築している。加えて、試験実施後は、直ちに外部機関に入学試験問題の精査を委託し、出題内容に誤りがないか等の検証を行っている。

入学者選抜基準の公表と受験者への説明責任については、大学案内誌に同封の『入試ガイド』および入試種別ごとに『入学試験要項』を発行し、可否判定方法、入学者選抜基準を明確に示している（資料5-6～5-25）。また、2教科型公募推薦入試、一般入試においては、

受験生に対して可否通知とともに入試成績を個別に開示したり、ホームページ等で合格最低点を公表したりすることで、受験生への説明責任を果たすとともに、入学者選抜方法の透明化に努めている。

さらに、高等学校へも入学試験結果を通知している。ただし、受験生が高等学校への成績開示を望まない場合は、個人情報保護の観点から可否結果のみの通知にとどめている。

なお、入学者選抜方法の検証については、統括的な機関である全学の入学試験委員会が担当している。

2) 社会福祉学科

本学科は、2010年度入試において、大学入試センター試験を利用する入学試験〔中期募集〕の新設、2教科型公募推薦入試における新入試方式・型の導入、専門高校、専門学科・総合学科対象推薦入試の新設、受験生の志望動向を考慮した上での指定校推薦依頼校の増加等の入試制度改革を行った。

2012年4月入学の募集定員は、指定校等の推薦入試(32人)、公募推薦入試(55人)、一般入試(30人)、大学入試センター試験(13人)とし、受け入れ方針に合致した入学者を選抜するとともに入学定員を確保している。過去5年(2008～2012年度)の志願者・合格者・入学者数の推移は、「短期大学基礎データ」表3のとおりである。

3) こども教育学科

本学科は、2011年度入学生(開設年度)について、推薦入試では高校の評定平均値と教科で選抜する入試、評定平均値と面接試験で選抜する入試を実施した。一般入試においては従来同様の学力試験での選抜を行った。また、大学入試センター試験を利用した入試については、2012年度入学生(開設2年目以降)選抜時から利用している。

2012年4月入学の募集定員は、指定校等の推薦入試(55人)、評定平均値や面接で選抜する推薦入試(23人)、一般入試(8人)、大学入試センター試験(5人)とし、受け入れ方針に合致した入学者を選抜するとともに入学定員を確保している。過去5年(2008～2012年度)の志願者・合格者・入学者数の推移は、「短期大学基礎データ」表3のとおりである。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

1) 短期大学部

本学の入学定員は2012年度現在220名である。2012年度の在籍学生人数は、1年次生226名、2年次生257名(内、3年在籍学生14名、4年在籍学生1名)、合計483名であり、収容定員に対する在籍学生の割合は、1.10倍である(資料5-26)。

2) 社会福祉学科

本学科の定員については、本学が備える各種教室等の施設・設備・備品等を考慮し、厚生労働省に届け出ている定員130名を基本に設定している。なお、2012年度は132名の入学生があった（資料5-26）。

3) こども教育学科

本学科の定員については、本学が備える各種教室等の施設・設備・備品等を考慮し、厚生労働省に届け出ている保育士養成課程定員90名を基本に設定している。

本学科開設初年度の2011年度は定員を超過し、116名の入学生があった。この点については、2010年度末に保育士養成課程を所轄する厚生労働省（近畿厚生局）に対し、超過の状況を速やかに報告するとともにその対応策について相談した結果、2011年度初頭の段階でクラス数の増加等、可能な限り教育の質を低下させない方策を実施した。そして、開設2年目の2012年度入学生については、定員超過することがないように各種入試のあり方を見直した結果、93名の入学があった（資料5-26）。

（4）学生の受け入れ方針に基づき、学生募集と入学者選抜を公正かつ適切に実施しているかについて、定期的に検証を行っているか。

1) 短期大学部

入試の見直しについては、学科会議での実質的な審議・決定をふまえ、毎年度、教授会に提案、審議、決定するという手続きを経ており、検証及び適切性を判断する組織的な体制が構築できている。各学科の具体的な内容は、以下の通りである。

2) 社会福祉学科

学生の募集については、入試種別（小論文型公募・教育連携校・2教科型公募・専門高校・一般入試・大学入試センター試験）により募集定員を決めており、各入試種別による入試が終わる度に、教授会により合格者の決定を行っている。また、募集定員に対する合格者については、例年の手続き状況を参考に全体の募集定員を大幅に超えることがないように十分検討した上で決定している。なお、入試種別による募集定員の配分については、前年度の入試実績を見ながら適時見直しを行っている。

3) こども教育学科

学生募集・入学者選抜の適切性に関する定期的検証については、開設初年度の2011年度は学部長・教務委員・教務課長を中心に適時検討し、本学科会議に提案、審議、決定してきた。また、2012年度は本学科会議において所属教員全員で現状と問題点を共有し、各種入試の見直し（募集定員、出願条件、入試区分等）を行った。2013年度入試についても、同様の手続きで見直しを行っている。

2. 点検・評価

○基準の充足状況

学生募集方法に関しては、主要広報媒体である大学案内誌の発行・頒布等、入試関連イベントの開催、新聞・雑誌・インターネット等の媒体を活用した広報を実施している。そして、修学意思を喪失し、退学ないし進路変更を行う学生に対応した支援方策を検討している。

(1) 効果が上がっている事項

1) 短期大学部

学生募集方法として、主要広報媒体である大学案内誌の発行・頒布等、入試関連イベントの開催、新聞・雑誌・インターネット等の媒体を活用した広報を実施している。

夏のオープンキャンパスでは、現代GPで教材として製作したDVD「イメージ創生を中心としたキャリア教育 一視聴覚教材・学外教育資源・体験型学習を活用した体系的教育プログラム」を公開した。また、短期大学部での学びのポイントの解説や両学科のミニ講義を行った。結果として、表5-2が示す全学の過去3年間のオープンキャンパスの参加者数からもわかるように、参加人数は上昇している。

表5-2 過去3年のオープンキャンパス参加者数の推移 ※龍谷大学と合同開催(単位:人)

開催年度	2009年度	2010年度	2011年度
参加人数	11,895	12,999	14,483
対前年度比	99.5%	109.3%	111.4%

(2) 改善すべき事項

1) 社会福祉学科

主に改善すべき事項としては、修学意思を喪失した学生への対応が挙げられる。近年、本人の主体的な意思で入学していない学生が見受けられ、進路変更や就職のため等、入学後に改めて進路を考えなおすという事態が増えてきている。

具体的には、2007年度以降、表5-3に示すとおり修学意志の喪失、言い換えれば、進むべき進路が見つかったとか他の職業に就くことにしたので、本学で学ぶ社会福祉に興味を持てずに修学意志を失ったとのケースが見受けられる。大学入学に際して、目的意識の希薄化が言われているが、今後もこの傾向は続くものと思われる。

さらに、個別ケースとして散見されるのは、人と関わることが不得意あるいは苦手なことが契機となり、休学、退学に至ったというケースである（「短期大学データ集(参考)」表15のとおり）。

表5-3 社会福祉学科の退学者数とその理由

(単位：人)

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
一身上の都合	3	6	6	4	6
修学意志の喪失	5	8	12	5	5
経済的事情	0	1	0	1	0
家庭の事情	3	0	0	0	1
進路変更のため	1	0	0	1	1
就職のため	1	0	1	3	3
病気	1	0	0	0	1
修学年限満了	0	0	1	0	0
学費未納	0	2	0	2	3
合 計	14	17	20	16	20

2) こども教育学科

本学科は 2011 年 4 月に新設されたため、2013 年 3 月末の完成年度の完了までは、文部科学省への設置申請の際に提出した「設置の趣旨等を記載した書類」に準拠して、学生の受け入れを実施しているところである。現在、退学ないし進路変更をした学生の情報を収集し詳細な検討及び分析を行っており、具体的な結果は完成年度後に示される予定である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 短期大学部

一般に短期大学では、志願者数が減少しているとされているが、本学においては、在籍学生人数が収容定員を若干上回っている。これにはいくつかの要因が考えられる。

まず、本学が大学を併設する短期大学であることが挙げられる。本学併設の大学は創立 370 年以上の長い歴史と伝統を持った高等教育機関であり、その歴史と伝統を尊重しつつ、本学はその時代の要請に応じた教学展開を図ってきた。また、その伝統を基盤にし、大学全体として 1975 年から 10 年ごとに長期計画を策定し、大学創造に取り組み、安定的な大学経営を継続・維持してきたことが、本学の社会的信用および認知を得ている要因であると考えられる。例えば、2011 年度卒業時進路調査では卒業生の 43.0% が進学をしており（資料 5-27）、2012 年度入学時実施の入学動機アンケートでも入学者の 41.4% が「4 年生学部への編入制度があるから」と回答している（資料 5-28）。また、指定校推薦による学部編入制度（2011 年度龍谷大学指定校推薦枠 85 名）が整備されていることも志願者を集めることに繋がっていると思われる。さらに、「京都」という立地条件も、毎年入学者が確保できている要因の一つであると考えられる。

2) 社会福祉学科

クラス制を取っているため、学生の状況を把握しやすい体制を構築している。例えば、退学につながる学生は欠席等が続くことが多く、そのような場合はクラス担当教員が連絡を取り状況の把握を行い、学生個々の課題について相談に乗っている。したがって、クラス担当教員が知らないうちに退学につながるというケースはほとんどない。さらに、教員は学科会議等で個々の学生についてクラス担当教員から情報が提供され、共通認識をもって対応を行っている。

3) こども教育学科

本学科は 2011 年 4 月に新設されたため、2013 年 3 月末の完成年度の完了までは、文部科学省への設置申請の際に提出した「設置の趣旨等を記載した書類」に準拠して、学生の受け入れを実施しているところである。完成年度後、効果等の評価を行い、将来に向けた発展方策の検討を行う予定である。

(2) 改善すべき事項

1) 短期大学部

近年の 4 年制大学入学志向のなかにあっても、短期大学の志願者は一定程度存在するとされるので、各入試制度における募集人員比率を再考するとともに、合格者判定時に入学者予測の精度を高めることが必要である。

2) 社会福祉学科

退学者を減少させるためには、入学時よりクラス担当教員が学生の状況を把握し、これまで以上にこまめに対応していく必要がある。クラス等を通じて学科で学ぶ内容や卒業後の進路等について情報を積極的に発信し、学科の特色を十分理解してもらうことを継続的に行っていく。

3) こども教育学科

学科開設初年度の 2011 年度においても保育士養成課程定員の遵守という社会的必要性から、学科会議を中心に入試のあり方についての実質的な審議や決定を行った。2012 年度については、学科会議を中心に学生受け入れの現状についての検証及び適切性の判断を行い、入学定員に対する入学予定者の精度を高めた。2013 年度以降も継続的に学生の受け入れ方針に合致した入学生の選抜を適切に行い、合格判定時に入学者予測の精度を一層高めて行く必要がある。

4. 根拠資料

- 5-1 龍谷大学・龍谷大学短期大学部 2012 GUIDE BOOK (大学案内誌)
(既出 資料 1-7)
- 5-2 2012 年度 龍谷大学入学試験要項
- 5-3 『共に学ぶ、友と過ごす。』龍谷大学が行う障がいのある学生への支援
- 5-4 龍谷大学入学試験要項 (別冊)
- 5-5 入学試験規程
- 5-6 2012 年度 龍谷大学指定校推薦入学試験要項 ※学部政策枠
- 5-7 2012 年度 龍谷大学指定校推薦入学試験要項 ※大学政策枠
- 5-8 2012 年度 龍谷大学指定校 (高大連携協定校) 推薦入学試験要項
- 5-9 2012 年度 龍谷大学指定校 (上宮高等学校) 推薦入学試験要項
- 5-10 2012 年度 龍谷大学指定校 (京都橘高等学校) 推薦入学試験要項
- 5-11 2012 年度 龍谷大学付属平安高等学校推薦入学試験 (A 方式) 要項
- 5-12 2012 年度 龍谷大学付属平安高等学校推薦入学試験 (B 方式) 要項
- 5-13 2012 年度 龍谷大学関係校推薦入学試験要項
- 5-14 2012 年度 龍谷大学教育連携校 (北陸高等学校) 推薦入学試験要項
- 5-15 2012 年度 龍谷大学教育連携校 (崇徳高等学校) 推薦入学試験要項
- 5-16 2012 年度 龍谷大学教育連携校 (神戸龍谷高等学校) 推薦入学試験要項
- 5-17 2012 年度 龍谷大学教育連携校 (相愛高等学校) 推薦入学試験要項
- 5-18 2012 年度 龍谷大学スポーツ活動選抜入学試験要項／文化・芸術・社会活動選抜入学試験要項
- 5-19 2012 年度 龍谷大学スポーツ活動《特別》選抜入学試験要項
- 5-20 2012 年度 龍谷大学伝道者推薦入学試験 (専願制) 要項
- 5-21 2012 年 4 月入学 龍谷大学外国人留学生入学試験要項
- 5-22 2012 年 4 月入学 龍谷大学外国人留学生スポーツ活動選抜入学試験要項
- 5-23 2012 年度 龍谷大学帰国生徒特別入学試験要項／中国引揚者等子女特別入学試験
要項／社会人推薦入学試験要項
- 5-24 2012 年度 龍谷大学再入学試験要項 (外国人留学生対象再入学試験を含む)
- 5-25 2012 年度 4 月入学 龍谷大学留学生別科修了見込対象者大学 1 年次入学外国人正
規留学生推薦入学試験要項
- 5-26 平成 24 (2012) 年度 学生数調査・点検総括表
- 5-27 短期大学部進路状況等 (2011 年度卒業生)
- 5-28 2012 年度 入学動機アンケート

基準 6. 学生支援

1. 現状説明

(1) 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援体制に関する方針を明確に定めているか。

建学の精神にもとづき、本学では 2010 年度から推進する第 5 次長期計画の「Ryukoku Vision 2020」において、将来像の一つとして「正課・課外活動を通じて、学生の主体的な活動を積極的に支援するとともに、学生自らの人間的な成長を促し、自律的に行動する学生を輩出する大学になる」ことを掲げている（資料 6-1）。

また、アクションプラン「第 1 期中期計画」（2010～2014 年度）では、「学生支援の充実」として、「主体的活動の推進と自立性・公共性の醸成」、「奨学金制度の充実」、「課外活動強化策の検討」の以下 3 項目を掲げている。

①主体的活動の推進と自立性・公共性の醸成

学生の主体的な活動を促すと共に、関連部署が協力の上、次代のリーダー養成を目指したプログラムを開発・実施するとともに、自立性・公共性の高い取り組みを実施する。

②奨学金制度の充実

意欲と能力のある学生や優秀な学生が本学で学ぶ機会を確保するために、経済的困窮学生への支援方策を含め、本学独自の奨学金付き入試等、新たな奨学金制度創設を検討・設置する。

③課外活動強化策の検討

これまでの課外活動強化策を総括し、全国トップレベルのサークルを戦略的に育て、本学の知名度・ブランド力の向上を目指す。

その上で、本学は、以下の「修学支援の方針」、「学生生活支援の方針」、「キャリア支援の方針」からなる「学生支援の方針」に基づき、すべての学生に対して支援を行っている。これらは、ホームページで社会に公表するとともに、2013 年度の『学生手帳』、『履修要項』に明示することとしている。

学生支援の方針

修学支援の方針

本学における修学支援は、すべての学生に同質の教育を提供することを目指し、学生一人ひとりが学修を円滑に進め、継続していくことができるよう、次のような支援を中心に総合的な取り組みを行う。

- ・ 修学に関する相談体制を整備し、教職員が相互に連携して相談・指導に取り組む。
また、必要に応じて補習・補充教育を実施する。
- ・ 留年者及び休・退学者の状況把握と分析を行い、関係する各組織が連携して適切な対応策を講じる。
- ・ 障がいのある学生に対して実効性ある支援体制を整備し、それぞれの学生に適した学修環境を実現する。
- ・ 本学独自の奨学金制度を整備し、意欲ある学生に学ぶ機会を提供する。

学生生活支援の方針

本学における学生生活支援は、学生の人権尊重を基本とし、学生一人ひとりが心身ともに健康で、かつ安全で安定した学生生活を送るために必要な基盤を整備するとともに、豊かな人間性を育み、自らが主体的に活動できるよう、「生活支援」「経済支援」「課外活動支援」を柱とした総合的な取り組みを行う。

「生活支援」は、保健管理、事件・事故防止、相談等の学生生活に係わる環境を整備する。「経済支援」は、学生の家計急変や社会環境の変化等に応じた奨学金、貸付金等の経済的な支援を行う。「課外活動支援」は学生の人間的成長に寄与するため、学生が自主的に課外活動・社会活動に参加するための環境を整備する。

キャリア支援の方針

本学におけるキャリア支援は、学生の社会的・職業的自立に向けて必要となる知識、能力、態度を育むとともに、学生の職業観・勤労観を醸成し、主体的な進路選択、希望する進路の実現を目的として、「キャリア教育」と「進路・就職支援」を二本柱として、全学的および体系的に取り組む。

「キャリア教育」は、学部と各組織が連携し、正課教育および正課外教育を通して、社会で必要となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、職業観・勤労観を醸成し、生涯を通じた持続的な就業力が身につくように取り組む。

「進路・就職支援」は、学生が自立し、主体的な進路選択・就職決定ができるよう、多様な支援プログラムを実施するとともに、face to face の面談を重視し、学生の個々の状況を踏まえたきめ細かな支援を行う。

(出典：2012 年度第 36 回部局長会<2013 年 1 月 24 日開催>資料)

また、本学における学生の懲戒については、2007 年度に「学生懲戒規程」を制定・運用している（資料 6-2）。本規程の基本的な考え方は、学生がその本分にもとる行為を行った場合、教育的指導によって学生本来の在り方に立ち返らせるという点にある。

（２）学生への修学支援を適切に行っているか。

本学の学生への修学支援の取り組みとしては、次の 6 つがある。

①入学前教育の実施

指定校・スポーツ活動選抜・関係校・伝道者等の専願推薦入試合格者を対象に、学修の継続、学力維持・向上を目的とした「入学前教育」を実施し、入学後の学修意欲の継続を図っている。なお、2012 年度では、2013 年度入学生を対象に、本学への帰属意識の向上、学修の継続性の確保と大学入学後における学修意欲の持続を目的とした入学準備サポートプログラムを実施した。

②オリエンテーションの実施

新入生に対しては、入学後約 1 週間のオリエンテーション期間を設けている。新入生が早く大学の環境に慣れ、修学に取り組めるよう、各種オリエンテーションを実施している。近隣宿泊施設にて行う 1 泊 2 日の「フレッシュャーズキャンプ」は、建学の精神の普及、教職員による履修説明、在学生サポーターによる相談のほか、友人をつくる場としても役立っており、事後アンケートを参考に、毎年改善を図っている。この他、学科別ガイダンス、履修相談会、キャンパスライフ説明会、図書館オリエンテーション、奨学金説明会、そして建学の精神を普及するために顕真タイムを実施している。

③単位僅少者や留年者、休学者への修学支援

意欲のある学生が途中で学修を断念することがないように、単位僅少者や留年者、休学者等への修学支援を行っている。学生の状況を把握し、必要に応じて学生のみならず保護者とも面談を実施している。単位僅少者に対しては、基準となる単位取得数に満たない者に対し、指導教員が面談を実施している。また、オフィスアワーを設け、学生が授業時間以外で教員に学修上の相談や指導を受けることができるよう配慮している。

また、2012 年度後期からは補習教育を整備し、英語に係るチューター制度の導入、ピアノ実技のための教育補助員の配置を行っている。

④障がいのある学生に対する支援

全学で障がい学生支援委員会を設置し、支援を希望する障がいのある学生に対して、修学支援および修学に付随する学生生活や進路の支援を行っている。同委員会では、関係する部署間で連携して機能的に支援を行っていくため、「障がい学生への教育援助について」の方針を策定し、毎年見直しを行っている（資料 6-3）。具体的な取り組みとして、「障がい

学生支援し隊（学生サポートスタッフ）」を募り、約 30 名の登録を得て、その協力によるノートテイク等の支援を実施している。

⑤奨学金等の経済的支援

奨学金による経済的支援として、全学的に龍谷大学給付奨学金制度を設置している。同奨学金において、成績優秀学生を支援する「学業成績優秀奨学生」、「優秀スポーツ選手奨学生」、「課外活動等奨学生」、家計支援を目的とした「家計奨学生」、「家計急変奨学生」、自然災害の被害に対応する「災害給付奨学生」等の諸制度を整備して学生に給付している。また、2011 年の東日本大震災に関連して「東日本大震災特別援助奨学金」を創設し、2011 年度から 3 年間、経済的支援を行っている。

このほか、短期貸付金制度を設け、緊急な生活費の不足に対応する貸付（上限 3 万円）と修学継続のための学費充当を目的とした貸付（上限、年間授業料の 25%）を行っている（資料 6-4）。全学の奨学金給付・貸与状況は、「短期大学データ集(参考)」表 16 のとおりである。

⑥諸課程の設置

学生の資格取得や試験合格を支援している。具体的には、教職課程、保育士課程、社会福祉士養成課程、社会福祉主事任用資格、本願寺派教師資格課程、初級スポーツ指導員、レクリエーション・インストラクター資格、ビハラー活動者養成課程、等である。

⑦施設・設備等の整備

学生の修学支援で必要となる施設・設備等については、大学が併設されている利点を最大限活かすよう努めている。講義時間外での指導及び相談など、学生たちが交流する場として、また、学生自身の積極的な学修意欲を支えるための場として、「ラーニングクロスローズ」（自学自習スペース）を設置している。また、e ラーニングの活用として、本学ポータルサイトからログインすることで、一部の科目では授業の補完的な学修として利用できる他、自学自習用コンテンツが複数用意されている。自分の都合のよい時に自分にあったペースで繰り返し学修することができるシステム等が構築されている。

また、龍谷ミュージアムの展示資料を教材として活用する講義を、「仏教の思想」（1 年次必修科目）で展開している。この講義は、「仏教の思想」科目運営委員会と龍谷ミュージアムとが連携して組み立てたものである。

これらの取り組みの他、第 5 次長期計画に基づき、学生の自主学修や教員との交流や指導を受けながら学修する空間等の集合空間を学修支援・コモンスペースとして整備し、その充実を図るため、2012 年 9 月に 22 号館を竣工し、さらに、2015 年 3 月の竣工に向けて新 1 号館を建設しているところである。

なお、学科特有の施設・設備等の整備については、以下の通りである。まず、社会福祉

学科では、介護技術を学ぶ実習室や入浴介助室等、実技や演習のための修学環境が整備されている。また、こども教育学科では、絵本や紙芝居等を保有するこども用文庫や、幅広い授業で活用できるフリースペースを配し、保育・幼児教育の専門職として必要な素養を身につけるこども教育多目的室、ピアノ室、リズムあそびや創作ダンスなど、身体表現活動の授業で使用するレクリエーション室、そして、調理実習室や家政（被服）室、などが整備されている。

（３）学生の生活支援を適切に行っているか。

本学は、併設する大学が掲げる次の６つの生活支援方策に則って、学生への生活支援を行っている。

①学友会活動の推進

全学には学生自治組織である学友会がある。その代表者と学生部スタッフが定例会議（原則として週１回）を通して、日常的に発生する学友会活動での諸問題の早期解決を図っている。また、学友会と大学執行部の公式な協議の場として全学協議会を年１回開催し、学生の意見や要望が大学の施策として反映される重要な機会としている。

②課外活動参加を通じた学生支援

課外活動を、「正課授業とあいまって大学教育の重要な一環」（課外活動の基本方針）と位置づけ、学生の諸活動を促進し活性化を図っている。

全学の『学生生活実態調査』では、課外活動について学生から「友人、居場所を得た」（75.6%）、「知識、教養、技術、技能が身についた」（26.5%）、「人格形成に役立った」（23.3%）等の回答を得ており、課外活動が重要な教育的機会であることが明らかとなっている（資料 6-5）。

課外活動団体への支援として、龍谷祭（学園祭）等の行事、大会参加の遠征費、定期演奏会、展示発表会、合宿費等の活動に対し経費の援助を行っている。学友会館、紫朋館（クラブボックス棟）、学生交流会館をはじめとする課外活動施設を整備しており、学生の自主的管理により積極的に活用されている。また、課外活動支援のため、アバンティ響都ホールの活用、授業時間外における講義教室の貸し出し等、活動場所の提供と確保に努めている。

③学生の自主的活動支援

自主的活動の育成策として「SMAP 計画（Self Making Assist Program）」事業（資料 6-6）を実施、ユニークな企画や社会貢献事業等を企画する学生団体に対し、毎年３～10件程度の経済的支援をしている。新聞やテレビでその活動が大きく報道され高評価を得る団体もある。

また、海外経験と国際的な視野を広め将来のリーダーを養成することを目的に、主に

低年次生を対象とする海外友好セミナーを実施し、充実した学生生活を送るためのきっかけづくりを支援している。

④安心して学生生活を送るための支援

学生部内に設置した「なんでも相談室」において、カウンセラーや職員による学生の相談を受け付けている。相談内容に応じて保健管理センターと連携し、学生の抱える問題の早期解決に取り組んでいる。また、学生の教育・生活環境を守る観点から、「カルトの被害から学生を守るための基本方針」を策定し、立て看板や配布物、学生向けポータルサイトを使って明示し、オリエンテーション等で周知・啓発を図るとともに、脱会のための情報提供や相談に応じている。

また、受動喫煙防止および非喫煙学生が喫煙習慣を身につけないための取り組みとして、敷地内全面禁煙とし、薬物乱用防止とあわせ、学友会・学生部・保健管理センターが協力してオリエンテーションでの説明や年2回の啓発キャンペーンを実施している。

⑤保健管理センター

保健管理センターの基本方針は、学生一人ひとりが健康で充実した学生生活を送ることができるよう、学生の身体と心の両面から学生の成長と自立を促す支援を行うことである。このセンターは、「診療所」と「こころの相談室」において学生を支援しており、精神科医（専任教授）のセンター長と内科医の副センター長を中心に、医師8名、保健師1名、看護師7名、カウンセラー6名を配置している。なお、カウンセラーは、「こころの相談室」と学生部内に設置された「なんでも相談室」を担当し、学生生活を有機的に支援する体制をとっている。

また、学生が抱える様々な課題に対して、保健管理センター委員会、こころの相談室委員会を開催し、学生部長、教学部長、キャリアセンター長、臨床心理相談室長、学生生活主任に広く意見を求め解決に向けて取り組んでいる。

ア．健康診断の実施

全学生に対して、胸部X線、身長、体重、検尿、問診、内科診察を毎年4月初旬に実施し、診断実施結果に応じて再検査、要精密検査を実施している。特に胸部X線検査で要精密検査を指摘された学生は、感染症予防の観点から再検査費用を大学が全額負担している。また、健康診断の問診で、相談を希望すると答えた学生には「こころの相談室」の案内を行い、早期に支援を開始できるように努めている。

イ．診療（内科・精神科）

診療所では、精神科、内科の診療を実施しており、センター長及び副センター長が診療する体制を整え、また学医（非常勤）を配置している。診療時間外の対応としては、近隣医療機関に学生の診療を依頼するとともに作成した近隣医療機関マップを学生へ周知して、学生が体調を崩した時に受診しやすい環境を整備している。

ウ. こころの相談室、なんでも相談室

学生生活で生じる様々な悩み、心配、不安を抱える学生に対応するための「こころの相談室」と、どのような事でも気軽に相談できる「なんでも相談室」を設置している（「短期大学データ集(参考)」表 17 のとおり）。臨床心理士の資格を持つ6名のカウンセラーのうち常時3名が、メンタル面を含め学生生活全般に関する様々な悩みについて相談を受け付けている。また、保健管理センターを利用した学生については、個人情報管理を徹底しつつ、保健スタッフ（医師・保健師・看護師）とカウンセラーとの情報共有を図り、問題解決のための支援を行っている。

エ. 健康教育

健康意識を高め、健全な学生生活が送れるように健康教育と学生に関連する健康テーマ（生活リズム、禁煙、子宮頸ガン、食中毒、生理痛、熱中症予防、薬物依存、H I V、救急救命等）を設定し、学生の参加しやすい昼休み時間帯に健康支援プログラムを実施している。

⑥ハラスメントに対する龍谷大学の姿勢について

本学は、建学の精神に基づき、本学にかかわるすべての人々が人権を尊重し、相互に信頼し、快適に学び働くことができる環境の維持・向上に努めている。ハラスメントは、人間としての尊厳を侵害するのみならず、大学における平穏かつ快適な教育、研究及び学習並びに就労環境を破壊する重大な行為の一つである。いかなる個人によるいかなる形態のものであっても、ハラスメントと見なされる行為がそのまま黙認又は看過されることがあってはならない。

このようなことから、龍谷大学は 2002 年に「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」を制定し、これを前身とする規程を、「ハラスメントの防止等に関する規程」として 2008 年に制定した（資料 6-7）。そして、ハラスメントの発生を未然に防止するための啓発活動に努めるとともに、万一、ハラスメントと見なされる行為が発生した場合、当該行為の解決に向けて適正に対処できる手続きを予め明確にし、ハラスメントの防止・解決に努めている。

（４）学生の進路支援を適切に行っているか。

本学は、併設する大学が掲げるキャリア支援の方針（広く社会に向けてホームページや事業計画書を通して公開）にもとづいて、学生への進路支援を行っている。

キャリア支援の方針では、「キャリア支援」を「キャリア教育」と「就職支援」の二本柱として展開をしている。学生の自己成長を促しながら、学生が確かな将来ビジョンを描き、進路選択に繋がるように「キャリア教育」と「就職支援」の両面から支援を展開している。そして、社会に有為な人材を送り出すために、社会で必要とされる様々な能力や知識が養成されるよう、大学全体で支援を行っている。

①キャリア支援に関する組織体制の整備

全学的にキャリア支援を行う部署として、キャリアセンターを設置している（2012 年 10 月 1 日、キャリア開発部より部署名変更）。また、インターンシップを全学的に支援していくためインターンシップ支援オフィスを設置している。就職支援として、学生の利便性と効率性という視点から東京と大阪にオフィスを設置し、キャリアカウンセラーを置くなどしてキャリア支援を行っている。学部とキャリア教育・就職支援において密接に連携できるようにキャリア委員会を設置している。本学では、教務委員会等がその役割を担っている。

組織体としては、学長を議長とし各学部長（短期大学学部長を含む）で構成する「全学キャリア会議」を設置している。また、その下部組織として、主に各学部キャリア主任で構成する「キャリア主任会議」を設置している。キャリアセンターには、多くのキャリアカウンセリング有資格者（CDA：Career Development Adviser 等）を配置し（20 名：2011 年度）、高い専門性を生かして、学生一人ひとりの状況や特長に合わせた個別支援相談ができるよう体制を整備している。

②キャリア教育

社会的自立および職業的自立に向けて必要となる知識や能力、態度を、学生一人ひとりが生涯を通して育むことができることを目指しており、正課教育と正課外教育の両輪で展開している。また、学生の発達段階に応じて、学生一人ひとりの学ぶ意欲を喚起し、高い学習意欲と目的意識を持ち、明確な将来ビジョンが描けるようにすることを目的としている。

③就職支援

多様化する学生の状況に応じて、学生の自立に向けた就職支援プログラム等を展開するとともに、学生との対面（face to face）の面談を強化し、学生個々の状況に応じたきめ細かな相談を行っていくことを基本としている。

キャリアセンターでは、就職支援として 1 年生を対象に 10 月以降、各種のセミナーを実施している。各種セミナーとしては、「少人数制セミナー」「集団面接・グループディスカッション対策セミナー」「自己分析セミナー」等がある。講義形式としては、「筆記模擬試験」「筆記試験対策講座」「エントリーシート対策講座」「就職活動モラル講座」「就職活動マナー講座」「面接マナー講座」といった対策講座を実施し、就職活動に必要なスキルの養成を図っている。

本学独自の就職支援としては、就職・進路先の決定が長期化している学生の支援を、当該学生の保護者とも連携して行っていることがあげられる。全国 29 会場（2012 年実績）で開催している全国保護者懇談会では、保護者との就職・進路相談会として個別相談やグループ相談を行っている。特に夏期休暇期間中の学生との接し方や、現在の就職・雇用環境、求人数の状況、今後のキャリア教育・就職支援策についてきめ細かな説明を行い、

家庭にける保護者のサポート支援について共通理解を深めている。

④進路選択に関する指導・ガイダンス

初年次（1年次）の段階から、ゼミや演習の時間にキャリアセンタースタッフが出向いてキャリアガイダンスを行っている。これは、正課外のキャリア教育として、行われている。

また、本学ではキャリア支援体系として、2006年度に進路・選択を動機づけるキャリア啓発科目、進路を支援する科目をキャリア開発科目として位置付け、系統的に学生の職業観や勤労観を醸成し、キャリアビジョンを学生自らが描けるよう、学部ごとに設置している。

各学科での具体的な進路支援の内容は次の通りである。

まず、社会福祉学科においては、入学時のオリエンテーションの時期から、コース選択を視野に入れた進路指導を学生に実施している。キャリア支援に係る科目としては、社会福祉に関する専門科目の他に、1年次に卒業後の進路や人生設計を考える「キャリアデザイン論」を設けている。また、1年生の早い時期から進路に対しての動機づけを行うためにガイダンスも行っており、2012年度は、5月、9月、11月に計3回のキャリアガイダンスを開催した。また、9月下旬に、京都府社会福祉協議会や福祉施設の協力を得て、1年生には「福祉業界ガイダンス」を、2年生には「ミニ福祉職場就職フェア」を社会福祉学科の学生を対象に行った。さらに、編入を選択する学生には、面接等の指導をキャリアセンターと協力して行い、実施後、参加した学生や施設の担当者にアンケート調査を行い、その効果についての評価と次年度に向け改善を図った。なお、進路に関する情報は、キャリア主任が積極的にゼミ担当教員を通じて学生に情報提供を行っている。

こども教育学科においては、入学時のオリエンテーションから学生の進路指導を行っている。キャリア開発科目としては、保育や教職に関する専門科目を設けており、その他には1年次に卒業後の進路や人生設計を考える「キャリアデザイン論」を設けて、保育士や幼稚園教諭といった資格を活かす就職を想定したキャリア支援を心掛けている。さらに、2012年度は、12月に「公務員（保育士・幼稚園教諭）ガイダンス」を開催し、積極的な進路支援を行った。なお、進路に関する情報は、キャリア主任が積極的に各クラス担当教員を通じて、学生に情報提供を行っている。

2. 点検・評価

○基準の充足状況

学生生活主任やキャリア主任、また、ゼミやクラス担当教員と短期大学部教務課の事務職員等が連携することで、日常的に個別の学生への支援や指導が可能な環境を整えている。そして、2年での卒業を前提とする本学の学生、また、障がいをもつ学生に対して、全学的かつ組織的に支援する方策を検討している。

（１）効果が上がっている事項

ゼミやクラスの学生数は、少人数であり、担当教員は学生の状況を常に把握しているため、日常的に個別の支援や指導がしやすい環境が整っている。また、学生への支援では、学生生活主任やキャリア主任が大きな役割を果たしている。学生に生活上の問題が起こった場合、学生生活主任やゼミやクラス担当教員と短期大学部教務課の事務職員等が連携して問題解決にあたっている。なお、学生の抱えている問題や支援内容は、個人の情報に配慮しながら、学科会議等を通じて教員の共通認識のもと解決に向けて取り組んでいる。

学生が必要とするキャリア支援に関する情報については、キャリアセンターからメール等を通じて学生に提供されるだけでなく、キャリア主任から各教員へ配信され、ゼミやクラスを通じて直接学生に周知している。そのため、学生にとって必要なキャリア支援に係る情報周知は、徹底できている状況である。

（２）改善すべき事項

本学の学生支援のシステムは、併設する大学を基本としており、２年での卒業を前提とする短期大学部では、共通の支援システムで充足可能な部分がある一方で、本学の学生に沿った独自の支援システムの構築が課題となっている。

また、障がい学生の支援については、各教学主体に委ねられているところがあり、全学的な取り組みとして組織的に取り組む必要がある。

３．将来に向けた発展方策

（１）効果が上がっている事項

進路支援については、キャリア主任が中心となり、各学科とキャリアセンターが連携・協働して、学生のニーズや各学科のニーズに応じた、全体を対象としたガイダンスや各学科別ガイダンス、就職フェアなどのイベントを開催するなどしている。

（２）改善すべき事項

本学の学生に沿った独自の支援システムの構築という課題を受けて、各学科において、教務委員とキャリア開発委員とで委員会を設け、学生にとって意義のある企画を考え学部全体として実施する。また、障がい学生の支援については、本学の執行部より全学的な取り組みとして組織的に働きかける。

４．根拠資料

- 6-1 Ryukoku Vision 2020 アクションプラン
- 6-2 学生懲戒規程
- 6-3 2012年度の障がい学生への教育援助について
- 6-4 奨学金ガイドブック 2012年度

- 6-5 龍谷大学学生生活実態調査 ～2010 年度版～
- 6-6 SMAP 計画 (Self Making Assist Program)
- 6-7 ハラスメントの防止等に関する規程

基準 7. 教育研究等環境

1. 現状説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

1) 教育研究等にかかる施設設備に関する整備方針

教育研究等にかかる施設設備に関する整備方針を、以下のとおり定めている。

教育研究等に係る施設設備に関する整備方針

本学の教育研究等に係る施設設備の環境について、以下のとおり計画的に整備する。

1. キャンパスコンセプトに基づいた計画的整備

各キャンパスの教学展開や立地条件等の特性を活かしつつ、大学全体として相互に連携するキャンパスを計画的に整備する。

2. 知的創造型のコミュニティ空間を創出

学生と教職員のコミュニケーションを促進し、学習をサポートする空間を創出する。

3. 機能性の確保

教育・研究・社会貢献活動の多様化やユビキタス環境の進展に対応できる施設を整備する。

4. キャンパス・アメニティの実現

学生のライフスタイルを考慮した憩いの空間を創出する。バリアフリー、ユニバーサルデザイン、緑化等に配慮し、すべての利用者にやさしい環境を整備する。

5. 地域との共生

地域コミュニティの中心となるキャンパスを実現する。

6. 危機への対応

災害等に対応できうる危機対応型のキャンパスを整備する。

7. 安全性の確保

安全・防災のため、計画的に耐震補強工事等を実施し耐久性のある施設を順次整備するとともに、防犯や衛生を考慮した環境を整備する。

8. 省エネルギーの実現

地球環境に配慮し、省エネルギーや省コストを実現する合理的な施設設備を整備する。

9. キャンパス・ファシリティマネジメント体制の整備

長期財政計画の下、土地取得や建物の償却期間等を考慮した総合的なファシリティマネジメント体制を構築し、中長期的な経営戦略として教育研究等環境を計画的に整備する。

(出典：2012 年度第 36 回部局長会<2013 年 1 月 24 日開催>資料)

この方針に基づき、本学における施設・設備・備品等の教育研究環境の整備は、長期計画における教育・研究・エクステンション等の諸施策に則し、長期財政計画とキャンパスの立地条件等を踏まえながら計画的に行っている。また、長期計画における大型事業については、その内容に応じて、適宜、検討委員会を設置し、関連する部局からの意見を取り入れ、整備内容の検討を行っている。

2) 校地・校舎・施設・設備にかかる整備計画

第5次長期計画の大型事業の推進にあたり、深草学舎の整備については、2011年6月に「深草学舎キャンパス施設検討委員会」を設置し、施設計画の検討を行った。また、深草キャンパス施設整備計画のうち、新1号館（仮称）の整備については、2012年3月に「深草キャンパス新1号館施設検討委員会」を設置し、その具体的な内容を検討し、委員会からの答申に基づき新1号館の整備内容を取りまとめた。新1号館は、2015年4月の龍谷大学国際文化学部の深草学舎への移転に伴い必要となる機能を整備するとともに、本学の学生を含めた学生の主体的な活動の支援や、優れた研究基盤の形成、多文化共生キャンパスの実現に資するという視点を盛り込むものである（資料7-1）。

加えて、第5次長期計画において重視している学生の主体的な活動への支援の充実を図るべく、2012年12月に「深草キャンパス学生生活支援等施設検討委員会」を設置し、総合的な観点で、学生活動を支援する施設・地域連携の諸機能に資する施設のあり方について、検討を開始した。

（2）十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。

1) 校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの充実

ア) 校地・校舎等の整備状況

本学の校地・校舎の面積は、短期大学基礎データ表5のとおりであり、短期大学設置基準の面積を上回っている。

本学の校地は、京都市伏見区にある深草学舎に立地している。このキャンパスは併設の龍谷大学もあり、文学部（1・2年次）、経済学部、経営学部、法学部、政策学部の5学部、経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、政策学研究科の4研究科、法務研究科の1専門職大学院を擁する全学の中心的役割を果たすキャンパスである。このほか、龍谷大学は、京都市下京区にある大宮学舎、滋賀県大津市にある瀬田学舎等からなる。

深草学舎の校地面積は、表7-1および「短期大学基礎データ」表5のとおり145,337.3㎡であり、その他の大宮学舎は19,612.1㎡、瀬田学舎は402,461.3㎡である。

また、深草学舎の学生1人当たりの校地面積は、次のとおりである（留学生別科生を含む）。

表 7-1 キャンパスの校地面積

キャンパス	校地面積(m ²)	学生 1 人あたりの面積(m ²)
深草	145,337.3	289.5

本学の施設として、調理実習室、入浴実習室、介護実習室、家政（被服）実習室、レクリエーション指導室、ピアノ室、実習指導室等を整備している（「短期大学データ集(参考)」表 29 のとおり）。また、2011 年度のこども教育学科の設置に伴い、絵本や国内外のおもちゃ、保育資料・教材を揃えた「こども教育多目的室」を設置し、施設実習や保育・教育実習への準備や模擬保育を行う施設として活用している。

加えて、キャンパス付属施設として、課外活動施設である「南大日グラウンド（アメリカンフットボール場、ラグビー場、サッカー場、テニスコート、ハンドボールコート）」、「龍谷大学アバンティ響都ホール」、「螢谷艇庫（端艇部）」、合宿施設として「龍谷荘（硬式野球部）」、「龍谷会館（ラグビー部他）」、教育研究施設としての仏教総合博物館「龍谷ミュージアム」、研修センター「セミナーハウスともいき荘」、留学生寮「インターナショナルハウスともいき」を有している。

また、第 5 次長期計画の推進に伴い、2013 年 2 月に深草学舎近隣に、留学生寮「りゅうこく国際ハウス」（土地 1,249.8 m²・建物 3,163.6 m²）を取得した。旧 1 号館（7,261.5 m²）を取り壊しその跡地に新 1 号館（2015 年 1 月竣工予定、のべ床面積約 28,000 m²）を建設することで、深草学舎における校舎面積を拡充する。

イ) キャンパス・アメニティの充実

食堂施設については、深草学舎で 2012 年度 9 月に竣工した 22 号館地下 2 階に食堂を整備するとともに、既存の 3 号館・4 号館食堂を改修する等、スペースを拡充するとともに、メニューの見直しを行うことで、学生の多様な食のニーズに対応している。その結果、座席数を 412 席追加し、深草学舎「22 号館地下食堂（750 席）」、「3 号館地下食堂（552 席）」、「4 号館地下食堂（272 席）」、「紫光館食堂（94 席）」、「紫英館グリル（120 席）」などを含め、十分な席数を確保している。また、これらに加え、テラス部分にも座席を用意しており、昼食時の混雑緩和に努めている。

健康的な環境やタバコの煙による健康被害のない環境の提供を目指し、キャンパス内全面禁煙を推進している。現在は、過渡期として喫煙者を禁煙に導く「卒煙」を支援するための「卒煙支援ブース」「卒煙支援エリア」を整備している。また、禁煙教育として、新入学生に対しては入学直後のオリエンテーション期間において、保健管理センターによる禁煙教育を実施している。在学生に対しても、5 月 31 日の世界禁煙デーや 6 月第 1 週の禁煙週間にあわせて、禁煙への動機付けと支援を行うことを目的とした禁煙イベントを実施している。その他、禁煙相談や希望者にニコチンパッチを無料提供するなどの卒煙サポートを展開している。

2) 校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保

ア) 校地・校舎・施設・設備の維持・管理

施設・設備の安全・安心対策として、耐震化については、本学が立地する深草学舎をはじめ、大宮学舎および学舎以外の飛び地の建物を含め、1980年に実施された建築基準法の施行前に建設された建物が17棟ある。そのうち、耐震補強未了の建物は14棟あり、順次耐震診断および耐震補強工事を予定している。

アスベスト対策については、旧3種（トレモライト、アモサイト、クロシドライト）については、すでに除去もしくは封じ込め工事を完了している。新3種（トレモライト、アクチノライト、アンソフィライト）については、2009年度に調査し安全を確認している。また、建材に含有するアスベストは、解体、改修工事の際、法令に基づき適正な処理を行っている。

地球温暖化対策としての取り組みについては、地球温暖化推進委員会を設置し「エコキャンパス実現に向けた基本方針」を策定し、省エネルギー推進に向けた取り組みをおこなっている。また、委員会の下にエコキャンパス推進WGを設け、ソフト面・ハード面における具体的な取り組みを検討し実行している。施設面においては、2010年度から4カ年計画でBEMS (Building and Energy Management System) 工事（中央監視システム更新等）を実施している。その他、2011年度に深草学舎6号館の省エネ改修として、階段室の照明器具を人感センサー機能付きに更新し、窓には遮熱フィルムの施工を行った。また、2012年度に深草学舎5号館の照明器具を高効率タイプに取り替え、窓には遮熱フィルムを貼付した。

イ) 安全・衛生の確保

2011年度に従来の「防火管理規程」を見直し、「防火・防災管理規程」を定め、防火・防災に対する取り組みを強化している（資料7-2）。

また、広域避難場所に指定されている深草学舎には、自立型の水供給設備（井戸プラント）を設置し、大規模な災害発生によって上水道が途絶した場合には、飲料水を供給できるようにしている。加えて、近隣自治会と「大規模な災害発生時における地域協力に関する協定」を締結し、近隣に対しても災害時に飲料水を提供することとしている。その他、伏見区および社会福祉協議会と「伏見区災害ボランティアセンターの設置場所に関する協定」を締結する等、地域との連携を図っている。

衛生面については、感染症対策として、2009年から4カ年計画で、各洗面所に非接触型の自動水栓およびハンドドライヤーの整備をする等、洗面所設備の改善を図り、感染症の予防対策を行っている。

3) 施設・設備面におけるバリアフリーの整備状況

キャンパスのバリアフリー化を全学的に推進し、障がい者にとって快適な環境の整備に努めている。具体的には、障がい者対応エレベータ、自動ドア、障がい者対応（多目的）トイレ、階段点字タイル、階段手摺の設置、手摺および階案内板の点字表を整備している。また、屋外の整備として、2005年から2006年に深草キャンパス修景工事を行い、その際にスロープの設置や段差の解消を行った。

（3）図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

1) 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の教育研究上必要な資料の体系的整備及び量的整備の適切性

大学に併設された本学の利点を活かし、本学の学生は深草図書館を主として、必要があれば大宮図書館、瀬田図書館を利用することができる。3館すべてにおける蔵書数は、図書1,980,420冊、雑誌16,660タイトル、視聴覚資料51,290点、電子ジャーナル20,063種類である。深草図書館の詳細は、短期大学データ集（参考）表31のとおりである。

図書館では、学術資料収集の基本方針として、本学の教育・研究の目的に即した蔵書構成の構築と充実を図るとともに、学生の教養と人格形成に必要な資料を整備することを掲げている。この方針に則して、全館共通の収書計画、さらに学舎毎の教育・研究分野の違いや研究方法の多様性等から、各館（深草図書館、大宮図書館、瀬田図書館）独自の収書計画も策定し、毎年全学図書委員会で確認を行っている（資料7-3）。

選書方法としては、学習用図書の選書は、「図書館図書収書計画」に基づき、毎週1回開催する選書会議（各館に設置）にて、各学部の教育分野に関する基本図書、参考資料等を中心に選書している。また、教員が学生に推薦する図書を申請する「推薦図書制度」や学生が購読希望の図書を申請できる「購入希望図書制度」を設け、選書会議に諮り購入している。研究用図書の選書は、教学責任主体別に設置の図書委員会（本学教員も構成メンバーとして所属）のもと各専門分野の教員が中心となって行っている。

学術データベース、電子ジャーナル等の電子媒体資料については、本学の教育・研究に活用されるよう選択を行い、利用者に提供している（資料7-4）。

外部データベースについては、図書館ホームページ上に代表的なもの（「CiNii Articles」、「日経テレコン21」、「朝日新聞聞蔵Ⅱ」、「NACSIS Webcat Plus」、「MAGAZINEPLUS」、「WHOPLUS」、「JapanKnowledge」など）が直接リンクされている。オンライン（電子）ジャーナルについても多数の契約をしているが、代表的なものは、「SpringerLink」と「SciVerse ScienceDirect」である。電子ブックは、「Net Library」「Gale Virtual Reference Library」の検索が可能である。

2) 学術情報の処理・提供システム、学術情報サービスの整備状況

図書館の諸資料を検索するためのツールが「龍谷大学蔵書検索システム：R-WAVE」で

ある。R・WAVE は3図書館の館内の随所に配置された情報検索端末から資料の検索が可能であり、ホームページ上でも接続されているので学外からの利用も可能である。また、多くのオンラインジャーナルについては、検索しやすいようにタイトルや ISSN などから検索できるポータルサイトを提供している。いずれも VPN 技術を用い、一部を除き学外からも24 時間アクセス可能である。

IT を活用した図書館サービスの展開については、図書館システムでは「My Library」という図書館活用に特化したサイトを提供し、「他館資料の取寄せ、貸出中資料の予約」、「貸出・予約状況照会」、「文献複写・貸借申込」、「文献複写・貸借申込状況照会」、「アラートサービス」、「ブックマーク」などの機能を展開している。「My library」は本学の教職員・学生をはじめ卒業生にも開放しており、図書館利用の至便性を大きく高めている。

毎年4月初旬のオリエンテーション期間中に新入生を対象とする図書館オリエンテーションを開催している。このオリエンテーションでは、資料の配架場所や図書の検索・貸出手続方法等図書館が提供する各サービスについて基本的な事項を説明している。また、新任教員に対しては、実際に館内を案内しながら説明を行っている。

さらに、オリエンテーション期間終了後は、教員からの依頼により図書館ツアーも実施している。図書館ツアーは、主に各資料の配架場所の説明や、館内の端末を使つての資料検索方法についての説明を行うものである。また、依頼によりデータベース講習会を実施している（資料 7-5）。

講習会の対象となるデータベースは、担当者からの依頼内容によって異なるが、主に「CiNii Articles」「MAGAZINEPLUS」「日経テレコン 21」「日経 B P 記事検索」「現行法規・判例体系・法律文献情報」等である。講習の内容は、これらデータベースを活用した図書・雑誌・論文・新聞記事等の基本的な検索方法の修得である。講習会は、情報処理実習室もしくは館内のインターネットコーナーで随時実施している。また新規データベースの導入時等には、各データベースの供給元である書店等を介した専門の担当者による講習会も実施している。この講習会は、学生だけでなく、教職員も受講の対象としている。

3) 図書館施設の規模、機器・備品の整備状況とその適切性

本学が併設されている龍谷大学の図書館は、深草図書館(12,104 m²)・大宮図書館(8,243 m²)・瀬田図書館(5,981 m²)の3つの図書館から構成されている。それぞれの図書館は各学舎の学部構成に併せた蔵書構成を基本としている。

各館には閲覧スペース以外に、書誌目録（参考図書）コーナー、雑誌・新聞コーナー、インターネットコーナー、視聴覚コーナー等を設け利用者サービスの向上に努めている。なお、無線 LAN 環境も各館で整備されている。また各館には、DVD、CD の視聴覚資料も数多く所蔵しており、これらの資料を閲覧するための視聴覚機器を設置し、指定教材の視聴もできるようにしている。

学習室は、各館ともゼミやクラスの課題に対応するため多くの学生に利用されており、

図書館に所蔵する諸資料を活用した効果的な学習が行われている。さらに深草図書館では、2012 年度から「グループ学習エリア」を設置し、アクティブ・ラーニングに対応した図書館内における学習環境を整備し、多くの学生に利用できるよう努めている。

4) 開館日、開館時間帯、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその適切性

各図書館の開館日程および開館時間帯は、各学舎（深草・大宮・瀬田）の学年暦をはじめ、これまでの入館者数の状況を考慮して設定している。特に、第1学期定期試験を実施する学部が多い深草図書館、瀬田図書館では、7月の第2週から試験終了日となる8月初旬まで、土曜日は開館時間の延長、日曜日は開館することとしている。第2学期定期試験の場合は、12月の第1週から試験終了日となる2月初旬まで、冬期休業期間および大学入試実施日を除く土曜日は開館時間の延長、日曜日は開館することとしている。また、深草図書館では、2004 年度から、夏期・冬期・春期の各休業期間を除く日曜日を開館している。

全学の学生収容定員に対する学生閲覧室座席数の割合は約 13.5%であり、円滑な図書館利用が可能となっている（「短期大学データ集(参考)表 33 のとおり」）。

5) 図書館司書等、専門的職員及びその他の職員の配置状況とその適切性

図書館では、司書等の専門能力を有する職員を計画的に配置している。本学の専任職員の採用形態は基本的には総合職採用であるが、図書館に配属された職員には業務研修の一環として司書資格の取得を奨励し、図書館職員としての専門性の獲得に配慮している。また、業務委託スタッフについても基本的に司書資格取得者を配置している。

6) 国内外の教育研究機関との協力状況

国内では、国立情報学研究所の提供する目録所在情報サービス（NACSIS-CAT/ILL Catalog Information Service）に加入している。NACSIS-CAT では、オンライン共同分担目録方式による全国規模の総合目録データベースの作成にあたり他大学にも書誌情報を提供し協力している。また NACSIS-ILL では文献複写や資料現物の貸借の依頼及び受付を電子化することにより利用者のサービス向上を図っている（資料 7-6）。

このような図書館相互協力の取り組みは、私立大学図書館協会や大学コンソーシアム京都の加盟館間とも実施している。国外では、British Library Document Supply Center（BLDSC）等とも同様のサービスで提携している。さらに大連図書館、ハーバード大学イェンチン図書館と図書館の利用、調査、研究等において協定を締結し、相互交流を図っている。

2010 年 6 月から、学術機関リポジトリの整備を進めており、博士学位論文や学内紀要論文を主なコンテンツとして収集している。これらのコンテンツをホームページから提供することによって、本学の教育研究成果を社会に還元している（資料 7-7）。

また、施設開放を社会や地域へのサービスの一つとして捉え、REC 会員や滋賀県下の高

校生に図書館を開放して利用に供している。

（４）教育研究等を支援する環境や条件を適切に整備しているか。

１）教育研究支援スタッフの人的配置、その他支援の適切性、実施状況

教育支援体制としては、大学院生による TA や学部学生による教育補助員の制度を活用し、授業支援を行っている。これらは、「教育補助員・TA・チューター制度の運用ガイドライン」を全学の教務会議にて確認しており、本ガイドラインに沿って必要な教育補助員・TA・チューター等を配置している（資料 7-8）。

各教員がオフィスアワーを設け、それを学生に周知することで、学生の相談や面談の時間の確保に努めている。教員と学生が講義時間外での指導および相談などを含めて交流することで、学生の学修意欲を高める「場」としてラーニングクロスローズを設置し、学生の教育支援に供している。なお、ラーニングクロスローズについては、その教育効果が検証できていない。

さらに、ゼミの教育研究活動や合宿等に利用できるセミナーハウス「ともいき荘」、「龍谷荘」の研修施設を有している。

その他、支援体制として以下の予算措置を行い、学生の教育研究を支援するための制度を整備している。予算額・執行額および執行率は、表 7-2 のとおりである。

①「ゼミ教育補助費」

ゼミにおける学生の発表や論集の発行等に係る経費の補助費。

ゼミ単位で年間学部生 1 名あたり 1,100 円を補助。

②「教学促進費」

授業内の講演会実施のため講師謝礼・交通費。

③「学生教育指導費」

ゼミにおける学外活動のための補助費。

学生 1 名あたり 500 円/日を補助。

表 7-2 2011 年度予算

予算費目	予算(A) (円)	執行(B) (円)	執行率(B/A) (%)
ゼミ教育補助費	585,000	476,155	81.4
教学促進費	2,525,000	2,523,147	99.9
学生教育指導費	496,000	266,785	53.8

（出典：2011 年度予算差引簿）

教育支援のための環境整備では、2007 年度から Web サービスの本格運用と e ラーニング関連の取り組みを実施してきた。

Web サービスについては、全学統合認証システムと連携した学内の様々な情報やサービスへの入り口である「ポータル」システムを中心に、「Web シラバス」や「Web 履修登録」のサービスを提供すると共に、提供内容の機能強化を図り、学生の学修における利便性の向上や職員の業務負担軽減を図った。

e ラーニング関連の取り組みとしては、2006 年度に試行導入した「龍谷大学 e ラーニングシステム」を実運用に切り替えたほか、講義コンテンツを配信するストリーミング配信サーバを導入する等、情報ネットワークを介した教育や自学自習の基盤環境を整備した。

「ユビキタス教育環境整備事業」と並行して、2006 年度から 2011 年度にかけては、ネットワーク基盤の整備の一環として、無線 LAN サービスの充実に取り組んだ。無線 LAN のアクセスポイントについては、学生・教員の要望に応える形で大講義室や学生交流スペースを中心に設置を進め、無線 LAN サービスの利用エリアは、サービス開始当初の約 100 か所から、現在 276 か所へと拡充している。これにより、情報実習室設置の PC 以外からも充実したユビキタス教育環境を提供することが可能となった。

また、教育活動における情報機器の有効活用を促進するために、2007 年度から 4 カ年計画で「普通教室における全学的なマルチメディア機器整備」を実施し、教室規模や用途に合わせ、プロジェクタ、DVD プレーヤー、PC 等の増設や更新を行った。さらに、2012 年度は、小規模教室（収容定員 90 名以下）を対象に、コンピュータ等を効率的に運用することにより多様な授業が行えるように重点的に整備を行った。

さらに、学生の学内での学習活動における利便性向上を目的として、2011 年度は、学生証（磁気のみ）に IC カード（非接触タイプ）機能を付加した。また、教育用メールサービスの更新にあたり、Google Apps のサービスの一つである Gmail を導入した。これにより、以前のメールサービスよりも保存容量が大幅に増え、就職活動等でメールの受信が増える時期においても、容量不足を気にすることなく利用することが可能となった。

さらに、本学独自の授業内容に対応するよう設置された「こども教育多目的室」では、昼休みに開室し昼食をとりながら世界各国や日本独自の文化教材に触れる機会を設けるほか、学生の課題準備の部屋として活用され、学生の教育支援の一つとして機能している。

2) 教員の研究費・研究室及び研究に専念する時間の確保とその適切性

教員の研究支援のため、研究部において、研究支援の補助的事業（研究資料のコピー、図書館貸出図書返却、郵便物の投函など）を行っている。また、情報機器に関する支援スタッフを配置している。

各教員の多様な分野の研究活動を支える経常的な研究費の確保と助成制度は次のとおりである（資料 7-9）。

①個人研究費

専任教育職員等の個人研究に係る経費として、専任教育職員は 41 万円、特別任用教員は 24.6 万円を上限に、個人研究費支出要項に基づき支給している。

個人研究費の使途については、「個人研究費支出要項」に定められ、出張旅費（学会出張、研究出張、資料収集、実態調査等）、図書費（図書に準じるものを含む）、コピー使用料、コンピュータ使用料、学会年会費（入会費を含む）および参加費、消耗品費、情報機器及び周辺機器の購入費、謝金、印刷製本費等の支出に充てることができる。

個人研究費は、教員の多様な研究活動を支援する基盤的な経費である。そのため、教員の研究テーマと研究方法の多様性を考慮し、特に支出範囲毎に研究費の予算上の区分は設けず、「個人研究費」総額で管理し、各教員の研究目的に応じて使用できるよう、柔軟性をもたせていることに特徴がある。

②コピー料金援助

専任教員全員にコピーカードを交付している。コピー枚数をカウントできるようコピー機は、研究所、図書館、研究室付近等多くの場所に設置しており、利便性に配慮し、必要なコピーをとることが可能になっている。

③個人研究室の配置

本学のある深草学舎では、事務機能と融合した研究室棟（紫英館）を設置しており、限られた環境の中で効率的に運用できるよう工夫してきた。本学教員の個人研究室は、2012年5月1日現在は20室備えている（「短期大学データ集(参考)」表26）。

個人研究室は、学舎や建物、学部の特性に応じ異なった使用を施しているが、深草学舎の研究室は24時間利用可能であり、基準備品として両袖机、椅子、書架、作業小机、電気スタンド、パソコン、情報コンセント、水屋、電話（内線・外線）の什器等の設備を完備しているほか、1室あたりの面積についても22.5㎡となっている。加えて冷暖房が完備されており、貸与PC（Windows OS or Mac OS）を通して学内LAN経由でネット接続も可能である。

④共同研究室の配置

本学では、個人研究室とは別に全ての教員が利用できる共同研究室を設置（深草学舎は7室）しており、教員連携や学外の研究者との共同研究を推進している。

共同研究室は、学舎や建物、学部の特性に応じ異なった使用を施しているが、基準備品として机、椅子、情報コンセント、各学舎間の接続が可能なTV会議システムや貸出プロジェクタ、水屋、電話（内線・外線）の什器等の設備を完備しており、研究にかかる意見交換、交流の場として活用されている。1室あたりの面積については27.6㎡から45.4㎡となっている。

⑤研究員制度

本学における研究員制度は、学問水準の向上および教育の充実発展を図るため一定期間研究に専念できるよう設けられた制度であり、「研究員規程」に基づき運用されている。人数については5年ごとに各学部割り当てた「基準枠」、「特別枠」、さらにそれらとは別に全学における研究を推進することを目的とした全学募集による「全学枠」が設定されており、柔軟な取得ができるよう教学事情等に配慮した制度として運用している。なお、その

種類は次の通りである。

- ・ 国外研究員：1 年間、国外の大学等において研究調査に専念する者
- ・ 短期国外研究員：短期間（3 か月以内）、国外の大学等において研究調査に専念する者
- ・ 国内研究員：1 年間、国内の大学等において研究調査に専念する者
- ・ 短期国内研究員：短期間（3 か月以内）、国内の大学等において研究調査に専念する者
- ・ 特別研究員：前述以外の研究員で、1 学年度の範囲内で研究調査または研究に専念する者
- ・ 交換研究員：外国の大学等の研究機関と協定に基づいて、相互交換により派遣される者

上記の研究員制度は、「全学研究運営会議」による全学的な調整の下で運用されているが、本学における最近 5 年間（2008～2012 年度）の状況は、国内研究員として 2009 年度、2010 年度および 2012 年度に各 1 名の計 3 名が研究に専念している。なお、2011 年度は、社会福祉学科改組ならびにこども教育学科創設のため、研究員制度の利用はされていない。

⑥専任研究員制度

私立大学である本学は、専任教員の任務については、大別して教育・研究・社会貢献・学内委員会活動の 4 つがあることを明確にしている。これらの任務のうち、教育・研究を普遍的な任務として位置づけ、社会貢献や学内行政は教員個々の専門領域や負担の平等性を考えて原則として全教員が順次分担してきた。しかし、COE や文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業により競争的研究活動の取り組みが活発になり、研究をめぐる情勢は大きく変化しているため、従来の対応措置だけでは教員の負担が重くなるケースも生じている。本学ではこれらに対応すべく附置研究所における「専任研究員」、高度化推進事業の大型プロジェクトにおける「プロジェクト研究専任研究員」等の制度を設け、教員の負担に配慮し、情勢に応じた教育環境の提供に努めている。

附置研究所等における専任研究員は、授業担当時間の全時間免除を含めて軽減することができる。プロジェクト研究専任研究員は、原則として時間の授業担当時間を減ずることができ、教授会出席や諸委員についても免除される。

3) 研究論文・研究成果を発表、発信・受信する機会の確保及び支援措置の適切性

本学では、教員がその研究活動において得た成果を積極的に公表、発信することを支援するために以下の研究助成制度を設けている。

①国際会議出席等旅費補助

専任教員が海外で行われる学会の報告または司会等のために出張する旅費を補助するためのもので、原則 1 年につき 1 人 1 回の上限を設定して（毎年度原則 1 人 1 回上限 25 万円）補助している。2011 年度 1 名、2012 年度 3 名がこれを利用している。

②国際学術会議開催補助

本学教員がホストとなり本学を会場として開催される国際学術会議について、アルバイ

ト等の必要な経費の一部を援助する制度である。本学に会場を誘致することにより本学教員の学会での発表機会が確保されると共に、本学の認知度を国際的に高める上で貢献している。

③出版助成

個人では出版困難な学術図書の刊行を奨励するために設けられている制度であり、出版に係る直接経費の一部を助成することにより、その出版の目的を実現し、学術振興に寄与している。助成率は直接出版経費の40%を限度とし、全学研究運営会議で審査している。

④原稿掲載料補助

本学教員が、研究成果等を専門雑誌に投稿掲載する場合の掲載料を補助するものである。その助成額は、専門雑誌等の発行者が請求する原稿掲載料相当額（上限10万円、共同執筆の場合は共同執筆者人数で除した額）としている。

⑤全国学会開催補助

本学教員がホストとなり本学を会場として開催される全国学会大会について懇親会費、アルバイト等の必要な経費の一部を援助する制度である。本学に会場を誘致することにより本学教員の学会での発表機会が確保されると共に、本学の認知度を高める上で貢献している。

4) 競争的な研究環境創出のための支援措置の適切性

科学研究費補助金は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的資金」であるが、学内説明会を通じて全研究者に科研費への積極的な応募を呼び掛けており、本学における過去5年間の採択状況は、表7-3および「短期大学データ集(参考)」表24-1のとおりである。

表 7-3 科学研究費補助金／助成金申請採択状況

年度	新規申請件数	新規採択件数	継続採択件数	採択総額 (円)
2008	1	0	1	1,690,000
2009	2	2	0	3,250,000
2010	3	1	2	4,030,000
2011	1	1	4	5,720,000
2012	3	1	3	10,010,000

(出典：研究部資料により作成)

（５）研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか

本学では、「龍谷大学 研究活動に関する指針」を定め、全教育職員に配布している『研究支援ガイド』に掲載し、明示している。このことにより、研究者の責務・法令等の遵守・公正性・個人情報保護・安全配慮・利益相反に係る注意を喚起しつつ、研究活動を適正かつ円滑に遂行し、社会からの信頼を確保し維持することに努めている。

また、研究倫理遵守に必要な措置として、次の関連規程を整備している。

１）人を対象とする研究に関する倫理委員会規程

生命科学の分野など人を対象とする調査、実験およびこれらに基づく研究を行う場合、被験者等の人権への配慮が必要である。このため、2011 年度第 8 回評議会（2011 年 9 月 29 日開催）で審議のうえ当該規程を整備した（資料 7-10）。

人を対象とする研究については、2012 年 4 月 5 日に倫理審査申請を受け、人を対象とする研究に関する倫理委員会規程に基づき、複数回にわたり開催された当該倫理委員会の審査を経て、学長名の判定結果通知がなされた。このことにより、研究遂行上の倫理的配慮がなされた研究が遂行され得る体制が、規程整備のみならず実質的に整った。

２）動物実験規程

大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展開のみならず、動物の健康増進に係る研究分野の進展においても必要な手段である。

本学の研究分野においては動物実験はなされておらず、授業の一部において死後の動物を解剖するにとどまっていたが、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点等から 2011 年度第 9 回評議会（2011 年 10 月 13 日開催）で審議のうえ当該規程を整備した（資料 7-11）。

３）研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程

研究活動における不正行為や研究費の不正使用の度重なる発覚を受けて、大学等の研究機関は不正を防止する体制等を整備することが求められている。

本学においては、「公的研究費の適正な管理に関する規程 [2008 年 2 月 21 日制定]」を定め、公的研究費の不正使用を防止する等対応してきた（資料 7-12）。しかし、研究活動における不正行為（捏造、改ざん、盗用）にも対応する必要から、「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程」の新たな制定と、これにともない重複することとなる「公的研究費の適正な管理に関する規程」の廃止に向け、現在、学内の関連規程との整合を図りつつ、2013 年度春の規程制定に向け鋭意準備を進めている。

また、年度当初に科研費受給者向けの説明会を各学舎で開催し、その説明会において不正行為がなされぬよう周知・徹底を図っている。

2. 点検・評価

○基準の充足状況

校地・校舎、施設・設備等については、全学的な長期的施設整備計画を策定し、計画に沿って着実に実行されている。また、図書館機能を含め、教育研究環境等についても、時代の要請に即して、整備・見直しを進めている。

(1) 効果が上がっている事項

1) 校地・校舎、施設・設備に関する整備

深草学舎において、2011 年 8 月に 2,606.9 m²、2011 年 12 月に 3,639.6 m²の近隣土地を取得し、2012 年 9 月には 22 号館を竣工、2013 年 2 月には留学生寮を取得した。今後は、新 1 号館（仮称）の建設等、第 5 次長期計画の各事業の推進に資する対応を行っている。キャンパス・アメニティも、第 5 次長期計画に合わせて、食堂の整備の他、バリアフリー整備事業として 2009 年度に深草学舎紫陽館（11 号館）にエレベータを設置、2010 年度に深草学舎 6 号館および 21 号館自動扉の整備など順次整備を行っている。

地球温暖化対策として、エネルギー使用量削減のための具体的な取り組みを行い、エネルギー使用量の削減を図った。2012 年 3 月現在、対 2005 年比エネルギー使用量削減率は原油換算（原単位）で-6.48%、CO₂換算（原単位）は-8.84%となっている。加えて、エコキャンパス実現に向けた基本方針やエネルギー削減実績等はホームページで周知し、啓発活動を推進している。構成員の更なる省エネルギー推進に対する意識を高める必要がある。

防火・防災対策として、防火・防災管理委員会のもとに「防火・防災マニュアルの策定WG」、「災害時備品購入計画の策定WG」、「地域や行政との連携体制導入検討WG」を設置し、防火・防災に対する具体的な取り組み内容の検討を行っている。

キャンパス禁煙化について、「卒煙支援ブース」・「卒煙支援エリア」エリア以外での喫煙を禁止するなどの取り組みを進めた結果、喫煙者数は年々減少傾向にある。

2) 図書館機能の整備

深草図書館において、学習支援機能の充実を図るため、2012 年度から「グループ学習エリア」を設置、アクティブ・ラーニングへの対応を開始した。学生の図書館の利用者数は概ね増加傾向を示している。

また、図書館システムのリプレイスを定期的を実施する際、Web サービスを始めとして最新の機能の充実に努めている。また、教育・研究の至便性に応えるべく、電子ジャーナルやデータベースの検索機能を向上させている。さらに、図書館内の随所に無線 LAN を設置し、電子媒体に対応したユビキタスな情報環境の構築も図っている。

3) 教育環境の整備

「Web シラバス」については、授業の進捗に合わせた講義計画の変更に伴う最新情報の提供や、授業資料のダウンロード機能等を活用することにより、履修登録時期（4・9月）以外の閲覧延べ人数が全学において 2009 年度の 57.0%から 2011 年度の 61.9%に上昇する等、年間を通じて利用されるようになっている。

また、「Web 履修登録」については、学生の履修登録時にエラーチェックを行う事により、登録時のエラーが減少し、早期の履修科目確定が可能となった。

4) 研究環境の整備

専任教員（特別任用教員を含む）は、基礎的な研究から応用研究にも資する個人研究費や付置研究所の研究プロジェクトにおける学内補助金の応用により、多様な学問分野における研究が可能となっている。また、科学研究費補助金の申請は、学内説明会を通じた科研費への積極的な応募の呼び掛けや過去に採択された申請書の閲覧、アドバイザー委員による助言制度等により徐々に増加しており、様々な助成制度により個人研究や共同研究をハード・ソフトの両面から支援する環境や条件が整備できている。これらの個人研究や共同研究をさらに発展・充実させるものとして、文部科学省の私立大学戦略的研究基盤形成支援事業補助金による研究拠点の整備により、本学の研究高度化を促進している。

また、大学教育開発センターの事業のひとつである、授業方法や教材に関する教育研究の支援を目的とする「FD・教材等研究開発検討プロジェクト」の中の「自己応募研究プロジェクト」には、本学教員中心の取り組みが、2011 年度 4 件、2012 年度 3 件、2013 年度 3 件が採択されており、様々な授業改善のための研究がなされている。

2010 年度の短期大学認証評価結果において、「研究活動と研究環境」について 2 点の助言を受けた。科学研究費補助金については、申請数の増減はあるが、採択総額は増加傾向にあり、一定の改善とみることができる。

また、研究倫理に関する各種規程の整備、委員会の設置による環境整備の結果、研究遂行上の倫理的配慮がなされた研究が実行されうる体制が整った。研究者の責務・法令等の遵守・公正性・個人情報保護・安全配慮・利益相反に係る注意を喚起しつつ、研究活動を適性かつ円滑に遂行し、社会からの信頼確保・維持が図られつつある。

(2) 改善すべき事項

1) 校地・校舎、施設・設備に関する整備

施設整備計画を策定したが、個々の建物の設備更新を含めた詳細な修繕計画が策定できていないので、早急に検討を開始する。

併せて、耐震補強に努め、各建物の耐震診断結果を踏まえ、具体的な耐震補強内容を確定し、実施計画を策定することとしている。

2) 図書館機能の整備

外部データベースは、教育・研究に資するところが大きく、その必要性は十分認識しているが、購入・維持経費が非常に高額であり、図書費全体に占める比重が年々高まってきている。このことにより、図書館予算の中で、紙媒体と電子媒体との導入をいかに効果的・効率的に実施するかについて、予算の組み替えも含めた指針等の策定が急務となっている。

また、職員の人事異動等により、専門性を有しつつ、長期的な図書館運営の展望をもって業務を遂行する図書館職員を育成することが困難な状況にある。専任職員のうち、図書館業務に精通した職員を専門職として配置し、業務の継続性を図るべく、図書館の基幹業務を担当させてはいるが、現状では十分とは言い難い。

3) 教育環境の充実

ラーニングクロスローズにおける教育的効果が十分検証できていない。その教育成果に関する意見を求め、改善につなげるとともに、より有効な学習支援のための環境整備について、教務会議で検討する。

また、情報教育環境については、「龍谷大学 e ラーニングシステム (Moodle)」やストーリーミングによる授業コンテンツの配信といった e ラーニングの各サービスについては、利用者数や利用開講科目数が少ないということが現状の課題となっている。今後は、授業担当者への浸透、コンテンツの充実を図るとともに、組織的な運営・支援体制を構築し、一層の活性化を図る。これにより今後、e ラーニングが学習ツールとして有効に活用されるように推進していく。

4) 研究環境の整備

個人研究室の稼働率が 100% 近くになっている。本来、国際共同研究を進める上で必要となる外国人客員研究員のために確保していた研究室を個人研究室に充当せざるを得ない状況である。共同研究室についても、会議室との共用状態のため、必ずしも希望通りの時間帯に利用できない。個人研究室と共同研究室の環境整備に向けた検討を開始した段階にある。

また、全教職員への「龍谷大学 研究活動に関する指針」による啓発や科研費獲得者に対する研究費不正使用防止に係る説明会は行われているが、研究倫理に関する個別の研修会は開催できていない。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 校地・校舎、施設・設備に関する整備

現在、本学は龍谷大学の併設としてのメリットを享受しているが、今後、各学舎の施設整備計画に基づき、施設整備を着実に実行すると共に、適宜、利用者のニーズを取り入れ、

施設整備内容に反映することとする。

地球温暖化対策の取り組みをさらに推進するために、これまでの削減実績や今後の削減目標、具体的な取り組み内容などの情報を積極的に発信し、学内構成員の省エネルギー推進に対する意識を高めることに努める。

防火・防災対策については、防火・防災管理委員会での検討が進んでいるが、災害時に適切に対応できるよう、その体制を確立するとともに、避難訓練等を実施する。

2) 図書館機能の整備

図書館の機能として学習支援機能が求められており、「学び」のスタイルの変化に伴った柔軟な学習空間の創出が必要である。これまで以上に情報検索講習会等についても積極的に実施する必要がある。

また、こども教育学科の教材として不可欠である絵本が学術書として認めてられておらず、その保管体制の困難さも加わって、深草図書館に配架されていない。図書として購入している絵本は、現在約 200 冊で、それらは 21 号館 3 階にある「こども教育多目的室」に配架されているが、学術書に比べると追加購入は難しい状況である。児童文化を専門とする教員が着任したこともあり、今後の改善を検討する必要がある。

3) 教育環境の整備

学生の実習指導をスムーズに行うために、正課授業と連携した実習指導室の運営が望まれる。また、情報教育環境について、近年、スマートフォンをはじめとする様々な無線端末が学生や教員に普及しつつあるため、無線 LAN の利用者の増加や無線 LAN を利用した授業展開が期待される。

4) 研究環境の整備

研究支援については、研究者への研究費に係るサポートを進めつつ、競争的資金の更なる獲得により、研究の高度化と研究環境の改善を行う必要がある。特に、実習巡回に迫われ、本学の少ない教員体制で学内業務をこなす教員の研究時間確保の方策を、組織として検討する必要がある。

(2) 改善すべき事項

1) 校地・校舎、施設・設備に関する整備

各学舎における施設整備計画について、これまでの整備内容を検証し、継続的に検討を行う体制を整備することとする。また、キャンパス・アメニティの向上やキャンパスのバリアフリー化にむけて、学生・教職員のニーズを取り入れ、適切な整備を行える体制を確立していくと共に、災害時に備え、防災設備・備品の計画的な整備を進める。

2) 図書館機能の整備

年々高騰している学部データベースの導入費用について、その適切性の担保のために、図書委員会のもと外部データベース検討ワーキンググループを設置し、以下の4点について検討がなされた。

- (1) 外部データベースの現状と課題
- (2) 外部データベースの導入基準の策定
- (3) 外部データベースの今後の展開
- (4) 外部データベースに関連した図書館施策

今後はこれらの検討結果について、全学的な合意を得るべく、具体化に向けての成案作りに着手していく。

また、人事異動等により、専門性を有し、かつ長期的な図書館運営の展望をもって業務を遂行する図書館職員を育成することが困難な状況にあるため、今後は、図書館職員の長期的育成策を検討する。

3) 教育環境の整備

ラーニングクロスローズの利用実態を調査する。また、情報教育環境については、eラーニングの各サービスに関して、利用者数や利用する開講科目数が少ないということが現在の課題となっている。今後は、授業担当者への浸透、コンテンツの充実を図るとともに、組織的な運営・支援体制を構築し、一層の活性化を図る。これにより今後、eラーニングが学習ツールとして、有効に活用できるように推進していく。

4) 研究環境の整備

研究室や共同研究室がある紫英館は、約40年を超える建物自体の老朽化に伴い、研究施設環境の向上とともに、教員や学生のコミュニケーションスペースの確保も視野に入れ、既存施設の改修や増改築も検討すべき段階にある。研究推進に必要なかつ十分な個人研究室と共同研究室が確保され、研究に関わる大学構成員が自由闊達に意見交換できる場を新棟内に確保するとともに、予想されるその活用上の課題を順次改善していくこととする。

また、研究倫理に関する個別の研修会を開催し、周知徹底を図っていく。

4. 根拠資料

- 7-1 2011(平成23)年度 事業報告書
- 7-2 防火・防災管理規程
- 7-3 2012年度 図書館図書収書計画
- 7-4 LIBRARY GUIDE 図書館利用ガイド 2012
- 7-5 2011年度 深草図書館・瀬田図書館 講習会実績
- 7-6 2011(平成23)年度 事業実績報告書 ―資料編<学内版>―

- 7-7 龍谷大学学術機関リポジトリ (R-SHIP) 登録コンテンツ数
- 7-8 教育補助員・TA・チューター制度の運用ガイドライン
- 7-9 2012 研究支援ガイド
- 7-10 人を対象とする研究に関する倫理委員会規程
- 7-11 動物実験規程
- 7-12 研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程

基準 8. 社会連携・社会貢献

1. 現状説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

第5次長期計画では、大学の保持する資源を地域社会に還元・普及することで、地域社会の発展に貢献するとともに本学の教育・研究の発展に資するという理念のもと、以下のとおり方針を掲げている（資料 8-1）。

社会貢献にかかる基本方針

社会の要請に応じて、産業界や行政、NPO・NGO 等と連携を図りながら、社会人等に対して、生涯にわたる多様な学びの機会を提供するとともに、研究や社会連携活動を通じて持続可能な社会形成に寄与する。

（出典：RYUKOKU VISION 2020）

この方針にもとづき、本学ではこれまでの社会連携・社会貢献の取り組みを一層推進することを目的に、「龍谷大学短期大学部における社会との連携・協力に関する方針」を 2012 年 6 月に策定した（資料 8-2）。ここでは、本学が有する専門的知識、人材、施設などを活用し、社会活動センター等を中心に社会との連携・協力を促進することにより、教育・研究の成果を社会に還元するとともに、地域社会・国際社会で活躍しうる人材育成と、より良い社会の形成、発展に寄与することが目指されている。具体的には、以下の 4 項目である。

龍谷大学短期大学部における社会との連携・協力に関する方針

- 産業界や自治体等との連携をはかりながら、地域社会の抱える課題解決に取り組む。
- 地域社会との連携を強化しながら、体験型教育等の機会をとおり、「共に生きる地域づくり」に貢献する。
- 実習教育や海外研修、GSP（ギャップ・セメスター・プログラム）等実践的な教育の機会をとおり、地域社会・国際社会で活躍しうる人材を輩出する。
- Ryukoku Extension Center（以下「REC」）が推進する生涯学習の機会等をとおり、短期大学部における教育・研究の成果を広く社会に還元する。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

本学における社会連携・貢献は、本学のみならず全学を横断する組織として、「REC」とボランティア・NPO 活動センター等を設置し取り組んでいる。この取り組みは、本学の教育研究の成果を広く社会に還元し、社会的資源を大学の教育や研究に取り込み、本学の教

育研究の新たな発展をめざす活動を展開するものである。その目的は、地域に根ざした大学として、本学の教育研究成果の公開だけでなく、社会の諸活動には重要な資源が存在するとの認識から、双方の交流をめざすことにある。この取り組みによって本学の知的資源を提供し、地域の活性化や産学連携事業の発展に寄与している。

市民向けの生涯学習講座（通称「REC コミュニティカレッジ」）は、大学の知的資源を開放すべく 1992 年度より開講した有料講座であり、幅広い年齢層を対象とした全国でも屈指の規模を誇るものである。開講場所は、深草・大宮・瀬田・大阪梅田キャンパスの他、東京でも開講している（資料 8-3,8-4）。

また、地域住民を対象にした「龍谷講座」は無料講座であり、現代社会の要請に応え、研究成果を地域社会に還元し、大学の社会的使命の一端を果たすことを目的として、1977 年度より開講している。2012 年度末で 768 回に及ぶ開催数となり、現代社会が抱える諸問題を中心に開講している。

ボランティア・NPO 活動センターでは、多文化共生の取り組みや海外での社会的問題に関わるボランティア活動等を推奨し、具体的な活動のコーディネート等を行っている。学内外において地域住民や学生を対象に、ボランティア活動への関心を啓発するための講座も開講している。運営には、学生たちが自主的に参加できる仕組みをとっている。また、国内での災害に対する緊急援助活動組織の樹立や、ホームレス等の社会問題にも組織的に関わっている。ただし、個人からのボランティア募集情報は紹介していない。

さらに、知的障がいのある人たちとの交流学习に取り組むために、2001 年度に、全国の先進事例を学び、プロジェクトを計画した。そして、2002 年度から、「オープンカレッジふれあい大学課程（ふれあい大学）」と称するプロジェクトを開始した。これは、障がい者の学習支援に関わる学生のコミュニケーション能力の発展や人間観の深化に資することを目的としたものである。この「ふれあい大学」に参加することは、知的障がいのある人たちにとっても、学生との交流だけでなく新たな社会参加が可能な場となっている。具体的には、「社会福祉学特殊講義Ⅲ」、「社会福祉学特殊講義Ⅳ（音楽療法）」、「社会福祉学特殊講義Ⅴ（演劇療法）」の 3 講座（2012 年度までの実績）は、障がい者と学生がともに受講できる態勢をとっており、受講学生は、障がい者の学習と交流を進めるアシスタントの役目も果たしている。

また、知的障がいのある人たちの生涯学習の保障としては、学習意欲の高い、軽度の知的障がい者を対象に、REC や他学部の協力を得て、REC コミュニティカレッジの中に、「知的障がいのある市民のための福祉と教養講座（ともいき大学）」を開講している。この講座は、アシスタント役を果たす学生にとっても、交流を通じてコミュニケーション能力を向上させる機会となっている（詳細は、後述のオプション項目〔特色ある取り組み〕参照）。

2010 年度に開設された「矯正・保護総合センター」では、犯罪や非行をしたもののリハビリテーションの研究に総合的に取り組み、その成果を保護司や更生保護女性会などに還元している。2012 年度では、本学の教員 3 名が兼任研究員になっているほか、センター長

も本学教員が就任している。

加えて、こども教育学科では、オープンキャンパス等を中心に、「多目的教室」を活用した取り組みも実施している（詳細は、後述のオプション項目〔特色ある取り組み〕参照）。

2. 点検・評価

○基準の充足状況

REC コミュニティカレッジや「ふれあい大学」の取り組みは、全学の教育研究活動の社会への還元という目標を果たしている。そして、本学の有する教育研究成果と、地域住民からの要望とを有機的に融合させながら、学科ないし学部全体で組織的に取り組むことで、地域との連携において本学の独自性を打ち出す方策を検討している。

（１）効果が上がっている事項

REC コミュニティカレッジは、社会との文化交流等を目的とした教育システムとして拡充しており、受講生の人数と満足度に見られるようにその充実度は高く、全学の教育研究活動の社会への還元という目標は果たしていると評価できる。受講者数は、2008 年度は 9,691 名であったが、2012 年度は 11,725 名になるなど、5 年間で約 2,034 名増となった。また、単年度に複数講座を受講する受講者にとって有利な会員制度の利用者は、2008 年度の 2,754 名から 2012 年度の 3,699 名で、5 年間で 945 名増となった（表 8-1 「REC コミュニティカレッジ」受講者数、講座数、会員数の推移）。

表 8-1 「REC コミュニティカレッジ」受講者数、講座数、会員数の推移

年度	受講者数	講座数	会員数 (内終身会員数)
2008	9,691	365	2,754
2009	10,739	417	3,264
2010	10,502	395	3,222 (26)
2011	10,527	374	3,697 (71)
2012	11,725	403	3,699 (143)

（出典：REC 資料により作成）

また、先述の「ふれあい大学」の取り組みは、2005 年度、特色 GP に採択された。この取り組みが継続されるなかで、学内での認知度の向上から、知的障がい者が働く「カフェ樹林」を深草学舎中央に開設した。この施設の運営は社会福祉法人に委ねられ、学生の学内での福祉体験活動の場としても活用されている。さらに、この「ふれあい大学」については、日本特殊教育学会（2006、2009 年度）で 2 回シンポジウムが組まれて発表するなど、全国的にも注目されている。

（２）改善すべき事項

今後は、本学の有する教育研究成果の社会への還元という目的を基本に、様々な講座や催しを開講・開催してほしいとの地域住民からの要望を活かしつつ、本学の独自性を発揮していくことが求められている。また、地域との連携に関しては、複数のゼミ単位の活動での活動にとどまっており、学科ないし学部全体として組織的に十分取り組んでいるとはいえない点が、課題として挙げられる。

３．将来に向けた発展方策

（１）効果が上がっている事項

地域との連携に関しては、REC コミュニティカレッジを通して、教育研究活動の社会への還元という目標を一定程度果たしている。そうした成果を活かしながら、今後は、地域住民との協働した取り組みを、全学的な取り組みと関連させて発展させることが求められる。例えば、2013 年度には、隣接する学区において、全学として「町家」を借り受けて地域協働の活動を展開するプロジェクトが計画されており、こうした取り組みを活かした新たな地域との連携が必要となる。

また、「ふれあい大学」については、その取り組みが学会等を通して全国的に注目されている。そして、それと関連する形で開設された「カフェ樹林」は、知的障がい者が働く施設というだけでなく、学生の学内での福祉体験活動の場としても活用されている。その上で、受講生の‘共感力、受容力、協働力、全人的理解力、人格相互形成力’という点での満足度を一層高めることや、単位認定を受けなくても２年目にボランティアで参加する学生数を増やす方策に関する検討が必要である。

（２）改善すべき事項

地域との連携については、教員個人やゼミ単位、事務部署、クラブ・サークル、REC、ボランティア・NPO 活動センター等によるそれぞれの取り組みが、一貫性・継続性・総合性を備えて展開できるよう、深草学舎周辺地域との協働活動に関するコーディネート機能の設置や拡充を図ることが必要である。

また、「ふれあい大学」については、年度によって受講生の増減が激しいため、今後は運営内容を安定させていく必要がある。そのためには、その意義について、新入生の理解が深まる機会をより充実させながら提供する方策を検討することが必要である。その一方で、特色 GP の採択で一時的に膨らんだ運営経費を縮小し、安定した継続的運営が無理なくできるように努めていくことも求められる。

４．根拠資料

8-1 RYUKOKU VISION 2020

8-2 龍谷大学短期大学部における社会との連携・協力に関する方針

8-3 REC コミュニティカレッジ 2012 年度前期講座案内

8-4 REC コミュニティカレッジ 2012 年度後期講座案内

基準 9. 管理運営・財務

(1) 「管理運営」

1. 現状説明

(1) 短期大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

1) 中・長期的な管理運営方針の策定とその共有化

全学では、1975 年から長期計画に基づいた大学運営を行っており、これまで4次にわたる長期計画を策定し、それぞれの時代に応じた大学改革に取り組んできた。2010 年度からは第5次長期計画（2010 年度から 2019 年度まで、以下「5 長」という）に基づき、2020 年の龍谷大学像を明確に掲げた上で、「教育」「研究」「社会貢献」「大学運営」「財政・施設整備計画」の主要課題について、50 を超えるアクションプランを推進している（資料 9(1)-1,9(1)-2）。

このように、多岐にわたる事業を長期計画に基づき包括的かつ着実に展開するとともに、様々な課題に適切に対応していくためには、大学執行部のリーダーシップと、大学構成員間及び組織間の連携・協力体制が重要となる。このような認識に基づき、全学では「大学審議決定機関に関する規程」で規定する3つの審議決定機関「評議会」、「部局長会」（常任理事会、以下「部局長会」）、「学長会」（専務・常務理事会、以下「学長会」）の内、「部局長会」を大学執行部として位置づけた上で、次のような管理運営方針を定めている（資料 9(1)-3）。

- ①第5次長期計画にかかる諸課題をはじめ大学・法人の重要業務については、業務分担はもとより部局長会が主体的に取り組み、計画策定、遂行に向けて一致協力して進める。
- ②部局長会構成員（常任理事会構成員）は、経営者（理事）としての観点に立脚し、担当理事制により業務をそれぞれ分担しつつ円滑に業務を執行する。
- ③担当理事は、担当業務の執行にあたって、当該業務担当の部長と十分に協議を行うとともに、事務協議機関を積極的に活用し効率的な運営に努めることとする。具体的には、長期的・短期的な重要課題等に関する意思決定及び政策的な判断などを行うにあたって、当該業務担当部長に対して全学的な見地からその方向性を示し推進するとともに、当該業務担当部長を通して各事業等の進捗状況や達成状況について管理する。

これらの方針は、毎年度部局長会において確認した上で、教授会や事務協議機関を通じて全学の構成員に配付し共有している。

2) 意思決定プロセスの明確化

全学における意思決定のプロセスは、「大学審議決定機関に関する規程」において定めている。同規程第2条では、龍谷大学の審議決定機関として「評議会」「部局長会」「学長会」を置くこと、また第3条以降では各審議決定機関の位置づけや構成、審議決定事項等を定

めており、明確である。

評議会は、大学内の最高意思決定機関として位置づけており、大学執行部である部局長会構成員に加え、教授会及び事務職員からの選出評議員によって構成され、各部局の部長職位者も同席のもと、全学的な合意形成をはかる機関である。評議会では、大学執行部である部局長会からの提案に対して、選出評議員の意見を踏まえながら全学的な見地で審議がなされている。また、重要案件については、選出評議員を通じて教授会や事務職員会との間で往復審議し、学内構成員の意見を踏まえた意思決定を行うとともに、意思決定プロセスを学内構成員が共有できるようにしている。

部局長会は、全学の通常業務の執行を審議決定するとともに、大学執行部として位置づけられており、学長、副学長、事務局長、総務局長、学部長（短期大学部長を含む）、学長室長で構成されている。同構成員は、全てが法人理事でもあることから、部局長会では、経営的な観点も踏まえながら大学執行部としての政策判断等が行われている。また、部局長会における審議内容については、学部長から教授会を通じて教育職員へ報告するとともに、総務局長から事務部長会や課長会を通じて事務職員へ報告しており、意思決定の審議過程を共有している。

学長会は、部局長会への提案事項、また部局長会から委任された事項について審議する機関であり、学長、副学長、事務局長、総務局長で構成されている。学長のリーダーシップにより大学運営を明確かつ円滑に進めていく役割を有しているとともに、迅速な意思決定を進めるための機動性も有している。

第5次長期計画の諸事業をはじめ、各部局等からの諸事業に関する提案は、これらの審議決定機関において審議を重ね、大学執行部のリーダーシップのもとに全学的な合意形成をはかり、事業を遂行している。

3) 教学組織と法人組織の権限と責任の明確化

本学の設立母体は浄土真宗本願寺派であり、本法人の理事体制はそのような設立経緯を踏まえた体制となっている。寄附行為第6条において、理事長には浄土真宗本願寺派総長が就任（非常勤）することとなっていることがその象徴であり、理事長の指示のもとで法人業務を執行していくために、寄附行為第7条において大学（教学組織）のトップである学長が専務理事に就任し、併せて寄附行為第13条において、専務理事が理事長と同様に法人の代表権を有することとなっている（資料9(1)-4）。

このような運営体制は、浄土真宗本願寺派と龍谷大学との間で築かれた信頼関係に基づくものであり、教学組織における意思決定を尊重した法人運営が行えるという利点がある一方で、理事体制の形骸化や、責任所在の不明確化に繋がるおそれも指摘されていた。これらを踏まえ、第5次長期計画では「管理運営体制の整備・強化」を課題の一つとして位置づけ、法人の管理運営体制を強化し、経営責任をより明確にした自律的な法人運営が行えるよう、2011年度に管理運営体制の見直し（寄附行為の変更）を行った。

主な変更点としては、法人の常任理事会の構成を大学における部局長会（大学執行部）の構成と同一に変更し、学内理事者による責任ある法人運営が行われるよう整備するとともに、専務理事（学長）を中心にリーダーシップが発揮できる体制を構築した。また、法人に学長会と同一の構成員による専務・常務理事会を新設し、法人運営が円滑かつ機動的に遂行できるよう整備した。このことにより、学内理事者が、大学と法人のそれぞれの運営に責任を持って携われるようになるとともに、教学組織と法人組織との関係について規定上においても明確に示すこととなった。

その結果、理事長に対しては従来と同様に適宜意向を確認しながら、専務理事である学長のリーダーシップのもとで、大学執行部（部局長会構成員）が大学運営と法人運営の双方に責任を持ち、第5次長期計画における諸事業などを推進していくことができるようになった。

4）教授会の権限と責任の明確化

教授会の審議決定事項は、「龍谷大学短期大学部学則」第39条に基づき「龍谷大学短期大学部教授会規程」を定めている（資料9(1)-5,9(1)-6）。教授会は、以下9項目に関する審議決定権を有しており、これらの事項について権限と責任を持っている。

- ① 教育職員の人事に関する事項
- ② 学部長及び評議員の選挙に関する事項
- ③ 研究及び教授に関する事項
- ④ 学科課程の編成、履修方法及び課程修了の認定に関する事項
- ⑤ 学業評価に関する事項
- ⑥ 学生の入学・退学・休学・復学及び卒業に関する事項
- ⑦ 学生の補導厚生に関する事項
- ⑧ 短期大学部内諸規程改廃に関する事項
- ⑨ その他短期大学部における重要な事項

以上の項目を着実に遂行するために、教授会において諸委員を選出している。学部長、教務主任、教務副主任の3名を学部運営の中心的役割を果たす学部執行部と位置づけている。2011年度以降、こども教育学科と社会福祉学科の2学科体制となったが、2012年度はこども教育学科から教務主任、社会福祉学科からは教務副主任を選出し、両学科の連携体制を構築している。2013年度については、社会福祉学科から教務主任、こども教育学科から教務副主任を選出している。このほか、学部長補佐、学生生活主任、研究主任、キャリア主任等の諸委員が責任をもって、学部運営を分担している（資料9(1)-7）。

また教授会は、大学執行部（部局長会）の構成員でもあり法人理事にも就任（寄附行為第8条第1項第10項）する学部長、大学の最高意思決定機関である評議会の構成員である評議員の選出権限を有しており、間接的ではあるが大学運営においても重要な役割を果たしている。

評議会や部局長会での審議事項については、学部長や選出評議員を通じて教授会に報告を行っている。また、重要な案件については、評議会や部局長会と教授会との間で往復審議を行っており、教授会からの意見が学内の合意形成に十分反映されるよう工夫している。

このように、教授会は教育研究に関して責任を果たすとともに、大学運営においても主体的に携わっており、その権限と責任は明確である。

また、こども教育学科と社会福祉学科には、それぞれ学科会議を設け定期的に開催しており、各学科内における連絡・調整、教授会提案事項の精査を行い、教員間の連携を密に行い円滑な学科運営を可能とするために工夫している。

（２）明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

１）関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用

本法人は、寄附行為第３条において、教育基本法及び学校教育法に従い浄土真宗の精神に基づく教育を施すことを目的としている旨を定めるとともに、教学組織としての全学においても、学則で同様の法令及び浄土真宗の精神に基づき教育を行うことを定めており、それらの目的を達成することを第一義として、管理運営に関する諸手続きを各種規程等に定めている。

法人に関する事項については、寄附行為第３章及び第４章において、理事会や評議員会等の構成員や審議事項などをはじめとした具体的な運営事項を定めている。大学に関する事項については、学則において、教育に関する事項等をはじめとした大学の重要事項に関する管理運営内容を定めるとともに、大学の意思決定に関する詳細事項については、「大学審議決定機関に関する規程」において定めている。

これらの管理運営に関する基本的な学内規程に基づき、各部局等が取り扱う事業に関する規程や要項が定められており、法人運営、大学運営を行う際には、これらの規程等に基づいた運用を行っている。

なお、これらの学内規程等は、「龍谷大学例規集」として取りまとめられ、全事務職員や教育職員の役職者に配付しており、各部局からの提案、審議の際には、その根拠となる規程等との整合性を確認の上、事業を遂行している。

２）学長、学部長および理事（学務担当）等の権限と責任の明確化

本学の「学長選挙規程」では、前文において「学長は、学則に定める目的を達成するために、創立以来の学風と伝統及び大学自治の慣行を尊重し、教育・研究の充実、発展に努めるとともに、円滑、適正な大学運営をはからなければならない」と定められている（資料 9(1)-8）。学長は、この定めを厳格に履行することを基本に、全学の代表として教学に関する執行権限を有するとともに、教学運営上の責任を有している。また寄附行為第７条において、学長は法人の専務理事にあたること、第１３条では理事長と同様に法人の代表として業務を執行する旨を定めており、法人運営に関する権限と責任を有している。

学部長は、教授会の責任者として、「龍谷大学短期大学部学則」第 39 条及び「龍谷大学短期大学部教授会規程」で定めるとおり、教授会の招集権限などを有するとともに、教授会の審議決定事項である教育課程の編成や教育職員の人事などに関する事項について最終的な責任を有している。つまり、教授会運営を通じて、学部における全ての教学事項を執行する最終的な権限と責任を有していることとなる。一方、学部長は、寄附行為第 8 条第 1 項において法人の理事にあたることとなっており、学部長理事として、法人運営についても権限と責任を有している。全学では担当理事制をとっており、学部長理事は、学内の諸事業を分担し、それぞれの担当業務に対して、全学的な観点を踏まえて業務を遂行していく権限と責任を有している。

3) 学長選考および学部長等の選考方法の適切性

全学における学長の選考方法は、「学長選挙規程」において、学長の要件や選挙権者、選出方法等について明確に定めるとともに、選挙管理委員会や学長候補者選考委員会を設けて適切に学長選考の手続きが進められるよう定めている。

学部長の選考方法は、「龍谷大学短期大学部学則」を整備しており、選挙権者や選出方法等について定めている（資料 9(1)-9）。

学長及び学部長の選考にあたっては、全ての構成員が選挙権者となって選挙が行われており、構成員の意向を反映する選出方法が確立されている。いずれの選挙においても、規程の定めに基づいて実施されており、また、解任請求についても「学長解任請求規程」「短期大学部学則解任請求規程」を設けている（資料 9(1)-10,9(1)-11）。

（3）短期大学業務を円滑に行う事務組織を設置し、十分に機能させているか。

本学の事務組織及び事務分掌は「事務組織規程」に規定し組織を整備している（資料 9(1)-12）。

事務組織は、学長の統括のもとに系統的に構成し、連携を図り一体として事務機能を発揮させている。事務全般を統理するため学長のもとに事務局長を置き、事務局長のもとに総務局長を置いている。その上で、総務局長のもとに教育、研究、地域連携、管理運営等の各部、室又はオフィス（以下「部等」という）を置き、適正な数の事務職員を配置している（「短期大学データ集(参考)」表 34 のとおり）。また、必要がある場合は、部等に課を置くことが出来る旨、規定している（資料 9(1)-13）

事務組織の新設や既存組織を見直す際には、常任理事会（部局長会）及び評議会において事務組織規程を改定している。部、課の具体的配置人数については、部長職位者を構成員とし総務局長が招集する部長会議、及び、課長職位者を構成員とし総務部長が招集する課長会議において審議の上、総務局長が決定している。

近年の事務組織の新設としては、2009 年 9 月に、政策学部の開設に向けた事務を行う「政策学部設置事務室（2011 年 4 月の学部開設後は政策学部教務課に改称）」がある。また、仏

教系総合博物館の開設に向けた事務を行う「龍谷ミュージアム開設準備室（2010年4月には龍谷ミュージアム事務部に改称）」を設置した。また、これまで総務課が行っていた法務・裁判関連業務と、人事課で行っていたハラスメント関連業務を専門的・一元的に担う「法務課」及び、大学の自己点検評価や認証評価について、恒常的・総合的に業務を担う「大学評価支援室」を設置した。なお、図書館等同一部署が複数キャンパスに設置されている部署や、複数の課を設置している部については、当該部等の部長職位者に権限を委譲し、部内での職員配置人数の割り振りを柔軟に行うことを可能としている。

事務職員の職務区分については、専任事務職員のほかに、嘱託職員、アルバイト職員、非常勤職員を設け、職務に応じて業務を遂行することができるよう配置している。嘱託職員は定型的な一般業務や特定の専門業務を遂行し、アルバイト職員は業務量の増加に対応するために必要な部署に、それぞれ配置している。また非常勤職員としては、法務、渉外、知的財産に関する高度な専門知識を有する専門アドバイザー、及び学医を配置している。これらの職務区分を設け職員を配置することにより、専任事務職員が、企画立案・方針策定業務といった大学アドミニストレータとしての俯瞰的業務を担うことができるよう、環境を整備している。なお、職務区分に関わらず事務職員の採用にあたっては、「事務職員採用内規」にもとづき学長が招集する採用試験委員会に採用計画を諮り、一般公募形式により実施している(資料 9(1)-14)。事務職員は、法人により採用され、大学及び短期大学部に設置する事務組織に配属される。短期大学部には短期大学部教務課及び実習指導室を置き、専任職員4名、嘱託職員3名、アルバイト職員3名を配置している。また、実習指導室については、教育職員の助教1名、助手1名が常駐している。

専任事務職員に対して実施している人事異動については、毎年度、「人事異動における基本方針」を常任理事会（部局長会）に諮った上で実施している（資料 9(1)-15）。この基本方針では、人事異動は、長期的・総合的な視野に立って実施し、大学改革を積極的に推進する事務態勢の整備を図る、という考え方を原則としている。その上で、「事務職員の適所の配置による大学業務の高度化・多様化への対応」「職員一人ひとりの職能及び専門性を発揮し、本学の発展に貢献でき得る人事配置」「入職後 10 年程度の事務職員については複数部署での職務経験を積み、大学業務を総合的に掌握できる人事配置」「職務経験を通じて特定の分野において優れた職務能力を持つ人材については、特定職務を遂行できる人事配置」の4項目を基本方針として挙げている。

事務職員の年齢構成は、30 歳代の中堅層を頂点として、概ねバランスのとれた年齢構成となっている。特に 45 歳以下の事務職員は全体の 70%を占め、かつ年代ごとに相応数が在職しており、年齢構成上、事務組織の安定した運営を担保している。

また、女性の事務職員は全体の 23.4%であるが、これは 46 歳以上の女性の事務職員が少ないためであり、45 歳以下では 29.8%となっている。

（４）事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

本学は 2009 年度以降人事制度改革を行った。これは、事務組織の機能向上を図り、専任事務職員一人ひとりが自覚と責任を持ち、高度な専門職集団として能力の向上に努めることを目的とするもので、「資格制度」「評価制度」「研修制度」を改革の柱としている。

１）資格制度

専任事務職員に対しては、勤務年数及び職務遂行能力に応じて 10 段階の資格を設け、モチベーションや能力開発の意欲を向上させる制度を整備している。資格については「事務員及び医務員人事規程」及び「事務員及び医務員の資格等に関する細則」に規定し、それぞれ「資格要件(職能)」「基礎資格(滞留年数)」の昇格基準を定めている(資料 9(1)-16,9(1)-17)。役職への任用は、定められた資格を有することを必要としている。資格の昇格審査にあたっては、前述の規程にもとづき学長が委員を指名し、総務局長が招集する事務員等昇格候補者推薦委員会において候補者を決定している。決定した候補者を学長に推薦するとともに、昇格審査の対象者全員に対し、審査結果を内示している(資料 9(1)-18)。審査結果に不服がある場合には「事務員等資格昇格における不服申し立てに関する細則」にもとづき不服申し立てが可能となっている(資料 9(1)-19)。

また、資格とは別に、意欲と目標を持って部等の職務の高度化を諮ることを目的として、専任事務職員を、2つのコース（総合職型スタッフ・コース、特定職務型スタッフ・コース）に区分している。専任事務職員は原則として総合職型スタッフ・コースに所属し、様々な部局において勤務するが、一定の資格（副参事Ⅰ）に達した職員を対象として、職務経験を通じて培った得意分野で長期間継続して勤務することができる「特定職務型スタッフ・コース」の所属申請を受け付けている(資料 9(1)-20)。本人の申請にもとづき特定職務型スタッフ認定会議を開催の上、大学が必要と判断する場合に適用している。

２）評価制度

専任事務職員に対して導入している評価制度には、キャリア面談プロセスと評価プロセスを設けている。個人が自己の能力を客観的に把握し、優れているところは伸ばし、劣っているところは改善しながら、資質・能力の向上化を図り、ひいては組織としての総合力を高めることを目的としている。

キャリア面談プロセスとして、職員はまず、年度当初に上司が作成した部署方針目標設定シートを踏まえキャリア面談シートを作成し、個人の年間業務目標を設定する。その上で上司との期首面談を行い、設定した業務目標の内容の妥当性について意見交換し、業務目標を確定する。その後は業務目標達成に向けて業務を遂行し、期中におこなう中間面談で目標達成の進捗状況を上司と確認し、必要に応じて業務目標の修正をおこなう。その後、期末に業務目標の達成状況をまとめ期末面談を行い、キャリア面談シートを完成する。

次に評価プロセスとして、キャリア面談シートの結果をもとに、評価シートを作成する。

評価シートは、保有能力として6項目（業務知識・スキル、企画力、判断力、コミュニケーション能力、計画実行能力、マネジメント能力）、発揮能力として4項目（規律性、協調性、積極性、責任性）が設けられており、職員は、保有能力と発揮能力について、自己評価をおこない、その後、上司が上司・部署評価をおこなう。上司・部署評価については、評価者で構成する評価確認会議を開催し、意図的・恣意的な評価や寛大化・厳格化などの評価エラーがないか確認をしており、評価エラーが認められると判断した場合には再評価を要請するなど、評価が極端に偏ることに対する被評価者の不安を取り除く策を講じている。最終的に決定した評価はフィードバック面談時に説明をおこない、今期を振り返り良かった点改善すべき点を伝え、次期に向けた指導を行うこととしている。

なお、評価制度は、個々の事務職員の能力を向上させる人材育成のための制度と位置づけており、資格制度と連動させていない。

3) 研修制度

本学のSDに関する取り組みとしては、主に「組織目標達成研修」、「自己啓発型研修」、「選抜研修」が挙げられる（資料9(1)-21,9(1)-22）。

「組織目標達成研修」は、資格制度の各資格に応じた知識や能力の習得を目指し、採用後概ね10年目までの資格（主事補、主事、副参事Ⅱ）の全職員を対象として集合研修を実施している。2011年度は10種の研修を実施し、延べ157名が受講した。主事補では、集合研修のほかに、大学政策、教学、研究、国際化、入試、キャリア開発、エクステンションなどの大学各機能に関する単位制・講義型の研修も実施しており、職員経験年数が浅い職員の大学機能の理解を支援している。

「自己啓発型研修」は、職務に応じた職能や専門性の向上を目指し自主的な能力開発を支援し、テーマを自由に設定できる研修と、特定のテーマ（PCスキルアップ、大学行政管理学会、英語能力修得など）から選択できる研修を実施している。

学外団体が主催する研修に職員を派遣する「選抜研修」について、2011年度は日本私立大学連盟が実施する研修に14名、大学コンソーシアム京都が実施する研修に3名を派遣した。

このほか、指名制の海外研修プログラムを1979年から1995年まで実施し、合計68名の職員を海外に派遣してきた。1996年以降、自己応募型の研修に改めて実施したが、2007年度に指名制で研修団を組織し、海外の高等教育について研修する「海外高等教育研修」を再開した。1期2年間を実施期間（事前研修、実地視察、事後研修）として、現在3期目を迎え、これまでに計23名が参加した（資料9(1)-23）。

また、日本私立大学連盟の各種研修実施を支援する研修運営委員として2007年度以降、毎年3名を派遣しており、外部研修での運営委員としてのノウハウを学内の研修にも取り入れている。

さらに、事務職員の資質向上の一環として、一定期間職員が大学関連団体に出向してい

る。これまで大学コンソーシアム京都へ15名、放送大学学園へ8名、大学基準協会及び大学入試センターへ各1名の出向実績を有する。

2. 点検・評価

○基準の充足状況

本学を含めた全学は、運営体制および執行部の役割分担等について毎年度始めに確認し、教職員に周知している。また、第5次長期計画に基づき、計画完了時点の到達目標として「2020年の龍谷大学像」を明確に掲げ、「教育」「研究」「社会貢献」「大学運営」「財政・施設整備計画」の主要課題について、50を超えるアクションプランを策定し、一体となって改革を推進している。本学は、これらの計画に基づき、学部長・教務主任・教務副主任の3名からなる短期大学部執行部を中心に、管理運営を行っている。このような本学を含めた全学の管理運営は、明文化された規程に基づき着実に行われている。

また、事務組織を機能させるため、事務組織を必要に応じて新設、再編するとともに、2009年度に人事制度改革を行い、事務職員の意欲・資質の向上を図る仕組みを構築している。

以上のような取り組みにより、本学を含めた全学の機能を円滑かつ十分に発揮するため、概ね適切な管理運営を行っていると判断する。

(1) 効果が上がっている事項

第5次長期計画では、高等教育を取り巻く環境の変化に対して従来にも増して適切かつ迅速に対応すること、また理事体制の実質化や責任所在の明確化等を図る必要があることなどを踏まえ、「管理運営体制の整備・強化」を課題の一つとして位置づけた。

この課題について検討を重ねた結果、2011年度より、常任理事会の構成員の変更、専務・常務理事会の新設、副学長の増員などの、種々の改善を行い、学内理事が法人運営および大学運営の両方に責任を持って携わることができる体制、学長（専務理事）のリーダーシップをより発揮できる体制を整備した。また担当理事制についても、各理事が担当する事業項目を絞り込むなどし、担当する事業に集中的に携われるように改善した。

このような改善を行った結果、大学執行部が牽引役となって諸課題への対応や諸事業を推進する環境が整備され、例えば第5次長期計画の重要課題である「農学部を設置」「国際文化学部のカンパス移転」「広報基本戦略の策定」「財政基本計画の見直し」をはじめとしたアクションプランがすでに実行段階に至っている。また、これらのアクションプランを実施するにあたっては、学内の諸規程に基づいて審議決定を行うとともに、必要に応じて全学構成員から意見聴取を行うなど、構成員の理解を得ることに重きを置きながら審議を進めている。

事務組織に関しては、部内の配置人数について部長職位者に権限を委譲していることにより、欠勤・休職や出産・育児休業が発生した際には、人事異動を待たずにその都度配置

替えが可能であり、業務への影響が最小限に抑えられている。

出向制度については、出向から帰任した職員が出向先で身につけた知識やスキル、経験を活かした企画・立案を行っている。また、他の職員に良い刺激を与えるなど、組織の活性化に寄与している。

研修制度に関しては、次のとおり。主事補研修における単位制・講義型の研修では、受講者の大学機能の理解はもとより、講師を務める専任事務職員にとっても、自部署の業務についての総括や、後輩指導、後輩理解のきっかけとなっている。

「海外高等教育研修」は、情報収集能力はもとより、物事の考え方に対する視野・視点の広がりや、客観的状況把握能力など、大学運営全般に対する事務職員としての総合的な資質の向上に寄与している。また、研修参加者のみならず、全事務職員を対象とする講演会の開催をはじめ、研修実施後には報告書をまとめ、全事務職員を対象とする報告会を開催しており、研修の経過や成果を広く事務職員全体に還元している。また、日本私立大学連盟への研修運営委員の派遣により蓄積したノウハウをもとに、2011年度に採用後5年目までの若手職員44名を対象とした「合宿研修」を学内のセミナーハウスにおいて、企画から運営までを一貫して学内資源で実施した（資料9(1)-24）。合宿研修により、同世代の職員との交流や、運営委員との世代を超えた交流による連帯感など、大学運営にあたっての当事者意識が醸成されている。

（２）改善すべき事項

第5次長期計画では50を超えるアクションプランを計画し、これに基づく事業として「実施案」を策定し、実施展開を図っている。事業によっては、検討段階の案件も複数あるものの、概ね順調に進捗している。しかし、一部の事業（実施案）では遅れが生じていることも事実である。

事務職員に関しては、「特定職務型スタッフ・コース制度」が実施後2年を経過しているが、その効果の測定が今後の課題である。「評価制度」については、実施後間もないことから、その効果の検証は行っていない。

3. 将来に向けた発展方策

（１）効果が上がっている事項

第5次長期計画の課題として管理運営体制の整備・強化を進めたことにより、大学執行部を構成する学内理事が、法人運営及び大学運営の両方に責任を持って携わることができる体制、また学長（専務理事）のリーダーシップをより発揮できる体制を整備することができた。

現在、第5次長期計画を推進するにあたっては、大学執行部と各部局が有機的に連携できるよう、事業進捗状況の共有化や、大学執行部の意見等を定期的に各部局にフィードバックするなどのプロジェクトマネジメントを構築している。

学長のリーダーシップと大学執行部の推進力を効果的に連関させ、プロジェクトマネジメントに取り組むことにより、第5次長期計画の各事業を着実に推進し改革成果を創出していく。

また、第5次長期計画においては、10年間の長期計画を2期中期計画に分けている。ここでは、前半期計画である第1期中期計画の到達点と課題を踏まえ、外部環境の変化や文教政策動向、社会的要請等を勘案して第2次中期計画を策定し、「龍谷2020」で掲げた将来像の実現を図るように中期計画を軌道修正し、改善を加えながら計画的かつ柔軟に事業を展開できるようにローリングプラン方式を取り入れている。こうすることで学内構成員が事業の進捗を把握し、計画の見直しや改善ができるように工夫している。第2期は2015年度から展開することとなることから、大学執行部の責任の下で、学内構成員の意見を踏まえながら第2期中期計画を策定し、ポスト第5次長期計画につなげていく。

事務職員に対する「資格制度」、「評価制度」、「特定職務型スタッフ・コース制度」については、各制度の目的を踏まえて、人事制度改革の効果が顕在化するように、継続して評価・改善に取り組む。また、「研修制度」については、人事制度の柱の一つとして、他の制度と有機的に連関するように評価・改善に取り組む。海外高等教育研修については、現在実施している研修会や報告会に加え、実地視察研修前後などの研修経過についても非参加者と情報を共有する機会を設ける等、開かれた研修となるよう改善を行う。

さらに、「出向制度」については、限られた人員の中で継続的に職員を派遣し、当該職員の視野を広げるとともに、会得した知識や経験を事務組織全体に還元できる仕組みを構築する。

（2）改善すべき事項

大学執行部が中心となって第5次長期計画における全ての事業（実施案）の進捗状況を改めて見極め、検討途上にある事業については、担当理事と各部局との連携を強化し具体的な検討を推し進める。また、全ての事業の進捗状況を全学的に共有し、事業の推進に対する各部署に意識を向上させる。

事務職員の「特定職務型スタッフ・コース制度」が実施後2年を経過したことから、所属職員についての実績、自己評価および所属長による評価を分析し、改善事項を提示する。「評価制度」については、1年経過後に実施したアンケートの分析を行い、改善事項の洗い出しと具体的改善方策を随時実行する。「研修制度」については、評価制度と連携することにより資質向上が図れるよう、改善を行う。また、過去の参加者による支援の制度化や、事務手続きのマニュアル化など、参加者に対するサポート態勢を整備する。合宿研修については、定期的に実施できるよう実施・運営態勢のマニュアル化を行う。

4. 根拠資料

- 9(1)-1 RYUKOKU VISION 2020 (既出 資料 8-1)
- 9(1)-2 RYUKOKU VISION 2020 アクションプラン (既出 資料 6-1)
- 9(1)-3 大学審議決定機関に関する規程
- 9(1)-4 学校法人龍谷大学寄附行為
- 9(1)-5 平成 24 年度 学則・諸規程 (既出 資料 1-1)
- 9(1)-6 龍谷大学短期大学部教授会規程 (既出 資料 3-5)
- 9(1)-7 2012 年度 短期大学部諸委員等一覧表
- 9(1)-8 学長選挙規程
- 9(1)-9 龍谷大学短期大学部長選挙規程
- 9(1)-10 学長解任請求規程
- 9(1)-11 龍谷大学短期大学部長解任請求規程
- 9(1)-12 事務組織規程
- 9(1)-13 2012 年度 事務員等配置人数表
- 9(1)-14 事務職員採用内規
- 9(1)-15 2012(平成 24)年度 事務職員の人事異動について
- 9(1)-16 事務員及び医務員人事規程
- 9(1)-17 事務員及び医務員の資格等に関する細則
- 9(1)-18 事務員等昇格候補者推薦委員会細則
- 9(1)-19 事務員等資格昇格における不服申し立てに関する細則
- 9(1)-20 総合職型スタッフ及び特定職務型スタッフに関する規程
- 9(1)-21 2012(平成 24)年度 事務職員研修要項【専任事務員】
- 9(1)-22 2011(平成 23)年度 研修参加状況一覧
- 9(1)-23 2010(平成 22)年度 海外高等教育研修報告書
- 9(1)-24 2011(平成 23)年度 合宿研修報告書

基準 9. 管理運営・財務

(2) 「財務」

1. 現状説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

大学を取り巻く環境が激変する中、教学の維持・発展を図る上で、健全な財政基盤を確立していくことは必須の課題である。本学は、第4次長期計画（2000年度～2009年度）を完遂し、現在、第5次長期計画（2010年度～2019年度）に基づく諸事業を展開しているが、その各事業を財政的に裏付け、かつ長期的・安定的な財政基盤を確立するために、第4次長期計画実施にあたり2002年1月に策定した「財政基本計画」を、2010年7月、第5次長期計画事業実施に先立って改訂した。本計画の基本理念についてはこれまでの「財政基本計画」を踏襲しており、その詳細は以下のとおりである（資料9(2)-1）。

【「財政基本計画」の基本理念】

- ・財政は、教学を中心とした大学の運営方針に従属し、教学展開に必要な資源調達を使命とするものであるが、同時に大学運営の制約条件でもあることに留意する。
- ・高等教育機関をめぐるさまざまな動向の中で、学生や社会から評価される教学内容を創造し、「安定的な学生確保」や「多様な外部資金の獲得」を計ることが、長期財政を確立する上での大きな課題であり、「教学創造こそ財政」の認識に立つ。
- ・第5次長期計画に基づき、資金を教学創造という質的发展に重点投資し、「主体性」「安定性」「健全性」「社会性」のある財政を構築する。

【「財政基本計画」の詳細】

理念	目 標	具体的施策
主体性	教学組織を中心とした各事業主体の自律性を促進し、的確な教学支援財政を確立する。	①教学主体予算の充実と評価 ②事業評価システムの継続実施（事業主体の自己評価による事業成果の確認と翌年度予算配分への反映） ③事業目的別予算科目の充実（独自の事業目的別予算による的確な事業内容の把握）
安定性	厳しい大学環境の中にあって、安定的な財源の確保と、安全な財政運営を目指す。	①学生定員の確保 ②学外資金の獲得 ③教員・事務職員定員枠（人件費枠）の設定（教学主体の自主性確保と財政的制限設定） ④借入金の方角性（固定資産取得のための財源の一つとしての認識）

健全性	指標数値に照らした長期的財政の健全性を計るとともに、金融リスクの増大に対処するためのリスクマネジメント体制を強化する。	①財政検証システムの構築（ガイドポストと財務比率との対比による財政的制限の設定） ②資金運用の体制維持（責任体制の明確化と安全で効率的な資金運用の実施） ③経常的経費の総額抑制（既設予算からの捻出<スクラップアンドビルド>による経常的事業の新規展開） ④長期財政計画の策定
社会性	大学財政の社会的責任を自覚し、教学アカウンタビリティに対応した財政を展開するとともに、学生や社会等から理解が得られるかたちでの情報開示に努める。	①学費制度の方向性（現行学費制度の維持とその改定方針） ②財政公開の充実

本学は「財政基本計画」の基本理念である「教学創造こそ財政」の認識のもと、学生や社会から評価される教学内容を創造し、「安定的な学生確保」や「多様な外部資金の獲得」を図ることにより、そこから得られた資金をさらに教学創造という質的发展に重点投資を行い、教学支援財政の確立に向けた「主体性」「安定性」「健全性」「社会性」の高い財政運営を目指している。

教育研究を安定して遂行するための財政的基盤を確立し、将来にわたって永続的に維持し続けるためには、「財政基本計画」に則した財政運営を行うことが重要であり、中でも、単年度・短期的な財政運営だけでなく、長期的な視点での財政見通しを立てた上での財政運営が肝要である。本学では、長期計画事業の推進を財政的に裏付けるため、これらの事業を盛り込んだ向こう 10 年間にわたる、長期的な財政計画を表す「長期財政計画」を策定し、毎年度の財政履行状況を注視しつつ、随時更新している（資料 9(2)-2）。

第 4 次長期計画期間、本学は長期財政計画に則した財政運営を行った結果、当初計画の範囲内で事業を完遂できたほか、第 4 次長期計画終了時点における自己金融資産（累積消費収支差額、第 2 号基本金、第 4 号基本金、減価償却累計額の合計）残高は、当初計画と比較しておよそ 46 億円の上方修正となった。このように、第 4 次長期計画は教育研究の発展を図りつつも、それと同時に実質黒字を積み上げることで資金的に財政基盤を確立した期間であった。

これに対し、第 5 次長期計画期間、本学は教育研究のさらなる充実と新たな展開を図るため、教育研究に関連した多くの大型事業を実施することとし、自己金融資産の一定額を、財政の健全性が損なわれない範囲で投資することとしている。これにより、学生や社会から評価される教育基盤、研究基盤が確立し、安定的な学生確保や多様な外部資金の獲得につながり、ひいては「教学創造こそ財政」という意味での財政的基盤が確立することとなるのである。

その他、財政基本計画では、財政の安定性を確保することを目的として、「教員・事務職

員定員枠（人件費枠）」を設定し、各学部が定められた人件費枠の中で必要とする教員数を計画的に確保することにより教学の充実を図るとともに、消費支出に占める割合の高い人件費に上限を設けることで、消費支出の総額抑制を図っている。また、財政の健全性を確保することを目的として、各種の財務比率数値にガイドポストを設定しており、予算、決算、その他大型事業実施にあたっては長期的な財政見通しを立て、これらに基づく財務比率を算出し、ガイドポストとの対比によって財政状況を検証している。

次に、本学における単年度ベースで見た財政の現状について示す。なお、消費収支計算書における各数値は短期大学部部門、貸借対照表における各数値は法人全体の数値をそれぞれ表す。

2011 年度決算における消費収支の概要は、帰属収入総額が 7 億 5 百万円となり、その内から基本金組入額 6 千 9 百万円を控除した 6 億 3 千 6 百万円が消費収入の部合計となった。一方、消費支出は 8 億 1 千 5 百万円となり、その結果、1 億 7 千 9 百万円の消費支出超過が生じた。ただし、この大幅な消費支出超過は、「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について」（平成 23 年 2 月 17 日付け 22 高私参第 11 号文部科学省高等教育局私学部参事官通知）が発出されたことに伴い、退職給与引当金については、これまで、期末要支給額の 50%を基にして計上していたが、当年度から期末要支給額の 100%を基にして計上することとなり、これまでの計上額との差額を退職給与引当金特別繰入額として 1 億 3 千 3 百万円計上したことによるものである。なお、この特殊要因を除いた場合の 2011 年度の実質的な消費支出超過は、4 千 6 百万円ということとなる（資料 9(2)-3）。

以上の消費収支計算の結果、資産総額は 1,365 億円（前年比 6 億 5 百万円増）、負債総額は 131 億円（前年比 27 億 1 百万円増）となり、正味財産は 1,234 億円（前年比 20 億 9 千 5 百万円減）となった（資料 9(2)-4）。

また、2011 年度決算における財務比率について、貸借対照表関係比率では、自己資金構成比率が 90.4%、流動比率が 122.9%、総負債比率が 9.6%と、良好な財政状態が確認できる。これに対して、消費収支計算書関係比率では、退職給与引当金計上基準変更に伴う一時的な要因を除くと、消費支出比率が 96.5%、帰属収支差額比率が 3.5%、人件費依存率が 76.0%、教育研究経費比率が 30.5%、学生生徒等納付金比率が 78.2%と、短期大学法人の全国平均との比較において、こちらも良好な財政状態が確認できる。

このように、財政基本計画を策定した 2002 年以降、それに則した財政運営によって、学生納付金や受験料収入、寄付金収入、資産運用収入等の帰属収入を安定して確保し、また、人件費や教育研究経費等の消費支出の適正化を図ったことで、教育研究を安定して遂行するための財政的基盤が確立した。本学が 2005 年に R&I（株式会社格付投資情報センター）から「AA-」の格付けを取得して以降、現在も本格付けを維持し、格付けの方向性も「安定的」との評価を受けていることは、それを裏付けている（資料 9(2)-5）。ただし、長期財政計画では、一時的ではあるが第 5 次長期計画期間中に消費支出比率（法人全体）が財政ガイドポストにおける警告数値 93%以上で推移する見込みとなっている。

（２）予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

本学では、予算編成および予算執行について、教学・財政の両立と永続性、予算執行の適切性・効率性を維持するために、予算要求、査定、予算案の作成、予算案の審議決定、執行、事業評価、監査、決算の手續・処理基準等に関して以下のような規程等を定めている。

- ・学校法人龍谷大学経理規程

本法人の経理について基準を定め、経理事務の正確かつ迅速な処理を図り、もって法人会計の能率的運営と教育研究活動の発展に資することを目的とする（資料 9(2)-6）。

- ・予算統制等に関する規程

予算編成の手續および予算執行上の権限と責任ならびに内部監査制度等を定め、大学の円滑な業務遂行に資することを目的とする（資料 9(2)-7）。

- ・学校法人龍谷大学固定資産および物品調達規程

本法人の固定資産および固定資産以外の物品の調達または売却の手續きの基準を定め、これらの適切な処理を行うことを目的とする（資料 9(2)-8）。

- ・決裁手續取扱要項

予算統制等に関する規程第 20 条に基づく予算等業務執行決裁権限の委譲等に係る取扱いを定める（資料 9(2)-9）。

なお、これらの規程等に基づく業務処理の適正を促すための一環として、法人の監事監査とは別に、大学内に内部監査制度を設け、内部監査室を設置している。

予算編成のプロセスであるが、本学の予算は、長期計画の事業遂行と、その実施を裏付ける長期財政計画に基づいて編成している（資料 9(2)-10）。予算は、長期計画を計画的・効果的・効率的に実施するために重要な意味を持つものであり、そのため予算編成のプロセスを重視している。この立場から、次のような予算編成手續きをとっている（資料 9(2)-11）。

予算編成の基本方針については、事務局長が「予算編成の基本方針原案」を作成した後、学長会（専務・常務理事会、以下「学長会」）で審議の上、予決算会への提案・審議を経て、部局長会（常任理事会、以下「部局長会」）にて「予算編成の基本方針案」を確定し、学長が評議会に提案し、評議会で審議決定（大学としての基本方針案を決定）する。その後、基本方針案を理事長に報告し、その了承を得た後、理事長が理事会に提案を行い、理事会と評議員会において、学校法人としての「予算編成の基本方針」を決定している。

予算については、各部署の「部門予算原案」作成の前に、前年度の新規事業等について、各部署の自己点検・評価に基づいて事業評価を行い、その結果を次年度予算編成に反映させ、効果的な予算編成に資することとしている。各部署からの新規事業計画の提案・審議（学長会→予決算会→部局長会→評議会で大学案を決定）を行い、新規事業の評議会決定に基づいて担当部署が新規事業を盛り込んだ内容の「部門予算原案」を作成し、予算要求を行う。各部署からの「部門予算原案」について財務部査定等を経て、事務局長が「予算

原案」を作成し、学長会で審議の上、予決算会での提案・審議を経て、部局長会の「予算案」を決定する。学長は「予算案」を評議会に提案し、評議会でも審議決定（大学としての予算案を決定）する。その後「予算案」を理事長に報告し、その了承を得た後、理事長が理事会および評議員会に提案し、評議員会の意見を聴取した上、理事会で「予算」を決定する。

また、例年、10月から12月の期間に当該年度事業の見直しや変更に対応するため、補正予算を編成するとともに必要に応じ随時当該事業への予算措置を講じ、事業遂行に支障が生じないように配慮している。編成プロセスは当初予算編成の場合に準じる。

続いて、本学における予算編成および予算執行の特長についてであるが、予算編成に際しては、年2回行う「事業評価」（6月と11月に実施）により当該事業の達成度や効果、影響等を評価し、効果的な予算配分を行っている。各部署からの予算要求を新規事業予算と経常予算の2段階に分け、長期計画に基づく新規事業については、その目的や内容、手段、効果を取りまとめた計画書に基づき、事前に審議を行った上で経常予算を含めた予算編成を行っており、長期計画事業への重点的な予算配分を可能としている。

また、部局長会が基本方針や予算案を審議する前に、部長職位者で構成し学長が議長となる「予決算会」を開催し、各部署の事業執行責任者である部長職位者による事前審議で全学調整を図るとともに、事業部署の意思が予算編成に反映するように配慮している。予算は事業目的別科目により編成しており、事業の目的や内容を的確に捉えることができるとともに、事業担当部署においてはその事業目的毎に必要な予算を編成・執行できるため、事業の実体にも即した予算措置を講じることができる。

次に、本学における予算編成および予算執行の特長の一つとして挙げている「事業評価」についてであるが、これは事業内容やその事業がもたらす結果、成果等を財政的な視点から検証・評価し、事業の選択や重点化、再構築（スクラップアンドビルド）を図り、限られた財源の有効かつ効果的な配分を行うための手法の一つである。事業実施部署による事業の「目的」「手段」「成果」「予算執行状況」等を踏まえた自己評価をもとに、その事業に対する「ニーズ」「役割」「経済性」「効率性」「有効性」「予算規模」等の視点から検証・評価を加え、最終的には当該事業の「継続」「改善」「廃止」等を検討している。これは、予算とともに成果も重視した財政計画への変革、評価視点とコストを常に意識した事業の企画・運営、職員の政策形成能力向上等の効果が期待されるものである。この事業評価を実施することにより、次の3つの目標達成を目指している。

- ①事業の目的・位置づけを明確化した上で、事業の重点化・再構築を図ること
- ②成果重視の事業運営と予算編成を進めること
- ③最小の経費で最大の効果を上げるよう費用対効果を客観的に判断した上で次年度以降の予算に反映させること

なお、評価対象事業は各年度170件～220件、評価が改善・Cまたは2以下とされた事業は各年度5～9件であり、各年度の事業における成果や妥当性は概ね認められている（資

料 9(2)-12)。

最後に、過去 5 年間（2007 年度から 2011 年度まで）の予算編成および予算執行についての現状を分析すると次のとおりとなる。

当該期間の予算編成について、各年度の「予算編成の基本方針」に基づき、2007 年度：1 回の補正を含む合計 2 回、2008 年度：2 回の補正を含む合計 3 回、2009 年度：2 回の補正を含む合計 3 回、2010 年度：3 回の補正を含む合計 4 回、2011 年度：2 回の補正を含む合計 3 回、それぞれ予算編成を行った。なお、予算編成の基本方針をはじめ、予算および補正予算の編成にあたっては、いずれも予決算会から理事会までしかるべき会議体での審議を経ており、適切な手続きのもと編成がなされている。

当該期間の予算執行について、公認会計士による定期監査（各年度 16 回）および決算監査（各年度 8～9 回）において、改善に関する特記すべき指摘はなく、適正な予算執行がなされたと評価されている。ただし、内部監査人による定期監査では、一部の事務処理に不備があり、是正が求められている（資料 9(2)-13）。

2. 点検・評価

○基準の充足状況

本学を含めた全学は、「財政基本計画」に則した財政運営を行っており、その基本理念である「教学創造こそ財政」の認識のもと、学生や社会から評価される教学内容を創造し、「安定的な学生確保」や「多様な外部資金の獲得」を図ることにより、そこから得られた資金をさらに教学創造という質的发展に重点投資を行い、教学支援財政の確立に向けた「主体性」「安定性」「健全性」「社会性」の高い財政運営を目指している。

また、長期的な視点での財政運営を行うため、「長期財政計画」を策定し、財政の健全性を確保することを目的として、各種の財務比率数値にガイドポストを設定している。

これらの取り組みにより、本学を含めた全学が 2005 年に R&I（株式会社格付投資情報センター）から「AA-」の格付けを取得して以降、現在も「AA-」を維持し「安定的」との評価を受けていることは、安定的な財政基盤が確立したことの裏付けとなっていると言える。

以上から、必要かつ十分な財政基盤を確立し、財務を概ね適切に行っていると判断する。

（1）効果が上がっている事項

財政基本計画の策定およびそれに則した財政運営により、新たな事業提案や予算編成の際には、その審議過程において、常に財政的視点からの考察、意思決定がなされるようになり、その結果、長期的な財政基盤が確立されている。以下、具体的な財政効果を示す。

○受験料収入の基礎となる志願者数は予算編成時の目標である 4 万 5 千人以上（法人全体）を達成しており、その結果、学生生徒等納付金比率 77%以上を維持している。

○2009 年度の創立 370 周年記念事業に併せて募金活動を展開したことで、2009 年度末までにおよそ 22 億円の寄付金収入を獲得した。

- 国際的に経済状況が不安定な中、資産運用においても運用財産を毀損することなく毎年度 1.5%前後の安定した利息収入を獲得している。
- 既存の全ての学部において 2011 年度から収容定員増を図ったことにより、2014 年度まで、学生生徒等納付金収入が増加することとなる。その結果、「教員・事務職員定員枠（人件費枠）」の枠内での新たな教員の採用が可能となり、財政の健全性は維持しつつも、さらなる教学体制の充実を図ることとなる。
- 教育研究経費については、消耗品費等を中心に経費を削減（5年間で-16%）しつつも、教育研究経費比率を 32%以上の水準（全国私立大学法人（医歯系法人を除く）2011 年度平均 30.9%）を維持している。また、管理経費比率を 7.1%以下（同平均 8.7%）の水準を維持している。

（２）改善すべき事項

本学の財政運営について、過去 5 年間（2006 年度末から 2011 年度末まで）の決算推移では、資産総額が 102 億 6 千 8 百万円の増加に対して負債総額が 5 億 5 千 2 百万円の増加にとどまっており、併せて自己資金構成比率が 90%超で推移していることから、ストック上は大変良好であることが確認できる。一方、フローでは、消費支出比率は 5 年間で 9.3 ポイント上昇しており、長期財政計画における今後の財政見通しにおいても、一時的ではあるが第 5 次長期計画期間中に消費支出比率が財政ガイドポストにおける警告数値 93%以上で推移する見込みとなっている。現在の社会状況に鑑みると、今後帰属収入の大幅な増収は困難であり、消費税の増税などによる消費支出のさらなる増加も懸念されるため、フロー上、特に帰属収支上でのバランス（消費支出比率）の改善が喫緊の課題である。

また、本学は依然として収入の大半を学生納付金に依存し、支出に占める人件費の割合が大きいという私立大学に共通した財政構造となっている。今後は、このような財政構造上の課題を少しでも解消させるために、補助金をはじめとして、受託研究費等の外部資金の獲得を目指し、学生納付金のみに頼らない収入の多様化に向けた努力が必要となる。

３．将来に向けた発展方策

（１）効果が上がっている事項

第 4 次長期計画期間、本学は財政基本計画に則した財政運営を遵守したことで、自己資金（基本金および累積消費収支差額）は 289 億円増加、自己資金構成比率は 9.1 ポイント増加し、第 5 次長期計画を策定するための十分な財政的基盤を確立した。また、第 5 次長期計画開始から現在まで、長期財政計画どおり順調に財政運営がなされている。学生納付金が収入の大半を占める本学の財政的安定性は、学生（受験生）を確保してはじめて成り立つのであり、学生確保のためには魅力ある教学展開が不可欠である。つまり、教学と財政は表裏一体の関係にあり、そのことを基本理念とした「財政基本計画」を遵守した財政運営を今後も継続することで、さらなる財政的基盤の確立を目指す。

また、本学では教学・財政の両立と永続性、予算編成及び予算執行の適切性・効率性を維持するため、新規事業を含む予算編成から予算執行、決算、事業評価、内部監査等学内での審議プロセスを確立している。今後も、規程に則した審議プロセスを遵守することで、財政の健全性・安定性の確保に努める。

（２）改善すべき事項

第５次長期計画開始とともに財政基本計画を改訂して長期財政計画を改めるなど、教育研究支援財政の確立に向けた財政施策を具体化したことは、本学財政の健全性・安定性を維持する上で評価すべきものであるが、これらの計画を実行するためには、毎年度の財政運営が計画どおり安定的なものでなければならない。特に、第５次長期計画は教育研究のさらなる充実や新たな展開を行う関係上、人件費、教育研究経費をはじめ、ハード面充実のための施設設備取得に伴う資産的支出や、各施設設備を維持するための管理維持費や減価償却費など、多額の支出が想定されるため、経常経費の無駄を削減し効率的な経費支出に努めるとともに、資産的支出が効果的な投資となるようにしなければならない。消費支出が増加傾向にある中で、既存事業の継続や新たな事業の展開については、事業評価や新規事業にかかる予算審議で慎重審議の上、既存事業の廃止・縮小を見据えた、徹底した事業見直しを図り、事業の重点化や再構築を行い、経費の削減を目指す。

また、本学では、帰属収入に占める学生納付金の割合は非常に大きい。しかし、昨今の社会情勢から見て学生納付金の飛躍的な増加を見込むことは困難であり、受験料等の手数料についても同様である。長期にわたる安定的な財政基盤を確立するためには、帰属収入のおよそ 77%を学生納付金が占める本学財政の構造的特徴を明確に認識し、「教学創造こそ財政」の立場に立って教学改革を促進するとともに、補助金をはじめとして、外部資金の獲得を目指し、学生納付金のみに頼らない収入の確保に向けて取り組む。

４．根拠資料

- 9(2)-1 『龍谷大学財政基本計画』の改訂について
- 9(2)-2 長期財政計画《第５次長期計画第５回(通算第４１回)更新》
- 9(2)-3 消費収支計算書〔内訳表、決算書レベル〕及び消費収支計算書関連財務比率
- 9(2)-4 貸借対照表及び貸借対照表関連財務比率
- 9(2)-5 学校法人龍谷大学が AA-を堅持 -2005 年から 8 回目の格付更新
- 9(2)-6 学校法人龍谷大学経理規程
- 9(2)-7 予算統制等に関する規程
- 9(2)-8 学校法人龍谷大学固定資産および物品調達規程
- 9(2)-9 決裁手続取扱要項
- 9(2)-10 2012(平成 24)年度 予算編成の基本方針
- 9(2)-11 2007(平成 19)年度から 2011(平成 23)年度までの予算・決算にかかる審議状況

- 9(2)-12 2007(平成 19)年度から 2011(平成 23)年度までの予算執行にかかる事業評価結果
- 9(2)-13 2007(平成 19)年度から 2011(平成 23)年度までの予算執行にかかる会計監査状況
- 9(2)-14 2007(平成 19)年度～2012(平成 24)年度 監査報告書
- 9(2)-15 2007(平成 19)年度～2012(平成 24)年度 決算書
- 9(2)-16 2007(平成 19)年度～2012(平成 24)年度 財産目録

基準 10. 内部質保証

1. 現状説明

- (1) 短期大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

1) 内部質保証

本学では、内部質保証の維持・向上を図るために、大学評価における取り組みを推進している。本学における「大学評価」とは、自己点検・評価、外部評価及び認証評価機関への評価申請に伴う諸活動とその評価結果に対する本学の対応等を総称している。

本学の大学評価は、本学の教学と経営管理の改善・改革を支援・促進し、その質的水準の向上と本学の社会的使命の達成に資することを目的としており、認証評価機関等から特色有る短期大学としての評価を得ることによって本学の社会的評価を高めるよう努めている。この目的を達成するために、「大学評価に関する規程」、「大学評価に関する細則」、「教員活動自己点検に関する実施要項」等を定め、毎年、組織と個人の両面より自己点検・評価活動を実施している（資料10-1～3）。事務統括は大学評価支援室が行っており、短期大学部教務課と連携しながら継続的・体系的に推進している。また、龍谷大学短期大学部学則第3条の2及び大学評価に関する規程第7条に基づき、「短期大学部自己点検・評価体制に関する内規」を定め、3名の専任教員で構成する短大自己点検・評価委員会を設置している（資料10-4,10-5）。本学の諸活動は、短大自己点検・評価委員会が中心となり、教職員が一体となり継続的に自己点検・評価活動に取り組んでいる。自己点検の結果は、報告書としてまとめるとともに、ホームページ上で公表している。

ホームページ上で教員個々が目標や活動結果等を直接入力するとともに、毎年度のデータを蓄積できる「教員活動自己点検システム」を2013年2月に稼動し、2012年度期末からの活用が可能となった。さらに、2013年度においては、個々の研究業績や学内における役職や所属委員会等、既存の各種データを機械的に取り込むことで、各教員の負担減につながり、より効率的な運用が可能となる。

また、本学は、大学基準協会から2010年度短期大学認証評価の結果、短期大学基準に適合しているとの認定を受けている。

2) 情報公表

各大学に対し、教育研究活動等に関する情報（以下「教育情報」）の公表を義務づけ、社会に対する説明責任を果たすことを趣旨とした「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成22年文部科学省令第15号）」の制定・施行にあわせ、本学においても、2011年4月から「学校法人龍谷大学情報公開規程」及び「情報公開規程に関する細則」（以下「情報公開規程等」）を制定・施行し、積極的な情報の発信・公表に取り組んでいる（資

料10-6,10-7)。

情報公開規程等は、公表すべき情報として、「学校法人及び学校の基本情報」をはじめ 11 グループ（下表参照）の「情報公表」を定め、本学に関する 151 項目の情報（2012 年 7 月 31 日現在）を幅広くかつ詳細に公表することとしている（資料 10-8）。

情報公表(基礎データ)

龍谷大学は、「学校法人龍谷大学情報公開規程」に基づき、教育情報及び財務情報をはじめとする本学の情報について、公表してゆきます。

📄 [学校法人龍谷大学情報公開規程\(PDF:13KB\)](#)

📄 [情報公開規程に関する細則\(PDF:23KB\)](#)

• [学校法人及び学校の基本情報](#)

• [教育活動に関する情報](#)

• [学生生活・課外活動に関する情報](#)

• [進路・進路支援に関する情報](#)

• [大学評価に関する情報](#)

• [学則・諸規程等に関する情報](#)

• [財務及び経営に関する情報](#)

• [研究活動に関する情報](#)

• [社会貢献・連携活動に関する情報](#)

• [校地・校舎等の施設・設備に関する情報](#)

• [コンプライアンス・社会的責任に関する情報](#)

（出典： http://www.ryukoku.ac.jp/about/outline/info_disclosure/information/index.html）

「情報公表」の手段は、インターネット（web）に掲載することを原則として、情報公開規程等に定める事項は、すべてホームページで公表している。また、本学ホームページの閲覧者（高校生・在学生・保護者・卒業生など）が利用し易い環境に配慮し、ホームページのトップページに「情報公表」のバナーを設置し、1つのページ（目次）から各情報のページに移動できるような仕組みとしている。

教育情報の公表義務化を受けて、本学においても「情報公表」を積極的に進めることとなったが、「情報公表」は義務化による施策として取り組んだのではない。この情報化社会において、本学の理念・教育研究内容・取り組み等を、（社会一般が）正確に把握し理解を深めてもらうためには、本学自らが積極的に（社会に対し）情報を公表することにより、自ら質を明らかにすることが重要であるとの認識に基づくものである。今後も、公正かつ透明性の高い運営を実現し、構成員による自立的な運営及び教育研究の質の向上に資するため、積極的に情報を公表し、わかりやすいページ構成を目指す。

（２）内部質保証に関するシステムを整備しているか。

１）内部質保証

本学では、前述のとおり、内部質保証を維持・向上するために諸規程を制定し、短大自己点検・評価委員会が中心となって取り組んでいる。毎年実施している「自己点検・評価」によって、関連部署が個々に現状を分析・把握し、効果が上がっている事項、伸長すべき事項、改善・努力すべき事項を認識し、次なる取り組みに移行することで、内部質保証の充実に努めている。さらに、本学では、大学基準協会から、2010 年度短期大学認証評価の結果、短期大学基準に適合しているとの認定を受けるなど、内部質保証を維持・向上するための大学評価に対して、積極的に取り組むマネジメントサイクルを確立している。

２）法令遵守（コンプライアンス）の推進について

全学では、社会の一員として責務を果たすため、管理運営や教育研究等において、常に法令・社会規範・倫理を遵守することに取り組んでいる。特に法令遵守に際しては、2011 年度から法律行為を専門に取り扱う事務組織として法務課を設置した。法律分野において優れた知識と経験を持つ専門家（法務アドバイザー 1 名<元教員(労働法)>、その他事務職員 1 名<法律の実務家>）を配置し、教職員の法令遵守に関する意識を向上させること、および学内における不正・法令違反等の事象を未然に防止すること等を目的とし、業務に関する法律相談や法令遵守に関する研修会を必要に応じて実施している。

①法令改正の情報収集・周知について

法務課は、法令・条例の改正に関する情報収集のため『官報』を定期購読し、法令改正等を確認している。

私立学校に関する法令改正等は、監督官庁である文部科学省又は自治体等から、書面により各学校法人へ法令改正が周知されているが、法務課では、できる限り早く法令改正の情報を得ること、かつ幅広く法令改正を把握することに努めている。関係法令に則り、適切な大学運営を展開することを第一の目的としている。

②法令遵守に即した規程整備について

法務課は、法令改正を正確に把握した後、当該法令改正が学内規程の制定・一部改正を要するか否かを判断し、関係部署への情報提供及び規程制定・一部改正の指示を徹底している。

規程制定・一部改正の立案については、法務課は提案部署からの相談・協議を受け、趣旨・規程内容・様式等を確認する。また各種法令や他の規程との整合性も確認するとともに、組織規範として実効性にも留意している。

2011 年度においては、学校教育法施行規則の改正を受け、教育情報の公表を定めた「学

校法人龍谷大学情報公開規程」「情報公開規程に関する細則」を制定し、龍谷大学における「情報公表」の在り方を定めた。しかし、不正・法令違反等の防止策、及び不正・法令違反が起きた場合、早期に発見する仕組みがまだ不十分であると思われる。

③行動規範・ガイドラインの策定について

全学では、教職員ひとり一人が、法令・社会規範・倫理等を遵守し、適正に業務を遂行するため、各業務において必要とされる行動規範・ガイドラインの策定を進めている。主なものとしては、誰もが尊重され学び・働くことができる環境を維持・向上することを目的とした「ハラスメント防止等に関する規程」、研究者（教員）の研究活動における規範・倫理としての「研究活動に関する指針」、「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程（検討中）」、また著作物利用に関するルールとしての「著作物利用に関する指針（検討中）」、龍谷大学で勤務する者（事務職員）として役割・責務を定めた「事務職員の行動指針」、また省エネルギー施策や地球温暖化防止を目指した「エコキャンパス実現に向けた基本方針」等がある（資料 10-9～12）。

（３）内部質保証システムを適切に機能させているか。

１）内部質保証

本学では、前述のとおり、大学評価支援室が事務統括を行い、短期大学部教務課が率先して自己点検・評価や教員活動自己点検等、大学評価にかかる取り組みに真摯に取り組んでおり、内部質保証システムを機能させている。

２）情報公表

ホームページのトップページに「情報公開」のバナーを設置しており、公表している情報へのアクセスが容易であり、説明責任を果たすことの一助となっている。

３）法令遵守（コンプライアンス）

本学では、前述のとおり、法務課が中心となり法令遵守にかかる取り組みを行っており、内部質保証システムを機能させている。

２．点検・評価

○基準の充足状況

本学は、内部質保証に関する方針として、「龍谷大学内部質保証のあり方について」を定め、この方針に基づき、「機関（組織）としての自己点検・評価」と、大学の教育研究等を支える「教員個人の諸活動に対する自己点検」という２つの視点から内部質保証システムを確立すべく、積極的な取り組みを行っている。

自己点検・評価活動を毎年度、継続的に実施していくことにより、課題や改善点等を明

らかにして改善計画を立て、それに基づく改善活動を推進していくという仕組みを整備することができている。

以上のような取り組みにより、教育の質を保証する制度は概ね整備できていると判断する。

（１）効果が上がっている事項

１）内部質保証

「自己点検・評価」を毎年実施することにより、マネジメントサイクルが構築され、内部質保証の維持・向上を強く意識する中で諸事業に取り組むことができている。

２）情報公表

ホームページのトップページに「情報公開」のバナーを設置したことにより、公表している情報へのアクセスが容易であり、説明責任を果たすための一助となっている。

３）法令遵守（コンプライアンス）

法令・社会規範・倫理等の遵守について、教員採用時の法的リスクについての研修会を実施し、任期付き教員採用時の注意すべき点などを法務アドバイザーが説明し、採用責任主体である各学部長（短期大学部長を含む）の法的リスクへの理解が深まった。

（２）改善すべき事項

１）内部質保証

短大自己点検・評価委員会が中心となり内部質保証について教職員が取り組んでいるが、例えば「内部質保証に係る研修会」などを開催し、より一層内部質保証に係る意識を高める工夫が必要である。

２）情報公表

現在、情報の更新（最新化）手続きマニュアルがなく、公表する情報や更新時期は各担当部課に任せている状況である。定期的かつ必要に応じ情報を更新（最新化）していくために、各担当部課向けのマニュアル作成を目指す。

３）法令遵守（コンプライアンス）

不正・法令違反等の防止策、及び不正・法令違反が起きた場合に早期に発見する仕組み（対応策）等の策定が不十分である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 内部質保証（自己点検・評価）

「自己点検・評価」を毎年実施することにより、マネジメントサイクルが構築され、内部質保証を確立しつつある。さらにその維持・向上を強く意識する中で、諸事業に取り組むこととする。

2) 情報公表

本学が保有する情報については、これまでも積極的に公表してきた。今後も社会が求める情報やニーズを的確に捉え、情報を公表していく。

3) 法令遵守（コンプライアンス）

法務課と各部署が連携の上、各担当業務における法令・社会規範・倫理等の遵守に必要な指針・ガイドラインの策定を進める。

(2) 改善すべき事項

1) 内部質保証

短大自己点検・評価委員会が中心となり内部質保証について教職員が取り組んでいるが、より一層、内部質保証に係る意識を高めるため、例えば「内部質保証に係る研修会」などを開催する。

2) 情報公表

公表されている情報について、定期的かつ必要に応じ情報を更新（最新化）することに努めるとともに、イメージ画像なども取り入れ、ホームページ訪問者に対し、視覚的にもさらに分かり易いようページを構成する。また、一定の基準を設定することで、担当部署が情報を発信する際にタイムラグや内容に偏りが発生しないようマニュアルを作成する。

3) 法令遵守（コンプライアンス）

不正・法令違反等の防止策、及び不正・法令違反が起きた場合に早期に発見する仕組み（対応策）等の策定を検討する。また、日頃からコンプライアンスを意識する環境を確保するため、具体的な事例や留意点等を構成員に周知する。

4. 根拠資料

10-1 大学評価に関する規程

10-2 大学評価に関する細則

10-3 教員活動自己点検に関する実施要項

- 10-4 平成 24 年度 学則・諸規程 (資料 既出 1-1)
- 10-5 短期大学部自己点検・評価体制に関する内規 (資料 既出 3-9)
- 10-6 学校法人龍谷大学情報公開規程
- 10-7 情報公開規程に関する細則
- 10-8 情報公表
http://www.ryukoku.ac.jp/about/outline/info_disclosure/information/index.html
- 10-9 ハラスメント防止等に関する規程 (資料 既出 6-7)
- 10-10 2012 研究支援ガイド (資料 既出 7-9)
- 10-11 龍谷大学事務職員の「行動指針」について
- 10-12 エコキャンパス実現に向けた基本方針
- 10-13 自己点検・評価シートおよび自己点検・評価 改善計画書(2011 年度・2012 年度)
- 10-14 短期大学データ集 (参考)

オプション項目【特色ある取り組み】

1. 現状説明

（１）短期大学部が組織的に行っているユニークな取り組みの実施状況とその有効性

本学における特記すべき特色ある取り組みは、「実習事前指導の体系的な実施」「体験型教育で学ぶ『共に生きる地域づくり』」「イメージ創成を中心としたキャリア教育」「こども教育多目的室」の４件である。なお、前三者は共に文部科学省から評価され、GPとして採択されたものである。

1) 実習事前指導の体系的な実施

「実習事前指導の体系的な実施」については、社会福祉現場実習は福祉領域の人材を養成する重要な柱であり、それを充実させることが社会から強く求められている。そのため、その実習教育の効果を向上させるために、事前指導がカギであることに着目し、多様で体系的な実習事前指導の教育プログラムを構築したものである。

本取り組みは、高い水準の実習事前指導を実施し、学生が質の高い社会福祉現場実習が行えるようにすることを目的とし、①多様で体系的な教育プログラム、②現場に慣れておくための教育プログラム、③実践力を身につけられる教育プログラム、④丁寧・緻密な指導を可能とする情報管理システムの整備、⑤多様な協力関係の整備、といった点を特色としている。その中でも、実習事前指導の教育プログラムの中に、「福祉体験活動」という名称のサービス・ラーニングのプログラムを取り入れたことが最大の特色である。

1年生の夏休みに、高度な専門性を必要としないボランティア活動をベースにした福祉体験活動を「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ」あるいは「ソーシャルワーク現場実習指導Ⅰ」という科目の一環として実施させている。学生自らがボランティア情報等を入手することにより、福祉的な活動を体験する機会を見つけ、3日間以上参加することとしている。それを学内での学びにフィードバックし、2年生の本格的な現場実習につなげている。

なお、この取り組みは2003年度文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」に採択されている（資料 他-1）。

2) 体験型教育で学ぶ「共に生きる地域づくり」

本取り組みは、2002年度から始めた、知的障がい者と学習支援を通して協働する「オープンカレッジふれあい大学課程」（以下、「ふれあい大学」）を基礎として、以下の2つの「体験型教育」の取り組みを結びつけ、活かしあうことから構成されている。第1は、地元の砂川小学校児童、住民組織や砂川地域の高齢者等と交流し「地域課題に向けて協働する体験型教育」である。これを「砂川アクション」と呼ぶ。第2は、地域に暮らす知的障がい者が本学で学ぶことが出来るように体系付けられている「共に学ぶ体験型教育」であ

る。これを「ふれあい大学」と呼ぶ。

学生は、「砂川アクション」を通して地域の一員である自覚を高めていく。「ふれあい大学」で、全ての人を認め合い誰も排除せず包み込む地域の必要性を学ぶ。この両者があいまって、学生に「共に生きる地域づくり」に貢献する力を着実に育むことをめざしている。この取り組みの特色は、①学生と地域との関わりを組織的に支える体制を構築していること、②授業に取り入れ教育上の体系化を図っていること、③学習成果を学内全体と地域に還元しその共有化を図っていること、の3点である。

本取り組みの活動を統括する機関として、2006年度から、社会活動関連の業務を担う社会活動センターを設置し、その事務作業を担っている。

なお、これらの取り組みは2006年度文部科学省特色GPに採択されている（資料 他-2）。

3) イメージ創生を中心としたキャリア教育

進学目的意識や卒業後の進路希望を明確に持たない学生の増加に伴い、楽しく主体的に学ぶということができず、その結果、就職に対してもミスマッチな選択をしたり、漠然とした不安感から現実逃避したりするケースが増えてきている。こうした問題に対応するため、主体的に学生が学修し、納得できる就職をするためには、卒業後の進路等についてリアリティのあるイメージを持つことが重要である。この認識から、イメージ創生を早い段階から継続的に行えるように、卒業生の働く姿や就労現場等を題材に製作した本学独自の視聴覚教材（DVD等）を活用している。

またイメージ創生には実体験も重要であることから、体験型学習を積極的に行っている。視聴覚教材を活用したイメージ創生は、入学希望者や新入生に対して行うとともに、実社会での体験型学習すなわちインターンシップの事前指導としても行っている。またインターンシップやその事前・事後指導をはじめとする種々の教育課程において、実務家やサービス利用者、卒業生による特別講義を実施する等、学外教育資源の活用を図り、実社会と学生との接点を数多く持たせている。さらに卒業後支援にも力を入れ、卒業生、在学生、教員の交流を促進する仕組みの導入を行い、入学前から卒業後までのキャリア支援を継続的かつ体系的に実施している。

これらを通じて、本学のキャリア支援をさらに充実・発展させ、自分の目的に合った学修の必要性を実感として理解し、学ぶことに喜びを感じながら主体的に学修できるようにすることが本取り組み全体の中心的なねらいであり、希望を持って就職し、いきいきと活躍できるような支援を行ってきた。

なお、これらの取り組みは2006年度文部科学省現代GPに採択され、2008年度で補助事業としては終了したが、本取り組みの成果を生かして、2009年度以降も継続的に事業を展開している（資料 他-3）。

4) こども教育多目的室

2011 年 4 月のこども教育学科設置に合わせて、深草学舎 21 号館 3 階に整備した特別室である。絵本や紙芝居等のこども用文庫や、幅広い授業で活用できるフリースペースを配し、保育・幼児教育の専門職として必要な素養を実践的に学ぶために設置している。なお、授業期間中の平日（月～金）の昼休みに開室している。

この多目的室の具体的な活用形態は多様である。例えば、授業期間中の毎週水曜日に教員助手が「こどもの生活と文化」を楽しく学ぶ「りゅうたん♪こどものあそびワークショップ」を開催している。このワークショップは、仲間と一緒に遊びを体験し、こどもの生活や文化に触れることによって、教育や保育の実践力を身に付けることをねらいとしている。この取り組み自体は正課外の活動であるが、保育実習や教育実習における学生の実践力向上が期待できる。

また、児童文化に関わる実践的な授業や、乳幼児とその保護者をゲストスピーカーとして招く授業等においても定期的に活用され、その一部はホームページでも発信している。

さらに、オープンキャンパスでは、こども教育学科における学びの内容を具体的に伝達する役割を担っている。そこでは、特別室の設備や備品の紹介のみならず、簡単な工作等の体験コーナー、在学生によるキャンパスライフ相談コーナー等を用意し、受験生や保護者に対し、きめ細やかな対応を行っている（資料 他-4）。

2. 点検・評価

○基準の充足状況

「実習事前指導の体系的な実施」、「体験型教育で学ぶ『共に生きる地域づくり』」、「イメージ創生を中心としたキャリア教育」は、文部科学省の GP として採択された事業で、補助事業終了後も取り組みは継続的し、効果が認められる事業である。

「こども教育多目的室」は、大学教育開発センターの FD 自己応募研究プロジェクトの助成を受けながら、こども教育学科の FD 研究としても位置づけ、取り組んでいる事業である。学生が自主的に「こども教育多目的室」を訪室し、「遊び」について研究する等、学生の座学と実践をつなぐ場として、実績を積んでいるところである。

（1）効果が上がっている事項

1) 実習事前指導の体系的な実施

本取り組みは、毎年度末に「社会福祉援助技術現場実習Ⅱ」「ソーシャルワーク現場実習Ⅰ」（卒業実習）に関するアンケート調査を実施することにより評価を行っている。

2011年度に実施したアンケート調査では、68%の学生が福祉体験活動は卒業実習の際に役立ったと回答している。

このように、福祉体験活動というサービス・ラーニングの経験は、福祉現場に慣れ、現場実習において求められる実践力を修得する機会ともなり、現場実習の教育効果を向上させ

ている。また、サービス・ラーニングの経験は、学内での学修にフィードバックされ、学生の学修意欲や理解力を高めるという教育効果も期待できる。

2) 体験型教育で学ぶ「共に生きる地域づくり」

「ふれあい大学」は、2009年に開催された日本特殊教育学会の第47回大会のシンポジウムで紹介・評価された。学生にフィードバックすることで教育に反映させている。また、2010年度に受けた大学基準協会の外部評価において、短期大学部の長所として、「ふれあい大学」の取り組みが評価された。

「ふれあい大学」では、障がい者の持つ可能性に気づき、対等に付き合いながら、協力して表現手段を創出するという機会を学生に提供できるよう、音楽、演劇における発表会を実施している。また、毎回の授業においても学生と受講者をマッチングすることにより、その受講者の取り組みの様子等をより理解できるよう工夫している。その結果、「ふれあい大学」の報告書である『2011年度 龍谷大学短期大学部 知的障がい者 オープンカレッジ「ふれあい大学」－課題と展望－』に掲載している学生の学びのとおり、障がいをもつ人とののかかわりの中で、学生はストレングス（潜在的な力を信頼して、それを引き出し、活用していく）の視点に気づき、ともに学ぶことにより、パートナーシップの関係を構築していった。これらの学びの中で、社会福祉専門職の基礎を構築することができた。

「共生をめざすグローバル大学」として、地域に向けた障がい者の自立支援の発信拠点となるよう、「ふれあい大学」の発表会では地域住民や受講者の関係者等にも案内し、取り組み趣旨等を理解してもらうための機会を設けている。参加した地域住民のアンケート結果からは「感動した」との声が多くあり、「共に生きる地域づくり」に貢献している。

3) イメージ創生を中心としたキャリア教育

本取り組みの一環として製作した実習事前指導用視聴覚教材（DVD）が、実習に役立ったかどうかについて問うアンケート調査を実施したところ、「役立った」と回答した割合が2011年度は80%にのぼり、高い評価を得ている。このことにより、本視聴覚教材が体験型学習の一環として位置づけている社会福祉実習の教育効果を一定程度高めたものと考えられる。

また、導入教育用視聴覚教材を入学直後に視聴した学生からは、「先輩たちの仕事のことを聞いてすごくなった。生活相談員の仕事をしている先輩の話を聞いて自分の将来のことが少しずつ見えてきた気がする」、「ビデオを見て細かい将来像を改めて考えることができた」、「同じコースを選択した先輩方の生の声を聞けて、自分の進路のイメージがとてもわいた」といった感想が出される等、「卒業後の進路等についてのリアリティのあるイメージを創生する」という期待どおりの効果があがっていることがうかがえる。

4) こども教育多目的室

こども教育多目的室の活用をめぐることは、こども教育学科所属の教員間で種々議論を行い、おおむね以下の2点に留意してきた。第1に、2012年度末の完成年度終了までは同室の活用および活動は学内の学生指導を最優先とし、地域の子育て中の親やこどもたちへの開放は、中長期的な課題とすることである。第2に、特別室の設備・備品を積極的に活用する教学展開が必要であることから、大学教育開発センターのFD自己応募研究プロジェクトの助成を受けながら、こども教育学科のFD研究としても位置づけ、試行的な実践を積み重ねていくことであった。

具体的には、教員有志3名によって、2011年度は「保育実践力育成のための教授法開発とその検証ー『こども教育学科多目的室』活用を中心としてー」と題するプロジェクトを推進した。その活動は『龍谷』第72号(2011年)で紹介され、学生たちの“遊びのひきだし”を増やすこと、座学と実践をつなぐという、こども教育多目的室とそこでの活動の意義が述べられている(資料 他-4)。

また、その研究成果の一部は、実践報告「保育実践力育成のための正課と正課外を往還する体制づくりの試み」(田岡由美子・和田幸子・生駒幸子の共著)として、社団法人全国保育士養成協議会『保育士養成研究』第29号(2012年)に公表されている(資料 他-5)。そこでは、2011年度における活用の方法と内容が簡潔に整理された上で、その成果として、①FD活動を通じた教員の学び(学生に対する理解の深まり)、②「多目的室」の教育的意義(学生の包括的な学びを支える正課と正課外の連携、学生の居場所)、が指摘されている。

なお、2012年度は、プロジェクト「保育実践力育成のための教材開発とその検証ー『こども教育学科多目的室』活用を中心としてー」を推進し、学生および教員を対象にアンケート調査を実施し、その集計・分析に基づき、2012年12月開催のFD報告会で報告を行った(資料 他-5)。

(2) 改善すべき事項

1) 体験型教育で学ぶ「共に生きる地域づくり」

「共に生きる地域づくり」の一環として、2006年、深草学舎中央に知的障がい者が働く「カフェ樹林」をオープンした。オープン当初は、この「カフェ樹林」を実習教育や「共に生きる地域づくり」のための教育の拠点として活用していたが、近年その活用が十分行われなくなっており、本学と「カフェ樹林」との連携を強化し直すことが課題となっている。

2) こども教育多目的室

2011年度および2012年度FD自己応募研究プロジェクトを推進してきた結果を踏まえると、第1に、正課外の取り組みについては来室学生数が限定的であり、また諸活動への参加学生に偏りが見られる点が挙げられる。第2に、こども教育学科の所属教員間での連携体制づくりが課題である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

サービス・ラーニングとしての福祉体験活動は、実習事前指導として効果を上げているが、その活動プログラムの選択肢を広げることで、より効果を伸長させることができるように思われる。2012 年度中にコース会議等において検討を行い、2013 年度から活動プログラムの選択肢を広げることをめざす。

他方、こども教育多目的室については創設以来、そのスペースの狭さや常駐スタッフの未配置という限界を抱えながらも、正課、正課外、オープンキャンパス等での試行的な実践を重ねてきた。これによって、学生はもとより受験生・保護者に対し、こども教育学科における教育内容の一端を可視化し、具体的に伝達する機能・役割を果たしてきたという意味では相応の効果を上げてきたように思われる。

(2) 改善すべき事項

本学と「カフェ樹林」との連携強化策を 2012 年度中に教授会、学科会議等において検討を行い、2013 年度から福祉体験活動の活動場所として「カフェ樹林」を再活用する等、本学と「カフェ樹林」の連携強化を図り、「カフェ樹林」を実習教育や「共に生きる地域づくり」のための教育の拠点としてあらためて活用することをめざす。

他方、こども教育多目的室については、その教育的意義に鑑み、同室の設備・備品と学生をつなぐ媒介者の機能・役割が重要かつ不可欠であると思われるため、常駐スタッフの配置について 2013 年度以降の学科会議等での検討を要する。

4. 根拠資料

他-1 龍谷大学ホームページ「『実習事前指導の体系的な実施ーボランティア活動の活用を中心とした取組ー』2003 年度『特色ある大学教育支援プログラム』（特色GP）に採択」<http://www.human.ryukoku.ac.jp/about/practice.html>

他-2 龍谷大学ホームページ「短期大学部が文部科学省 2006 年度『特色ある大学教育支援プログラム』に採択されました。」<http://www.human.ryukoku.ac.jp/about/region.html>
龍谷大学短期大学部社会活動センター（編）『2011 年度 龍谷大学短期大学部 知的障がい者 オープンカレッジ「ふれあい大学」ー課題と展望ー』（龍谷大学短期大学部社会活動センター） 2012 年 3 月

『体験型教育で学ぶ「共に生きるー地域との共生ー」』（龍谷大学人権問題研究委員会） 2012 年 3 月

他-3 龍谷大学ホームページ「短期大学部が文部科学省 2006 年度『現代的教育ニーズ取組支援プログラム』に採択されました。」

<http://www.human.ryukoku.ac.jp/about/career.html>

- 他-4 龍谷大学ホームページ「龍谷大学の様々な動きをご紹介します Ryukoku News
&Topics 短期大学部こども教育学科 保育現場での実践力を養う りゅうたん♪こどものあそびワークショップ」『龍谷』第 72 号、2011 年
http://www.ryukoku.ac.jp/about/pr/publications/72/08_topics/index.htm
- 他-5 龍谷大学ホームページ「2011 年度自己応募研究 PJ（田岡由美子、生駒幸子、和田幸子
<短期大学部>）の取り組みが『保育士養成研究』第 29 号に掲載されました。」
<http://www.human.ryukoku.ac.jp/news/detail.php?id=3900>
田岡由美子・和田幸子・生駒幸子「保育実践力育成のための正課と正課外を往還する
体制づくりの試み―『こども教育学科多目的室』活用を中心として―」全国保育士養成
協議会『保育士養成研究』第 29 号、pp.97－106、2012 年

終章

自己点検・評価のまとめ・今後の展望

龍谷大学は2009年に創立370周年を迎えたが、本学は、その中でも龍谷大学文学部に次いで長い歴史と伝統を持っている。60有余年の長きに亘り多数の優秀な人材を社会に送り出してきたことは、短期大学として社会的に大きな役割を果たしてきたと言える。創立当初からの変遷を振り返れば、絶えず社会の変化や時代の要請を受けとめて教学・研究・社会活動に取り入れ、さまざまな改革をしてきたことは、まさしく「進取と伝統」に値すると言える。「進取と伝統」とは、龍谷大学創立370周年記念行事において使用した象徴的な言葉である。単に昔を懐かしむとか、古いものが良いということではなく、伝統を重んじながらも、その時々社会が求めるものに応えて、その時代の新しさを反映させた手法を取り入れてきたからこそ、本学は現代まで存続してきたという趣旨である。まさしく新しさを積み重ねてきたから、この現代社会に存在しているのだということを表現した言葉である。そのような歴史を積み重ねる間、建学の精神に生かされた有為の人材を社会に送り出すという使命を果たしてきた。

2011年4月に、本学はさらなる社会的要請に応えるため、「社会福祉学科」と「こども教育学科」の2学科体制に再編した。

このたびの自己点検・評価活動において、本学を構成する教職員が、常態化した業務から視野を転じて教育・研究・社会活動を見直す契機となったことは、大きな意義があった。加えて、学科改組という重要な経験を踏まえ、学部・学科全体の今後の改善策につき共通認識を獲得できたことは千載一遇の機会となった。

二十一世紀の現代、短期大学は、多くの課題を抱えつつ、非常に厳しい局面にある。かつて二十世紀終盤には、効率的で凝縮されたカリキュラムを展開していた短期大学に、多くの志願者があった。しかしながら人々の生活が一定水準に達した頃から、短期大学より4年制大学を志願する者が増加した。わずか十数年のうちに、社会における教育や大学に対する価値観の変化がみられる。そのような一般的傾向ではあるが、短期大学を志願する者も一定程度みられるため、本学がそのような志願者に応えていくことは、まさしく建学の精神に相通じるところである。

これまでの自己点検・評価活動を通じて認識できた課題は、次のような事柄である。大学基準協会への認証評価の受審を契機に発足した短大自己点検・評価委員会であったが、その点検・評価活動が、本格的に十分な機能を果たしたとは言い切れない。現在、この自己点検・評価活動を毎年実施しつつ、そのことから生まれる成果をより実質的かつ有意義なものとする必要がある。また、自己点検・評価活動を通して、本学教職員のFD活動への認識をも深化させ、その実践を蓄積することでFD活動についても充実していくべきである。

また今後は、より優秀な学生の確保だけでなく、入学した学生が有している多様な能力を引き出し、その能力に自信を持たせることが求められる。18歳人口の減少、大学全入時代を経て大学卒業生の割合がますます増加していく社会にあって、自信を持って学生を送り出すことが、本学教職員に託された使命である。

その達成目標を見据えて、自己点検・評価活動を自主・自律的に行うことが常態化しつつ、恒常的に検証・改善をしていくべきであると認識を新たにしている。